



東漕要覧

1961～1962

東京都漕艇協会

東漕要覽

1961~1962

東京都漕艇協会

1962・7・1

序

東京オリンピックを目指して、漕艇界も愈々活潑になりますのは慶賀に堪えませんが、関係者のご苦勞は竝々ならぬことと考えます。

この東漕要覧は、昨年度（36年）の東漕事業として、オリンピック準備体制に少しでも便宜となるよう企画され、延引は致しましたが、漸く発行の運びに漕ぎつけました。本誌でよくお判りのように、私が東漕会長をお引受け致しましたのは、岸前会長の日漕会長就任に伴う後任として昨年の8月からでありましたので、本書の発行は岸さんからの申送りの宿題とも申せます。しかも、この仕事は前年 36 年度の役員の方々が、最後まで担当されたのであります。

今、私は本誌のゲラ刷を見ておりますが、実のところ要覧というものは、役員名簿と規約集位と考えておりましたが、仲々味のある内容で満足しております。一読してみますと、相当の大作で、偏えに前年度役員の方に対する敬愛感の結晶と存じます。

この一篇を、皆様と共に今は亡き岸道三君に捧げることに、ほのかな喜びを覚えます。

昭和37年6月15日

東京都漕艇協会

会長 東海林 武雄

発行に当って

この東漕要覧の作成発行は昭和36年冒頭の定例総会において36年度事業の一つとして、東漕ニュースの発行とともに公約された事であります。36年度の事業は、この要覧発行をもって、公約を100%実施した事になるわけです。ただこの要覧の発行が遅れたことについては、責任者として関係各位に深くお詫びを致すとともに、その原因については、些か弁明を述べさせて頂きたいと思ひます。まず第1の理由は、記録が不確実であった事です。うっかり原稿を作成してしまつて、間違いをそのまま印刷しますと、それが正しいものとして伝えられるおそれがあり、この点を随分心配して、推こうを重ねたという事情をお汲みとりいただきたいと思ひます。

次は、この要覧は36、37両年度版として37年早々に発行することに計画が変更されたのですが、発行の責任者は36年度で理事長の任期を終えたところで、些か気が抜けた状態のまま、要覧原稿作成の速度が鈍つたという事情についても、各位の御寛容をお願いしたいと思ひます。

ともあれ、この要覧の発行によって協会の平常事務標準化・円滑化、に資することができれば、責任者として望外の喜びでございます。

そもそも、36年度は東京オリンピック準備第1年目で、独、米クルーの来日などにより漸くオリンピック準備体

制に突入したわけです。そして、37年度以降の協会事務が、より繁忙となることは必定で、事務処理の能率化に役立つコードブックがあれば、と念願していたのが、この要覧発行のきっかけでありました。戦前、「オアズマン手帳」というものがあり、これは事務の手引き書というよりも、オアズマンの常識を教えてくれる親しみ深い好著でしたが、この要覧もそうした親しみを以て、各位に迎えられれば、さらに嬉しい事だと思ひます。

記載内容、記録の推こうなどには、担当者一同真剣に取り組んだつもりではありますが、不備な項目あるいは間違いもあろうかと心配しております。この点は、各位の御高評を得て改訂いたし、それを礎石として、よりよいものに育てていただきたいものと考えております。

36年度理事長としてお約束したこの本を、漸く皆様のお手許にお届けでき、これで全責任を完全に果たし得たことは、大きな喜びであります。

(37-5-20 松井文尾)

なお、本要覧の費用については、36年度経費として、50,000円を用意していただき、ここに1,000部を作成し、ちょうど1/4が支弁される事になりました。大変ご迷惑ですが、何卒多数の方々に実費お買上げをお願いいたします。

目 次

序..... 1	日本漕艇協会会員名簿.....71
発行に当って..... 2	日本漕艇協会役員名簿.....71
東漕歴代会長・理事長..... 4	日本漕艇協会競漕規約.....73
東漕小史..... 4	日本漕艇協会審判員心得.....79
東京都漕艇協会規約..... 9	日本体育協会アマチュア規程.....81
東京都漕艇協会会員名簿.....11	財団法人オリンピック東京大会 組織委員会寄附行為.....84
東京都漕艇協会役員名簿.....15	東京オリンピック選手強化対策 本部規程.....88
水路用具等の保管と貸出し に関する内規.....19	日本漕艇協会東京オリンピック 準備委員会内規.....90
東漕カップ所在.....20	日本ユニバーシヤード委員会規 程.....91
東漕36年度活動の足跡.....21	財団法人東京都体育協会寄附行 為.....93
理事会議事録.....21	関係先住所録.....98
会務日誌.....29	参 考 文 献..... 101
昭和36年度決算報告.....34	競漕大会開催の手引..... 103
昭和37年度事業計画.....35	コース紹介..... 110
昭和37年度象算.....35	ピッチ表..... 113
東漕関係レガッタ開催要項.....36	東京付近水上キロ程表..... 114
東漕関係レガッタ記録.....45	東京地方潮位表..... 115
日漕関係レガッタ開催要項.....52	[追加]東漕関係レガッタ沿革..... 118
日漕関係レガッタ記録.....56	
関係団体規約・その他.....64	
社団法人日本漕艇協会定款.....64	

東 漕 歴 代 会 長 ・ 理 事 長

年 度	会 長	理 事 長	当 番 校
昭和23	山 田 文 雄	故 東 田 正 信	
〃 24	山 田 文 雄	高 橋 六 郎	
〃 25	山 田 文 雄	遠 藤 保 藏	
〃 26	山 田 文 雄	谷 古 茂	
〃 27	故 岸 道 三	谷 古 茂	
〃 28	故 岸 道 三	谷 古 茂	
〃 29	故 岸 道 三	中 川 英 造	一 橋 大
〃 30	故 岸 道 三	五十子 卷 三	東 大
〃 31	故 岸 道 三	金 子 弁 作	早 大
〃 32	故 岸 道 三	水 之 江 公 英	慶 大
〃 33	故 岸 道 三	増 田 昌 雄	明 大
〃 34	故 岸 道 三	佐 賀 直 光	日 大
〃 35	故 岸 道 三	今 村 茂	工 大
〃 36	故 岸 道 三 東海林 武 雄	松 井 文 尾	外 語 大
〃 37	東海林 武 雄	米 本 貴 一	東 経 大

東 漕 小 史

国民体育大会（国体）は戦後に生まれたものであるが、これに伴って、日本体育協会は組織を改変した。東京都漕艇協会（東漕）はその事情に即応して、開設されたのである。だが、東漕の内容は決して新しいものでなく、その前身は関東漕艇協会であり、創立当時はただ名称の変更としか考えられていなかった。（戦後は、関東漕艇連盟という呼名で、協会と区別した）今でこそ関東地方には東京都・神奈川県・埼玉県の協会が存在するが、戦前の実態は関東＝東京であったからである。

こうした状況からして、東漕の創立を明かにするためには、まず終戦直後の東京における漕艇界の復興を顧みなければならぬ。これは日本漕艇の復興史の一面でもある。

終戦直後の諸記録

昭和20年 8月15日が終戦、そして秋風がたち始めると、在京のボートの虫どもは、食えても食えなくてもボートが漕ぎたくなり、焼失を免れた東・商の艇庫を足場にして、関東インターカレッジの再興を期して漕ぎ始めた。

11月18日、向島に集まり、エイトで出漕したのは、東・商・早・慶・明・日・工 7クルーだったが、当時はO・Bと在学生の区別がはっきりしなかったり、大半がO・Bだけというクルーもあって、やむなく懇親大会に終わったが、たしかに当時としては大変な努力であった。しかしこの試みが、その後の復興に極めて貴重な一石であったことはいままでもない。

昭和21年 春から夏へ各校はそれぞれ復興に苦闘した。漸く秋になって10月19～20日に関東インターカレッジをみごと復活し、ここに第24回関東学生選手権を開催した。ただし、この大会には第1回国体関東予選をも併催した。

エイト出漕——東・商・早・慶・工・一高

フォア出漕——東・商・明・工・商専・学習院

スカール出漕——中野(学)・内田(一高)

〔注〕当時商大は産業大学が正称。

国体の関東予選では、高専固定席に外語、一般固定席に日本鉱業、中等固定席に教大付属中がそれぞれ優勝したが、日本鉱業のみが瀬田川に遠征した。

なお、この大会より1カ月前の9月22日、向島で付属中と開成中の定期対校戦(第17回)が行われている。これは対校戦の復活第1号で注目された。

昭和22年 漸く生気を取りもどしたこの年は、まず5月11日向島で早・慶の対校が復活(第16回)、次いで6月1日向島レガッタが誕生した。この向島レガッタこそ、お花見レガッタ・都民レガッタの前身で、都民レガッタ

はこれを第1回としている。

夏に入り、8月25日には東大主催の全国高校大会(旧制高校)が向島で復活し一高・二高・八高・浦高が参加した。この高校大会は翌23年、瀬田川に続くが、学制改革でその時が最後となった。

前年復活した付属中対開成中、関東学生選手権は、本年も開催されている。

9月28～29日には第25回の全日本学生選手権が向島で開かれた。(全日本学生は既に前年に第1回国体と併催で復活し、瀬田川で開かれている)。この全日本にはエイト・フォア・スカールのほかに、カヤックが漕艇の一部門として復活した。

さて、第2回国体は金沢市を中心に開かれたが、ボートは前年同様8月30～31日に瀬田川で行われた。地元関西が中心ではあるが、50余クルーが参加し、北海道・宮城の代表も加わって、ここに漕艇が全国的に復興したことがわかる。東京都代表は昨年出場の日本鉱業と学習院中等部が遠征参加したがともに第1回戦で敗退した。

東漕の創立

上述の通り、復興期3年間の活動は当時としては並々ならぬ苦労の連続であった。対校戦や特殊のレースを除きほとんどが関東漕艇連盟主催で行われており、全日本も実質的には関東漕艇連盟が主催していた。上述で明かな様に、第1回の国体は関東代表であったが、第2回は明瞭に東京都代表で、この時に、形式的ではあったが、初めて

東漕の名称が必要となった。こうして昭和23年を迎え、2月12日の関東漕艇連盟の総会はついに東漕の存立を認めここに東漕が誕生したのである。

当初の役員は全員が関東漕艇連盟の兼任であったが、5月23日の向島レガッタ(第2回都民レガッタ)を主催するに当たり、初代の会長に山田文雄氏、同じく理事長に東田正信氏を正式に決定した。

従って、昭和22年に東漕の名称が使用されたとはいえ、東漕の誕生は昭和22年2月12日と記録されなければならない。

これより以降は、時に関東漕艇連盟の名を用いても、その活動の主体と実質は東漕であり、しかも日漕の活動さえも代行して、今日に至っている。(昭和36年度において、関東漕艇連盟の名称は古市会長の日漕葬を除いては、全く使用されていない)

漕艇復活の実績はこの時期に急カーブを画いて充実したとはいえ、これ以後年々活発化していくのである。以下、年を追って記述して行くが、東漕主催の大会に関する沿革や歴代の会長、理事長名などは別記した。なお、すでに開設され継続する大会などは、記述を省略し、また、東漕に直接関係はなくとも、その年のトピックと思われるものは併記した。

昭和23年 東漕主催と名をあらためて、5月23日に第2回向島レガッタを開いた。次いで6月20日には関東漕艇連盟の名において関東高専レガッタを向島で復活し、東漕が実質的に主催した。このレガッタは復活と同時にこれ

が最後となった。

第3回国体は、遠く福岡で開かれ、東京からは日医大予科・開成中・千代田銀行の3クルーを送り、初の天皇杯2点を得た。(18県中6位)

この年、関東学生と全日本は、ともに向島から戸田に移り、戸田コースの使用が再開された。全日本はこの年も国体を兼ねた。なおこの年の2月、慶大が戦後初めてエイトを建造した。(野口造船所、当時の社長は宮木昌郎氏)

昭和24年 理事長は高橋六郎氏に代った。東田前理事長が主唱したエイトのリーグ戦を5月3～8日に戸田で開催した。(ボートのリーグ戦は戦前に、尾久の4校—文理・工・拓・日医—が行っていたが、毎回棄権などがあって、本格的実施を見なかった。この時は6クルーの参加により実施したが、このレガッタもこの年1回で終わってしまった。しかし、昭和31年、メルボルン・オリンピックの代表決定にリーグ戦が採用されていることはおもしろい)

東漕は戸田レガッタを創設して、6月1日、戸田で第1回を主催した。(このレガッタは昭和26年第6回より埼玉県漕艇協会に移管した)

以上2つのレガッタを開設するとともに、本年は第4回国体が東京で行われ、前理事長東田氏は日漕を代表し、高橋理事長と早慶名コンビの下に、各校OBを総動員し、幾多の困難を克服して大活躍をした。東京代表クルーは地元にもかかわらず、振るなかった。

本年は関東学生、全日本学生が一本となり、さらに全日本に合流して日本の最高選手権が実現した。また、8月

28日に向島で東・高対校が復活した。

昭和25年 理事長に遠藤保藏氏が就任した。終戦後5年目に当り、復興も一段落し、専ら復習の年で、各レガッタはますます充実した。

5月20日の早慶、8月20日の東商にそれぞれ長距離レースを採用した。

昭和26年 谷古茂氏が理事長となった。第1回読売レガッタを戸田で開設。

昭和27年 谷古理事長は留任したが、会長に新たに岸道三氏を迎えた。4月19日に日漕副会長宮木昌常氏が忽然として死路に旅立された。5月3日向島でボート葬がとり行われた。(谷古理事長の名指揮と日漕松井理事の司会は成功した)

11月3日、関東ジュニアインカレを開設し、戸田で第1回を行った。(このレースは昭和35年より日漕の主催となり全日本ジュニアインカレへと発展した)

この年、第15回オリンピック(ヘルシンキ)に戦後初めて参加し、慶大舵手付フォアが日下二郎(現日漕理事長)監督のものに遠征した。

昭和28年 谷古理事長、遂に三年留任。1月12日秩父宮殿下の御葬儀があり、東漕各大学はオールを捧持して参列した。

8月16日、第1回朝日招待レガッタが向島で開催された。東漕と朝日新聞社の共催である。次いで8月23日に関東高等学校(新制)新人戦を戸田で開催した。

谷古氏の三年連続理事長の後、東漕は、会務運営に当番校制を採用し、理

事長には当番校OB、副理事長兼審判長には次年度当番校OBが就任することにした。この間3年間東漕実業団から谷正一郎、木村吉郎、野村金次の3氏が出馬し、名トリオで谷古理事長を助け、同時に東漕実業団を啓発した。

昭和29年 初の当番校は一橋で、理事長に中川英造氏が就任した。

前年秋ころから、戸田コースの競艇使用が日漕で論議されていたが、東漕は3月4日競艇実施に絶対反対の旨声明を発表した。

朝日招待レガッタが糸口となり、朝日新聞社の後援でケンブリッジ大学の招聘が実現した。この年の国体は札幌のため、8月となり、ケ大来征の時期が重なり、日漕は24年の東京国体を上廻る大布陣を整え、この大事業を敢行した。理事長中川氏は朝日新聞社の幹部であり、日漕五十子理事はケ大担当と東漕副理事を兼ね、ともに一人二役の大活躍は、よく東漕全役員を動員した。

ケ大を迎えた全日本では、前年決勝に進出した新進の北大が優勝し、日本エイトの栄冠は、初めて東京を離れた。

6月13日、向島で第1回日立明対校が行われた。

昭和30年 当番校東大で、五十子巻三氏が理事長となる。

国体も10回を迎え神奈川県で開催。漕艇会場は処女地相模湖と決定した。富田神奈川漕艇協会々長の陣頭指揮と地元の熱意は溢るものがあったが、なに分経験者は少なく、五十子理事長が率先して東漕役員が全面的に応援し

た。五十子理事長に動員された主力は中原・谷古・松井・中田の4氏で、理事長以下何れも舵手であった。このためボートの認識がなかった地元の人々から、ボートマンは小さい人ばかりだね、といわれ苦笑した。谷古・中田両氏の奮斗で深水路にもかかわらず、コース設定は完璧だった。

11月13日に大学の女子選手権が新設され、第1回が戸田で行われた。(戦後急速に女子ナックルは発展したが、どちらかといえば、実業団が盛んであった。しかしこの年漸く共立・東・早・慶に普及してこの大会が生まれた)

この年、東経大と中大の対校定期戦が生まれ、向島で第1回が行われた。

安定期に入った東漕

戦後滿10年の歳月を経て、漕艇の復活はここに一紀元を劃した。しかも外国クルーを招聘し、一方国体の充実で漕艇界の底辺も拡がり、漕艇界は全く安定期を迎えたのである。

東漕も例年行事が定まり、躍進の一途をたどり、しかも日漕の実動部隊として年々舞台を増して行った。岸会長留任のままで、当番校は商・東に続き早・慶・明・日・工と名門が後を襲いその代表OBは何れも日漕の大幹部で如何なる事態にも動じない立派な協会となった。以下、年々のトピックを列記してみよう。

昭和31年 新年の元日から3日間、日漕の要請に応え、各大学OB・学生は東京の各盛り場に出動、オリンピック募金に協力した。

第16回オリンピック(メルボルン)

に日本代表はエイトで出陣し、慶大クルーが派遣された。(前年選ばれた3つの候補をなぎ倒した慶大を追うものは京大で、決戦の結果その差1尺であった)

昭和32年 春の早慶レガッタで慶大艇が沈没。その勝敗決定に関する話題は小学国語教科書の一章となった。

昭和33年 全日本には慶大が優勝し、未踏の3年連続優勝を成しとげた。

国体ボート会場は、ここ2~3年とかく敬遠され勝ちであったが、この年の富山県はボートを返上。ボート会場は滋賀県(琵琶湖)となった。工大・外語大・商船大の定期戦が生まれた。

昭和34年 日漕がオックスフォード大学を招聘した。

初代理事長東田正信氏が4月7日に逝去された。東田日漕審判長後任には、増田昌雄氏(東漕33年理事長)が就任、同氏は秋に欧州選手権を視察した。

従来、関東漕艇連盟規約を準用していたが、この年正式に東漕規約を作成、総会で決定し実施をはじめた。

第14回国体は再び東京にもどったが、ボートは埼玉県の主権になり、東漕はその開催運営に協力した。

東京国体で都民レガッタなどは中止となったが、皇太子御成婚記念行事などに参加した。

昭和35年 第35回国体(熊本)ボートに、東京が初の総合優勝を遂げた。第10回オリンピック(ローマ)にエイト東北大、フォア東大が出陣した。

(代表決定戦にはフォアにおいて古河電工や旭電化の実業団クルーが大いに健闘した)

最近の東漕活躍

ここ数年間、全く順調の一途をたどった東漕は、昭和36年を迎えるに当り、第18回オリンピックが東京に決定して、特段の隆盛を余儀なくされた。この36年当初に古市日漕会長が逝去され多事多端の年を迎えた。この夏10年間を東漕会長で過ごされた岸道三氏が日漕会長に就任され、東漕は東海林新会長を迎えた。

翌37年には、ちょうど1年で岸日漕会長が病没された。不幸続きといわなければなるまい。

この2年間の当番校は外語大と東経大。二校とも戦前は専門学校で、優勝の歴史もない、いわば非力なボート部で歴代の有力当番校に比し、周囲はいささか心配した。しかしよくその責を果たし奮闘している。そして、この2年にわたる奮闘は、本書に誌されている通りで、慶賀にたえない。

東京都漕艇協会規約

第1章 名 称

第1条 本会は東京都漕艇協会と称する。

第2章 事 務 所

第2条 本会は事務所を東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地に置く。

第3章 目的及事業

第3条 本会は東京都の漕艇運動を統一し、其の健全なる発達を図るを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 1 東京都選手権漕艇会の主催
- 2 各種競漕会の主催
- 3 漕艇に関する調査、研究、指導、普及
- 4 艇、艇庫等の総合的利用
- 5 其の他必要な事業

第4章 会 員

第5条 本会は東京都に於ける高等学校、大学、実業団及クラブ等の漕艇部を以て之を会員とする。

第6条 漕艇に関し熱意を有し本会の事業に協力する者を賛助会員とする。

第7条 本会々員は各3名以内の代議員を選出する。賛助会員中より代議員を選出することができる。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。
 会長 1名、理事長 1名
 副理事長 2名、常任理事
 若干名、理事 若干名、監事
 若干名
 理事及監事は総会の選挙により、会長は理事会の推挙により総会にて決定する。

第9条 会長は総会を召集し、これの議長となり本会を代表する。会長事故ある時は理事長が其の職務を代行する。

第10条 理事長は理事会の議長となり本会の業務を統轄する。

第11条 理事は理事長を補佐し重要業務の企画遂行に当る。常任理事は常任的に理事の業務を担当する。

第12条 監事は本会の会計並に業務を監査する。

第13条 本会に顧問及参与を若干名置くことができる。顧問は本会の既往の会長、理事長又は漕艇界に貢献された人士の内より、参与は漕艇に関し造詣の深い人士の内より夫々理事会の推挙により総会にて決定する。

第14条 顧問及参与は本会の諮問に答えるものとし、総会並に理事会に出席、意見を述べることができる。

第15条 役員任期は1ヶ年とする。但し重任を妨げない。役員に欠員を生じた時は理事会の推薦で之を補充する事ができる。但し補充役員任期は前任者の残存期間とする。

第6章 機 関

第16条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 理事会 3 各種委員会

第17条 総会は代議員を以て構成する。総会は本会の最高機関で

出席全員の過半数を以て議事を決する。賛否同数の時は議長が之を決する。

第18条 次の諸項は総会に於いて審議決定されねばならない。

- 1 年度活動並に事業方針の決定
- 2 収支予算の決定及決算の承認
- 3 役員を選出
- 4 役員を罷免、会員の除名又は漕手、舵手の資格停止処奪及その復権に関する事項
- 5 本規約の変更に関する事項
- 6 日本漕艇協会に評議員を選出する。
- 7 本協会の解散に関する事項
- 8 其の他理事会の必要ありと認めた事項

第19条 総会は毎年1回1月に之を開催する。会員の3分の1以上又は理事会から要求のあった場合には会長は臨時総会を召集しなければならない。

第20条 理事会は理事を以て構成する。理事会では次の事項を審議決定する。

- 1 総会に提出する議案
- 2 総会までに決定を要する緊急事項
- 3 会員の入会退会に関する事項
- 4 其の他業務遂行上要する事項

第21条 前条の他各種委員会に関する規定は別に定める。

第 7 章 会 計

第22条 本会の経費は会費、寄附金、補助金その他の収入で支弁する。

第23条 会員は総会で決定した会費を負担する。

第24条 本会が主催する競漕会の出漕

費は別に定める。

第25条 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日に終る。

補 則

第26条 本会設立当初の役員は発起人会で定める。

昭和34年1月27日 制 定

昭和35年2月12日 一部補足

東京都漕艇協会会員名簿(○印は37年度新規加盟)
37・6・1現在

会 員 名	所在地及び代表者(代と略す)	連絡先及び艇庫(艇と略す)
〔大学の部〕		
学習院大学輔仁会水上部		
共立女子大学漕艇部		
慶応義塾大学体育局漕艇部		
慶応大学医学部端艇部		
○成蹊大学漕艇部		
成城大学体育会漕艇部		
専修大学体育会漕艇部		
中央大学学生会漕艇部		
東京医科歯科大学漕艇部		
東京外国語大学端艇部		
東京教育大学漕艇部		

東京経済大学
体育会端艇部

東京工業大学
端艇部

東京商船大学
漕艇部

東京大学運動
会漕艇部

東京都立大学
漕艇部

日本医科大学
漕艇部

日本大学体育
会端艇部

日本大学医学
部端艇部

一橋大学端艇
部

法政大学体育
会漕艇部

明治大学体育
会端艇部

立教大学体育
会漕艇部

早稲田大学体
育局漕艇部

〔高校の部〕

大泉高校生徒
会漕艇部

小野学園女子
高校漕艇部

開成高校端艇
部

学習院輔仁会
高等科水上部

教大付属高校
桐陰会端艇部

早稲田大学高
等学院漕艇部

〔クラブの部〕

アピロン倶楽部

岩崎ローイング
クラブ

桜門艇友会

葵水会

藏前漕艇クラ
ブ

紫紺クラブ

四神会

淡青会

稲門艇友会

東京外語艇友
会三田漕艇倶楽
部

〔実業団の部〕

旭電化工業漕
艇部亜細亜石油漕
艇部王子製紙漕艇
部新三菱重工ボ
ート部○スミダ商会
漕艇部住友海上火災
保険端艇部○住友銀行行
友会ボート部住友商事春秋
会ボート部第一相互銀行
漕艇部

大正海上火災
保険漕艇部

大都魚類ボ
ート部

中央魚類ボ
ート部

千代田化工建
設ボート部

東京海上火災
保険端艇部

東京電気通信
局漕艇部

東京電力漕艇
部

東京トヨベッ
トボート部

東洋高圧ボ
ート部

東洋棉花ボ
ート部

同和鋳業ボ
ート部

中井商店漕艇
部

日綿実業漕艇
部

日本道路公団
ボート部

日本郵船漕艇
班

水川商事ボ
ート部

日立亀有工場
漕艇部

古河電気工業
ボート部

三井船舶ボ
ート部

三井物産ボ
ート部

三菱海運ボ
ート部

三菱銀行端艇部

三菱商事ボート同好会

○三菱日本重工ボート部

明治生命保険ボート部

安田火災海上保険漕艇部

横浜護漕ローイングクラブ

○小松製作所ボート部

東京都漕艇協会役員名簿
(37.6.1現在)

氏 名	住 所	備 考
〔会 長〕		
東海林武雄	再	日漕副会長
〔顧問〕		
東 俊郎	再	日漕副会長
今村 茂	〃	
五十子卷三	〃	
牛場 信彦	〃	
遠藤 保蔵	〃	
春日 敏	〃	
門沢喜四郎	〃	
金子 春雄	〃	日漕理事
金子 弁作	〃	日漕監事
日下 二郎	〃	日漕理事長
佐賀 直光	〃	日漕理事
瀬田 修平	〃	日漕会長
高橋 六郎	〃	
寺尾 一郎	〃	日漕副会長
中川 英造	〃	日漕理事

東 漕 役 員

中原 乾二	〃		日漕理事
畑 弘平	〃		日漕監事
深沢 政介	〃		
増田 昌雄	〃		日漕審判長
松井 文尾	新		理事
水之江公英	再		
宮越健太郎	〃		
谷古 茂	〃		日漕理事
山田 文雄	〃		
岸 道三			
林田 信			
古市 六三			
[参 与]			
安藤 松寿	再		日漕理事
浦岡偉太郎	〃		
富田 信雄	〃		日漕理事
[監 事]			
伊藤茂三郎	再		日漕理事
海内 要道	〃		日漕監事
[理 事 長]			
米本 貴一			日漕理事同評議員
(再)			日本ユニバシアー
[副理事長]			ド委員
三崎 英雄			
(新)			日漕理事
[理 事]			同評議員
朝倉 英一			日漕評議員
(再)			東漕審判員
束 晃			日漕評議員
(再)			
阿部 肇			日漕評議員
(再)			
網中 一元			
(新)			

氏 名	住 所	備 考
池田 国夫 (新)		日漕評議員理事 國際審判員
磯 一郎 (新)		
伊藤 治雄 (新)		日漕評議員理事 東漕審判長 國際審判員
犬木 康之 (再)		
今村 孝 (再)		
岩崎 洋三 (新)		
内海 卓二 (新)		
小野 時男 (再)		
緒方 彪 (新)		
門井 芳江 (再)		
川村新太郎 (再)		
国司 惟夫 (再)		
東海林義昭 (新)		
杉村 俊一 (再)		日漕評議員 理事
鈴木 徹 (再)		日漕評議員
武井 竜夫 (再)		
竜野 弘之 (新)		
中田 博三 (再)		日漕評議員理事
中村清之介 (再)		
成瀬 終一 (再)		
西川 昌 (再)		

橋本 泰
(新)
 畠山敬四郎
(再)
 福島 光穂
(新)
 松本 長勝
(再)
 宮 泰
(再)
 宮越 茂夫
(再)
 武川庚子郎
(再)
 毛利 晃雄
(新)
 山内 梧郎
(新)
 山本 重子
(再)
 吉田 陽吾
(再)
 中沢 輝征
(新)

日漕評議員
都体協強化部

日漕評議員

日漕評議員

東京都漕艇協会36年度役員名簿

会長 岸道三, 東海林武雄
 理事長 松井文尾
 副理事長 米本貴一, 谷正一郎
 理事 朝倉英一, 東 晃, 阿部 肇
 新井正夫, 犬木康之, 今村 孝, 尾内
 一郎, 岡崎淑子, 加藤正雄, 門井芳江
 川村新太郎, 木村吉郎, 園司惟夫, 杉
 村俊一, 鈴木徹, 中田博三, 中村清之
 介, 長友真理, 西川 昌, 畠山敬四郎
 松本長勝, 宮 泰, 宮越茂夫, 武川庚
 子郎, 山口泰志, 吉田陽吾, 山本重子

成瀬終一, 武井竜夫, 小野時男
 監事 海内要道, 伊藤茂三郎
 顧問 山田文雄, 牛場信彦, 高橋六郎
 遠藤保蔵, 谷古 茂, 中川英造, 五十子
 卷三, 金子弁作, 水之江公英, 増田昌
 雄, 佐賀直光, 今村 茂, 林田 信,
 深沢政介, 春日 敏, 宮越健太郎, 瀬
 田修平, 東海林武雄, 東 俊郎, 畑弘平
 中原乾二, 日下二郎, 金子春雄, 門沢
 富四郎, 岸 道三, 寺尾一郎, 古市六三
 参与 富田信雄, 安藤松寿, 浦岡偉太
 郎
 審判長 米本貴一

水路用具等の保管と貸出しに関する内規

①当協会の所有する水路用具等の競漕大会用品は別表(1)に掲げてある。区分は次の通り。

A = 水路用具 ブイ・錨・リミット
フラッグ及びその浮
台・ロープ

B = 審判用具 移動スリット・発艇
及び判定合図用手旗
・ハサミ板等記録用
器具

C = 雨 具 コート及びズボン・
ゴム長靴

D = 通信 具

E = 式典 具 レコード・役員腕章

②各用具の内、A・B・Cはデルタ造

船所に保管を依頼し、保管責任者を
理事会で決定指名する。D・Eは理
事長を保管責任者とし、理事会にて
保管場所を選定する。

③各用具の新規購入及び廃棄並びに保
全修理は理事会の決定を得て夫々の
保管責任者が実施する。

④当協会の会員が各用具の使用を希望
するときは別表(2)に定める使用料を
徴集し、これを貸出し使用させる。
会員外への貸出しは理事会の承認を
要する。

⑤貸出中の責任は保管担当者とし、こ
れが貸出し、これが貸出し回収には
責任ある処置を講ずる。

別表(1)

用 具 名	年当 度初	新 調	現 在
錨	21	25	46
錨 綱	21	25	46
太 錨 綱	1		1
ヤ グ ラ	15	2	17
ラ ン ド マ ー ク	27		27
鉄 製 ブ イ	3		3
木 製 ブ イ	9		9
ス リ ッ ト		3	3
重 錘		10	10
橋上用スタートロープ		4	4
リミット旗(赤)	5	8	13
リミット旗(青)		13	13
赤 旗	4	17	21
白 旗		6	6

別表(2)

コース		割 減				
		6000 円	3000 円	2000 円	1000 円	500 円
向 尾 戸	高 久 田	20,000 円	15,000 円	10,000 円	5,000 円	3,000 円
				5,000 円	3,000 円	2,000 円
				X	X	X

- 戸田コースでは東漕所有水路用具の使用は不要のはず
- 本使用料は会員主催か会員主催のみの対抗に限る
- 会員外が参加するときは5割増とする。
- 紛失の弁償額は別記の通り

〔紛失弁償額〕 1個につき

錨	¥2,000	鋸鋼	¥2,000
ヤグラ	¥2,500	スリット	¥2,000
リミット旗	¥300	赤色旗	¥200
重錘	¥300		

貸出中の紛失汚損に対しては使用会員から、その補充に要する実費を徴集する。

会員の弁償額についての苦情は理事会が裁決する。

⑥本件に関する内規に定めなき事項は全て理事会にて決定する。

付 則

- 1) 本内規は昭和36年5月17日に理事会決定にて制定した。
- 2) 別表(1)は理事会決定でその都度変更する。
- 3) 昭和36年度のA・B・C各具保管責任者は中田、武川両理事とする。

東 漕 カ ッ プ 所 在

(36.12.31 現在)

お花見レガッタ

一般エイト産経杯 東京トヨベツト
 学生ナックル産経杯 成城大
 一般ナックル産経杯 共栄企業
 女子ナックル産経杯 三菱商事
 学生エイト産経杯
 高校ナックル産経杯 } 理事長宅
 一般フィックス産経杯 }

社会人フオア読売杯 三田漕艇クラブ
 フィックス読売杯 旭電化
 男子スカル読売杯
 社会人ナックル読売杯 } 理事長宅

朝日招待レガッタ

エイト 朝日杯 朝日新聞社

女子インカレ

ナックルフオア 深沢盾 慶応大学

インターハイ

ナックルフオア 春日盾 早大学院

東漕会旗並びに徽章制定について

36年度より懸案となっていた本会の会旗並びにバッジ制定の件は、37年度第2回定例理事会において、次の通り決定した。

徽章 日漕徽章に重ねてTOKYOを入れる。デザインの準用に

ついては日漕より諒承を得ている。(表紙カット参照)

会旗 地色はシルバークレイ、エッジは白の二本線、中央に徽章を置き、左下に東京都漕協会を配する。日漕会旗のデザインに準ずるもので、徽章と同様日漕の諒承を得ている。

東漕36年度活動の足跡

理事会議事録

第1回（1月度定例）

〔日 時〕 36.1.18(水) 18~21時

〔出席者〕 理事18名。9名欠席

〔議事〕

① 日漕評議員に次の13名を選出と決定。()内は補充要員。松井・米本・加藤・木村・中田・杉村・川村・朝倉・畠山・谷・吉田・東・鈴木・(岡崎)・(門井)。

② 武川庚子郎・新井正夫の2名を理事に追加。常任理事全員が担当

③ 東京都体育協会東京オリンピック東京選手強化育成対策委員会委員に1名選出する。

④ 36年度漕漕大会日程——次の通り予定した。

お花見 4月9日(日)向島, 都民 5月3日(祭)戸田, 読売7月2日(日)戸田, 国体予選8月13日(日)戸田, 女子インカレ・インターハイ 11月3日(祭)戸田

⑤ 理事会の開催定例化と業務分担——理事会は毎月第3水曜日に定例開催。担当は次の通り(会計)吉田, (広報)宮越, (大学委員会)米本・加藤, (実業団委員会)谷・木村, (高校委員会)国司, (女子部委員会)畠山。

⑥ 4委員会, 活動を開始——前項

の通り委員会担当理事が決定し, 直ちに活動を開始する事になった。

⑦ 36年度予算の編成——吉田理事を中心に, 理事長, 副理事長に一任。

⑧ 水路用具の保管場所はデルタ造船所に決定。

⑨ 顧問, 参与との懇談会, 並びにボートOBを中心とする報道関係者との懇談会は3月中に開催予定を決定。

⑩ 総会後の事務処理——理事長を中心に至急行う。

第2回（2月度定例）

〔日 時〕 36.2.15(水) 18~21時

〔出席者〕 理事22名, 林田顧問。7名欠席

〔議事〕

① 東京都体育協会の東京五輪強化委員に, 畠山理事を選出届出のことを承認。

② 日漕の強化委員は未決定であるが, 当面は畠山理事が同委員会との連絡を担当。

③ 報道関係のO・Bとの懇談会は2月23日。

④ 36年度予算は承認し, 臨時総会は召集せず, 文書連絡で代議員の承認を得よう手続する。この予算決定で日漕納入会費は日漕案の承認となった。

- ⑤ 武川理事には賛助会員として協会に入会して頂き、その資格において役員に選任されることに了承。
- ⑥ 理事の業務分担に次を追加。広報—山口（広報は2名）水路用具—中田、新井、武川 審判—畠山。
- ⑦ 理事が日漕の役員に就任することを一応、理事会の承認事項とした。米本理事が日漕理事に就任したことを承認。
- ⑧ クラブ会員は全員本年度より新会員とする。三田漕艇クラブ、アビロンクラブの納入済会費の返済を決定。
- ⑨ 審判部々員は10名程度とし、できるだけ若い新人を起用。
- ⑩ 大会役員用の両具の新調を決定。具体的には更に検討。
- ⑪ 事務所を日漕事務所とし、執務は毎週月・水・金の後3時～6時に外語大学生2、東経大学生1が交替勤務。
- ⑫ お花見及び都民レガッタの委員会を日漕の競技規則第4・5条に準じ設置することとし、第1回会合は3月8日。
- ⑬ 実業団会員の社内大会が10月頃戸田に集中される模様。この調整は実業団委員会で善処。
- ⑭ 東京五輪大会コースについて相模湖町より陳情書を受付けたが、この問題は東漕としては参画しない。

第3回（3月度定例）

（日 時） 36.3.15（水）18～21時
 （出席者） 理事14名、林田顧問。15名欠席

〔議事〕

- ① 参与に浦岡偉太郎氏を委属することに決定。
- ② 畠山・今村両理事の日漕強化委員、松井・米本両理事の日漕コース選定委員及び中田理事の日漕コース設備委員就任を承認した。
- ③ 特別委員会として、戸田コース艇庫敷地委員会の設置とその第1回協議会（3月13日）並びに日漕への申し入れ事項の決議を承認した。
- ④ 東漕ニュース第1号を4月10日に発行し、同時に故古市日漕会長追悼記事を号外として発行と決定。東漕要覧の発行は若干延期し、次回理事会で協議することとした。
- ⑤ お花見レガッタ要項案はレガッタ委員会の決定を全部承認し、また故古市・東田両前顧問の追悼祭を併催。
- ⑥ 両具20着の購入を決定した。
- ⑦ 来日中の西独コーチ、ウィープケ氏に対し、記念のお土産品を贈ることとし、品物は鯉のぼりと決定。
- ⑧ 東京レガッタの構想は実業団委員会の答申を中心に協議したが、結論を得ず。

第4回（4月度定例）

（日 時） 36.4.19（水）18～21時
 （出席者） 理事17名。12名欠席

〔議事〕

- ① 松井・米本・加藤・杉村・朝倉・東6理事が日漕本部審判員に就任することを承認。
- ② 戸田艇庫敷地委員会の第2回議決—日漕の方針を信頼して当分静

観する——を承認し、この委員会が当分休会することを諒承。

③ 国体東京予選は8月13日に戸田で行うが、競漕大会の関係でなく単に代表決定の行事とすることにした。

④ 英国ヘンレーレガッタの出漕申込みについては日漕の方針を諒として全会員に周知せしめ(既到手配済)4月末日迄に申込を受付け日漕に連絡善処することを承認。

⑤ 全日本選手権はエイトを7月29・30日、小艇を8月25・26・27日と決定した日漕方針を承認した。

⑥ 日漕の計画する日独親善レガッタ及び之に伴う朝日招待レガッタの期日(前者は9月2・3日、後者は9月9・10日)を承認し之が競漕内容について意見を交換。

⑦ 会員に対する急行連絡方式を大学の部に限り決定した。

⑧ 36年度選手登録は日漕よりまだ指示を得ないが昨年度に準じ東漕にて手配することにした。

⑨ 東漕要覧の作成は暫く見送り1961と1962の合併版とする。

⑩ 水路用具の補充整備の実施を決定。経費予算約10万円。

⑪ 水路用具等の大会用具については貸与制を確立することにして原案作成を理事長に一任した。

⑫ 水路マン講習会の開催決定。具体案は中田理事に一任。

⑬ 都民レガッタ委員会にて具体的実施事項を決定。

⑭ 東京レガッタ、東田盃及東漕マークにつき意見交換。

註 1. 本理事会は都民レガッタ委員会を兼ねた。

2. 第3回定例理事会の議事録は東漕ニュースの掲載があつて作成しない。

第5回 (5月度定例)

(日 時) 36.5.17 (水) 18~20時

(出席者) 理事15名 15名欠席

[議事]

① 尾内、岡崎両理事の退任と成瀬終一氏の理事就任を承認した。成瀬理事は吉田理事と共に会計を担当する。又岡崎理事は女子部の担当で、この後任は岡崎氏と門井理事の協議に一任した。

② 古河電工クルーのヘンレー出漕を推薦決定し、同クルーに記念品(ユニフォーム)を贈呈し、又6月16日に東漕主催の壮行会を行うことに決定。日漕に対する推薦は5月2日に行つたものを事後承認した。壮行会の主催は日漕にもその意向を質ね場合によっては共同主催とする。

③ 宮越・遠藤両顧問の御病氣を見舞うことにし理事長他が参上と決定。

④ 東漕ニュース2号を6月末発行。広告掲載は要研究。

⑤ 水路用具等の保管貸出内規は、この文案を承認したが、別表がなく次回に持越した。

⑥ 第2回大学委員会を5月27日、第2回実業団委員会を5月26日及第1回高校委員会を6月1日に開催と決定した。実業団委員会で9月の戸田使用を調整することとした。

⑦ 読売レガッタの設置を決定(委員長は理事長)し、第1回打合せ会を5月26日とした。

⑧ 7月より定例理事会を第3火曜日に変更することに決定。

第6回 (6月度定例)

(日 時) 36.6.21 (水) 18時～20時

(出席者) 理事20名, 9名欠席

〔議事〕

① 「水路用具等の保管と貸出しに関する内規」を前回に引続き審議し別表と共に決定し、本日より実施した。

② 岡崎氏後任として山本重子氏の理事就任を決定し、また松井・米本両理事が全日本選手権の競漕委員に選任されたことを諒承した。

③ 東京都高体連に対し漕艇部会設置の申入れを行うことを決定し、この担当を国司理事とし、同時にこの交渉は会員の小野学園長、小野氏を煩わすことに諒承した。

④ 東漕高校会員の全日本出場については、この2校に止るときは問題ないが、3校以上となるとは、当高校のホームコースを相模湖として推せんすることに決定した。

⑤ 都体協の加盟費が年¥3000となったことを承認し、同時に都体協の強化費受入れには東漕の強化委員会を具体化する必要を認めた。強化委員会の具体的活動開始にはこの担当を畠山理事と決定した。

⑥ 国体東京予選会は第4回理事会で実施方針を決定したが更に次の二項を決定した。

(イ) 出漕料は均一に¥500

(ロ) 使用艇は自艇の規格艇に限る。尚この自艇規格艇の具体的条件は中田・畠山・国司・中村(代今泉)・門井・山本・鈴木の7理事が研究すること。

⑦ 日漕より照会があった日漕実業団委員会への東漕回答及び議案次の通り決定した。

A 照会に対する回答

国体に一般フィックス種目の存する限りにおいては本大会(全日本社会人実業団)のみがフィックスを廃止するのは賛成できない。もし明年度において国体種目からフィックスが廃止と決定されるなら、改めて協議する。

B 提案

東京大会を目標に実業団の向上強化を計る以上、シェル艇の距離を現在の1000mで満足すべきではない。漸次延長することについて研究されたい。

C 出席予定理事

中村清之介・朝倉英一・長友真理・鈴木 徹・門井芳江

⑧ 読売レガッタ委員会を同時開催し、委員長諮問の事項を決定承認した。

⑨ 木下栄隆氏逝去に対する弔意の為、供花費¥3000を事後承認した。

第7回 (7月度定例)

(日 時) 36.7.18 (火) 18時～20時

(出席者) 理事12名, 17名欠席

〔議事〕

① 朝日レガッタは東漕主権であるが、競漕委員は日漕方針通り全日本の競漕委員に引続き一任することは差支えない。

② 第4回実業団委員会は7月21日とし、その席上で古河電工の歓迎会を催す。

③ 第4回大学委員会は7月22日とする。

④ 国体の東京代表に対する都の補助金についてはその善処方を理事長に一任する。

⑤ 国体予選の使用艇の内容はその具体的決定を同予選の主将会議（8月1日）までに関係理事で行う。

⑥ 東京都高体連に漕艇部会設置の交渉が夏期休暇で停とんしたとの小野氏報告を諒解し、秋になって本格的交渉に移ることにした。

⑦ 全日本高校の出漕資格問題はその善処を日漕に任せ、あくまで日漕の責任とすること。並びに高体連として日漕理事に就任しているA理事に対しその退任を日漕に勧告する。

⑧ 日漕が高体連に対し、全日本高校の出漕資格を旧に復することを要望する。

⑨ 理事会の運営は本年度中現状を推す。

⑩ 東京レガッタの構想は次回に理事長案を審議する。

⑪ 岸会長が日漕会長に決定したが、辞任されるか否かは21日に明確となる。もし後任会長の選考の時は直ちに臨時理事会を開く。

第8回（8月度定例）

（日 時） 36.8.15（火）18～21時

（出席者） 理事15名。14名欠席。

〔議事〕

① 岸会長の辞任を承認し、規約15条により東海林武雄氏を会長に決定した。

新会長決定に至る経過は……

(イ) 36.7.21.岸会長は日漕会長就任と同時に東漕会長の辞意を明らかにした。

(ロ) 36.7.28.臨時理事会を開催し、会長の選考基準を協議決定し、更に選考委員8人（理事長1，副理事長2，顧問5）を選任し選考を一任した。

(ハ) 36.7.30.選考委員会を開く。

（委員1名は欠席したが、事前に理事長に委任）。東海林武雄氏に会長をお願いすることを決定。その日東海林氏に直接お願いした。別に2名の候補を決定。

(ニ) 36.8.15.松井・谷古両委員が東海林氏を訪問、再度お願いの結果、承諾を得る。当日第8回理事会にて最終決定。

なお、東海林氏は現に顧問であったが、会長就任とともに顧問を辞任し、岸前会長は規約により顧問となられる。

② 加藤正雄氏の理事の辞任と武井竜夫氏の理事就任を決定。

③ 新旧会長の披露のため、8月27日に臨時総会と懇親会を開催することにした。

④ 岸前会長へ記念品の贈呈を決定した。

⑤ 37年度の全日本高校出漕資格に

ついて、8月3日の高体連漕艇部会の決定を諒承した。(本件は日漕より未だ正式の発表はないが、36年度の方針を日漕が公認した)

⑥ 国体の東京代表4クルーを承認した。東漕として本年要期待した小野学園は辞退したので併せて承認した。

⑦ 朝日招待は西独クルーが参加するため実質的運営を日漕の競漕委員会に委任することを承認し、またこのレースに大学女子4とOBクラブ9を招待することを諒承した。

⑧ 7月末の会計状況と8月中に日漕へ本年度会費を1/2納費することを承認した。また、都体協よりの強化費12万円受入を諒承した。

⑨ 秋田県国体に理事長ほか学生事務員の3名を派遣することを決定。

⑩ 小艇普及発達に対処するため競漕規則中の小艇出漕資格及び競漕中の事故発生後の漕了について改善方を要望することに決定。

⑪ 東京レガッタ構想の理事長案を承認し、日漕との交渉を決定。

⑫ 国体の代表決定レースにおいて、東漕審判部の失態につき実情究明とこれが処理を次の通り決定した。

イ 審判長は会長に対し仕末書を提出する。

ロ 審判長は当日の出漕クルーに陳謝を文書にて表明する。

ハ 実情を東漕ニュースにて公表する。

なお、本件につき理事会開始前に朝倉審判員から実情説明書と理事

の辞表が提出されたが、辞表は受理しないことにした。

⑬ 大学および実業団委員会は9月は休会とし、10・11月は何れも理事会の前に開催することとした。

第9回 (臨時)

(日 時) 36.8.27. 12時 (全日本レガッタ小艇大会第2日目)

(場 所) 戸田コース管理事務所

〔議事〕

- ① 会長交替を満場一致承認。
- ② 現在までの理事交替を承認。
- ③ 新旧両会長の挨拶の後、新会長より前会長に記念品を贈呈。
この後、当日会場に参集のオアズマン多数とともに、東漕懇談会を開催した。

第10回 (9月度定例)

(日 時) 36.8.15 (火) 18~21時

(出席者) 理事17名, 13名欠席

〔議事〕

- ① 9月15日東京都高体連理事会で、漕艇部が加盟承認されたことを当協会にて確認した。
- ② 東漕高校会員の東京都高体連加盟に伴い、同連盟漕艇部長に就任した小野時男氏を東漕理事に推薦決定した。
- ③ 第8回理事会決定の東京レガッタは、日漕の日米レガッタ開催に伴い、本年度は実施を中止した。次年度において決定案を更に検討し善処

する。

④ 日米レの開催に伴い、11月3日開催予定の女子インカレ及びインターハイは本年度は中止か又は期日を変更することを承認し、それぞれの委員会決定を理事会が承認することにした。開催の場合の実施要項も両委員会に一任。

⑤ 都体協よりの強化費12万円にて東漕強化合宿実施を決定、本年度は大学会員推薦の漕手を対象とする事にした。

⑥ 日米対抗レガッタに東漕強化合宿より選抜クルーを編成し出漕することを決定した。

⑦ 東漕強化委員に宮、畠山、東、今村、鈴木、国司の6理事を選任。東漕の強化合宿と東漕選抜クルーの日米レガッタ出漕に関する上記決定以外を一切委任の事に決定。

⑧ 国体に出漕敢闘した3会員に会長名で謝意を表する。

⑨ 国体閉会式の天皇杯授与に際し、之が登壇者は選手が適任である要望書を都体協に提出することを決定した。

⑩ 11月中に大学、実業団、高校、女子等の各委員会を開き37年度の方針を協議立案することを決定した。

⑪ 東漕ニュース3号の9月中発行が出来る事を承認。

⑫ 松井理事長が日漕理事を辞任することを承認した。

追記 i 女子インカレについては10月2日委員会協議の結果、期日を11月5日として第7回を挙行することに決定。

追記 ii 関東インターハイ新人戦については9月29日委員会協議の結果、期日を11月12日とし第9回を挙行することに決定した。本年度は東京都に限り行う。

追記 iii 東漕強化合宿は10月7日大学委員会協議の結果で強化委員会の原案を認め、直ちに実施に移ることになった。約15名の予定である。

第11回 (10月度定例)

(日 時) 36.10.17. (火) 18~21時

(出席者) 理事16名出席, 14名欠席。

〔議事〕

① 東京都体育課へ明年度国体の参加人員は高校女子が増加する予定を文書にて通知済を報告。

② 関東女子インカレ及び関東インターハイ新人戦の実施要項を報告し、特に後者のインターハイは本年に限り東京都のみとすることにつき承認し、これが交渉を神奈川と埼玉に適当処理することを理事長に一任した。

③ 東漕強化合宿と東漕クルーの日米レガッタ出漕については強化委員会の報告を全面的に承認した。

④ 東漕運営の当番校制は明年を以って打切り廃止することを決定した。但し、明年度の運営方法は今後協議する。

⑤ 11月中に大学、実業団、高校、女子の各委員会を開催し明年度対策

を協議し、これを11月度定例理事会の議題とすることを決定した。

⑥ 11月の大学委員会で大学マネの慰労会実施を決定。

⑦ 12月度の定例理事会は忘年会とし、顧問、参与を招き懇談会を兼ねることに決定した。

⑧ 報道関係OBとの懇親会は12月1日実施と決定した。

⑨ 東漕ニュース4号と東漕要覧は年内発行を予定。

第12回 (11月度定例)

(日 時) 36.11.21 (火) 18~21時

(出席者) 理事15名出席, 15名欠席。

〔議事〕

① 東漕主催の女子インカレ及びインターハイの正規名称を次の通り決定した。第 回関東女子インターカレッジレガッタ・第 回関東インターハイレガッタ。

② 当番校制度の廃止に伴い、次年度よりの東漕運営方式は36年度に実施した委員会制度(大学、実業団、高校及び女子の4委員会)を更に改善強化することとし、これが具体的方策は次年度の新理事会で協議する。

なお、当番会社の設置は従来通りとし、37年度は本年度当初に予定した東京電力を再確認した。

③ 37年度全日本社会人実業団の会場は東漕第7回委員会の答申通り日漕内定の河口湖を条件付で賛成支持と決定。

④ 37年度の全日本選手権並びに37年度に行われる世界選手権代表決定レースの会場、会期及びその種目とレース方法等は日漕案がまだ具体化されておらず、この際東漕案を研究の上日漕に申入れすることに第7回委員会で協議されたがこれを承認した。(臨時大学委員会は来る16日に開催。)

⑤ 東漕ニュース4号と東漕要覧は12月中旬に作成し、37年の総会に配布することに決定。東漕要覧は千部作成し、一部無料とし実費頒布する。

⑥ 年度末に近いので会計担当理事より決算状況の説明があり承認。詳細は次回に再び報告を受けることとした。

なお、東漕強化合宿の不足金約1万円支出を承認した。

⑦ 休会中の戸田コース艇庫敷地特別委員会は日漕の要請で11月20日再開し第3回を開催したが、この日解散を決定したことを承認した。(なお、本委員会の目的は別途の敷地所有者の協議会に移行した)

⑧ 12月1日の報道関係OBとの懇親会へ出席する理事決定。

⑨ 明年度の総会を1月13日(土)午後2時よりと決定した。

⑩ 東漕理事会で36年度漕艇界10大ニュースを選定することを承認したが、最終決定は最後の理事会とした。

⑪ 最終理事会は予定通り12月19日に顧問、参与をお招きして忘年懇談会を開くことに決定。本日未了の決算について、これに伴う日漕への加

盟費納入。東漕10大ニュース選定、並びに37年度の理事選考などを総合的に協議する。なお、本会の会費を ¥ 300 とした。

第13回 (12月度定例)

(日 時) 36.12.19 (火) 18~19時

(出席者) 理事15名出席 15名欠席。

〔議事〕

顧問、参与との忘年会を併催。

① 東漕ニュース4号を予定通り1月13日総会日に発行することを承認した。

② 東漕要覧の発行を更に1月末に延期し、37年度役員名簿を掲載することを承認した。尚、費用は補助金5万円を負担し、不足は有料配布し

て支弁すること及び之が作成と配布の事務は36年度理事にて責任処理することを併せて承認した。

③ 36年度決算は一部未了のものもあるが、概ね承認して、松井・米本両理事に決算を一任直ちに監事に廻付することを承認した。

④ 年賀状300枚の発送を決定。

⑤ 東漕選定の36年度漕艇界10大ニュースを決定。

⑥ 水路用具の本年度中の減損を承認。

⑦ 東京都カヌー協会の設立をお祝いして、清酒2本を贈ることにした。

なお、理事会終了後、顧問・参与をお招きして理事会と合同の忘年会を開催した。出席者上記理事の他、7顧問。

会 務 日 誌

(月日)

- 1.14 昭和36年度総会
- 1.14 岸会長招待の新旧役員晩さん会
- 1.18 第1回定例理事会
- 1.18 東京オリンピック強化対策本部創設1周年記念式に松井・中田・杉村3理事出席
- 1.19 岸会長へ御礼挨拶(松井理事長出向く、海内監事にお会いす。懇親会スナップ写真を贈呈)
- 1.22 日漕へ評議員13名を届出。同時に13名に日漕評議員会への出席方連絡す
- 1.23 松井理事長・吉田会計理事で、

- 1.14現在の会員を確認
- 1.23 会長名にて顧問参与への就任依頼の挨拶状発送
- 1.23 総会及び理事会の議事録を作成会員と全役員に発送
- 1.24 4委員会担当理事に委員会開催方を連絡
- 1.24 理事に対し定例理事会案内と日漕の競漕規則を配布す
- 1.24 日漕理事会にて、負担会費は東漕として困難の旨松井より開陳
- 1.24 デルタ造船所谷古社長へ理事長名で水路用具保管方を文書にて依頼す

- 1.25 審判部構成につき、松井、米本
打合せ
- 1.25 日漕理事長に対し日漕評議員会
当日の懇談会費用の東漕負担は
保留する旨通知す
- 1.26 日漕強化委員に対し、強化委員
の推せんを通知
- 1.28 東京都の強化委員に畠山理事を
届出る
- 1.28 東漕の大会及び会員の大会日程
(予定)表を作成
- 1.29 日漕評議員会に出席
- 1.30 日本ユニバーシールド委員会に
は欠席した
- 1.31 会員と全役員に日漕評議員会の
報告を発送
- 1.31 日漕強化委員会からの連絡事項
を会員に通知
-
2. 1 外語大学生2・東経大学生1の
日漕事務局に於ける分担勤務を
開始す
2. 3 報道関係者との懇談会につき共
同通信木下氏と打合せ
2. 3 愛知県漕協へ全日本実業団の件
照会す
2. 8 松井、米本、谷、吉田、予算打
合せ
- 2.15 第2回定例理事会
- 2.20 日本ユニバーシールド第4回委
員会に松井委員出席
- 2.21 日漕より36年1月の評議員会議
事録並びに会費原案の承認方要
望文書が送達された
- 2.22 古市顧問が病気のため入院。古
市家へお見舞申し上ぐ
- 23 ボートOBの報道関係者との懇
談会を開催
- 2.24 岸会長の濠州出発に祝電を打つ
- 2.25 理事長と学生事務員との事務打
合せ会
- 2.27 実業団委員会開催
-
- 3.4~5 西独より招へいしたウィーブ
ケ氏の講演会
3. 6 ウィーブケ氏、戸田でコーチ開
始
3. 7 東漕ニュースと要覧作成につき
関係理事と打合せ
3. 8 お花見、都民レガッタ委員会を
組織
3. 9 36年度予算につき代議員に対す
る承認手続を行う
- 3.10 古市顧問逝去
- 3.11 お花見レガッタ要項を会員に発
送
- 3.13 古市日漕会長の日本漕艇協会葬
- 3.13 戸田コース敷地所有校の打合せ
会(第1回)
- 3.14 日漕定例理事会
- 3.15 第3回定例理事会
- 3.16 故古市日漕会長初7日に当り
松井理事長古市家へ赴き霊前参
拜
- 3.22 五輪コースにつき、日漕が関係
役員との懇談会を開催
- 3.22 ウィーブケ氏の講義、岸体育館
で行われる
- 3.23 後楽園にてウ氏の送別会。東漕
からの記念品を贈呈
- 3.23 東漕の審判部会発足(第1回審
判部会)
- 3.24 お花見レガッタの出漕申込を締
切る

- | | | | |
|-------|---------------------------------|-------|----------------------------------|
| 3. 27 | お花見レガッタ組合せ抽籤
(56クルー) | 5. 3 | 会日程を報告 |
| 3. 29 | 顧問・参与懇談会 | 5. 4 | 第14回都民レガッタ |
| 4. 1 | 東漕ニュース1号・号外の編集会議 | 5. 8 | 日漕競技部会 |
| 4. 3 | 第1回大学委員会・第1回マネジャー会議 | 5. 8 | 日漕の依頼により会員に強化講習会通知と小艇建造調査の照会を発送す |
| 4. 4 | 第2回審判部会 | 5. 9 | 日漕理事会 |
| 4. 8 | お花見レガッタ会場設置、現地打合せ。競漕大会用雨具20人分購入 | 5. 13 | 日漕施設委員会 |
| 4. 9 | 第11回お花見レガッタ。古市・東田両氏追悼祭 | 5. 16 | 岸会長の祝賀会 |
| 4. 10 | 東漕ニュース1号及び号外を発行 | 5. 16 | 日漕臨時理事会 |
| 4. 11 | 日漕定例理事会 | 5. 17 | 第5回定例理事会 |
| 4. 14 | 第2回戸田艇庫敷地特別委員会 | 5. 24 | 日本ユニバーシアード委員会に松井理事長出席 |
| 4. 15 | ヘンレーガッタ出漕申込受付外2案件を会員に急速連絡 | 5. 26 | 第2回実業団委員会 第11回読売レガッタ委員会 |
| 4. 18 | 日漕理事会 | 5. 27 | 第2回大学委員会 |
| 4. 19 | 第4回定例理事会 | 5. 28 | 古河電工の舵手なしシエルフォア進水、松井、米本両理事出席 |
| 4. 20 | 水路用具を補充整備する | 5. 29 | 松井、谷両理事が読売及報知新聞社訪問打合せ |
| 4. 21 | 都民レガッタの出漕締切る | 5. 30 | 読売レガッタ要項発表 |
| 4. 24 | 都民レガッタの組合せ抽籤 | 6. 1 | 第1回高校委員会 |
| 4. 25 | 京大の遭難に対し弔電 | 6. 2 | 36年度選手登録手続開始 |
| 4. 27 | 須磨高校合同葬に供花 | 6. 4 | 戸田レガッタに東漕会員多数参加 |
| 4. 27 | 故古市日漕会長49日忌に理事長焼香 | 6. 9 | 日漕競技部会、松井理事出席 |
| 4. 28 | 古河電工がヘンレーガッタ出漕を申入れ来る | 6. 11 | 中日本レガッタに東漕会員参加 |
| 4. 28 | 第3回審判部会 | 6. 13 | 日漕理事會 |
| 5. 2 | 日漕へ古河電工ヘンレーレガッタ出漕を申入れ | 6. 14 | 東京都体育協会評議員会、松井理事出席 |
| 5. 2 | 東京都体育協会の36年度競漕 | 6. 16 | 古河電工クルー歓送会 |
| | | 6. 19 | 読売レガッタ申込締切 |
| | | 6. 20 | 古河電工クルー、ヘンレー出漕のため出発 |

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 6.21 | 第6回定例理事会(兼 読売レガッタ委員会) | 7.22 | 第4回大学委員会 |
| 6.22 | 読売・報知両新聞社の関係者と懇談・打合会 | 7.24 | 全日本競漕委員会 |
| 6.24 | 第3回大学委員会 | 7.25 | 全日本選手権競漕会 |
| 6.28 | 第3回実業団委員会(兼読売レ委員会)・読売 主将会議・読売, 報知両新聞社の運動部記者と打合 | 7.27 | 都体協オリンピック強化費決定(12万円) |
| 6.29 | 全日本社会人実業団選手権へ東漕会員14クルーを推薦 | 7.28 | 臨時理事会(会長選考) |
| 7. 1 | 読売レ最終委員会を現地開催。東漕ニュース2号発行 | 7.29・30 | 第39回全日本選手権, 会長選考の委員会開く |
| 7. 2 | 第11回読売レガッタ | 7.31 | 国体東京都予選申込締切 |
| 7. 3 | 読売・報知両新聞社へ挨拶 | 8. 1 | 国体東京都予選出漕クルー主将会議, 組合せ抽籤 |
| 7. 4 | 日漕の全日本選手権競漕委員会 | 8. 3 | 高体連漕艇部総会(於相模湖) |
| 7. 5 | 全日本高校選手権へ東漕会員3クルーを推薦 | 8.4~6 | 全日本高校選手権(会員3クルー出漕) |
| 7.11 | 日漕定例理事会 | 8. 8 | 日漕定例理事会 |
| 7.12 | 日漕施設委員会 | 8.10 | 日漕審判員の欧州選手権派遣(伊藤・池田両氏) |
| 7.13 | 古河電工クルー帰国 | 8.11 | 朝日招待レガッタ打合会(於朝日新聞社) |
| 7.14 | 日漕実業団委員会 | 8.13 | 国体東京都予選(4代表決定) |
| 7.15 | 全日本選手権エイト締切(全日本23, OX盾5) | 8.14 | 東京都体育課に交渉中の国体補助金増額要求を打切る |
| 7.15・16 | 第11回全日本社会人実業団選手権大会(勘八峡) | 8.15 | 第8回定例理事会 |
| 7.17 | 全日本エイト抽籤組合 | 8.18 | 第5回実業団委員会。日漕臨時理事会 |
| 7.18 | 都体育課に国体東京代表の遠征補助金打合せに出向く。第7回定例理事会 | 8.19 | 第5回大学委員会。日独レガッタに日漕招待の実業団エイト4, 女子ナックル3を推薦 |
| 7.21 | 第4回実業団委員会・古河電工クルー慰労会。日漕臨時理事会(岸東漕会長が日漕会長に就任し, 同時に東漕会長の辞退を表明) | 8.21 | 東漕審判部失態の事後処理を完了。日漕審判部会と日漕競漕委員会 |
| | | 8.24 | 伊藤・池田両氏へ激励電を打つ |
| | | 8.25 | 日漕へ次の諸件を回答又は申入れ
1. 評議員会議題について 2. |

- 評議員14名を改めて届出 3. 競漕規則の改正要望 4. 東京レガッタ開催につき協議方申入れ 5. 協会のオリンピック委員会のあり方につき善処を要望
- 8.26~27 全日本小艇
- 8.27 東漕臨時総会。新旧会長を囲む東漕懇親会
- 8.28 日漕競漕委員会で東京レガッタを協議
- 8.29 朝日レガッタ打合せ
-
9. 1 伊藤・池田両氏国際審判員に合格内定
9. 3 日独レガッタ
9. 5 日漕臨時理事会
9. 8 朝日レガッタの実務打合せ
9. 9 国体東京代表第一陣出発
- 8.10 第9回朝日招待レ。日漕主催キール大学を囲む懇親会
- 9.11 朝日新聞主催のキール大学送別会
- 9.15 第16回国体、日漕評議員会
- 9.15 東京都高体連に漕艇部設置される。
- 9.18 第16回夏期大会(秋田)終了(台風のため1日延期)
- 9.19 東漕第10回定例理事会
- 9.21 日漕競漕委員会
- 9.22 日漕定例理事会
- 9.25 東漕強化委員会、東漕ニュース3号の編集打合せ
- 9.29 第2回高校委員会
-
- 10.2 第1回大学女子部会
- 10.7 第6回大学委員会
10. 8 都体育課・都体協に国体報告挨拶及び明年国体の参加人員増加を文書にて通知。都体協に国体天皇杯授与の登壇者に選手が適当である旨申入れ
- 10.10 東漕強化合宿結団式。日漕臨時理事会
- 10.14 日米及び全日本ジュニア申込締切
- 10.15 東漕強化合宿開始
- 10.16 日米・全日本ジュニア組合抽籤。開催準備打合せ
- 10.17 10月度定例理事会。加盟会費徴収に最終的措置
- 10.22 全日本大学ナックル選手権(東京商船大優勝)
- 10.23 11月の各レガッタ案内を発送
- 10.28 藍綬褒章授章の日漕参与中川良太郎氏に祝電(会長名)
- 10.30 関東女子インカレ申込締切、抽籤及び主将会議
-
11. 1 東漕ニュース3号発行
- 11.2~3 日米対抗及び全日本ジュニア東漕クルー出漕
11. 5 第7回関東女子インカレ。出漕校懇親会(慶大初優勝)
11. 6 都体協の国体選手解団式並びに出漕クルーが記念品を受ける。東漕強化合宿解散式。関東インターハイ申込締切、抽籤及び主将会議
11. 7 日漕定例理事会
- 11.12 第9回関東インターハイレガッタ(本年は東漕男子ナックルのみ。早大学院優勝)
- 11.13 第2回大学女子委員会

36年度決算

- | | | | |
|-------|-----------------------|-------|--|
| 11.14 | 第3回高校委員会 | 12.16 | 臨時大学委員会 |
| 11.16 | 第7回実業団委員会 | 12.19 | 12月度定例理事会、顧問、参与との合同忘年会 |
| 11.17 | 第7回大学委員会 | 12.20 | 日漕より照会を受けた国体の種別変更に関するアンケートを先に会員に配布日漕へ回答東京運動記者クラブポート部会忘年会に理事長出席 |
| 11.20 | 第3回戸田コース艇庫敷地特別委員会(再開) | 12.23 | 東京都カヌー協会発会式に松井理事長出席 |
| 11.21 | 11月度定例理事会 | 12.25 | 米本・松井新旧理事長が会長を訪問、会長重任を要請 |
| 11.27 | 松井・米本両理事にて37年度陣要の協議 | 12.27 | 松井理事長は体協と日漕へ36年度終了挨拶 |
| 12.1 | ポートOBの報道関係者との懇親会 | 12.28 | 東漕年賀状発送す |
| 12.8 | 米本理事の主催で37年の準備理事会 | | |
| 12.9 | 日漕臨時理事会 | | |
| 12.12 | 日漕定例理事会 | | |

昭和36年度決算報告

昭和36年1月1日～12月31日

収入の部		支出の部	
摘要	決算額	摘要	決算額
35年度繰越金	765,482	加盟費	162,500
加盟費	292,000	(内未払金)	(102,500)
(内未収金)	(51,000)	都体協分担金	3,000
前年度未収金	270,000	お花見レガッタ	74,150
(内未収金)	(44,500)	都民レガッタ	44,040
選手登録料	35,910	読売レガッタ	77,690
(内未収金)	(5,040)	国体予選	1,220
お花見レ漕料	87,000	女子インターハイ	20,190
(内未収金)	(1,500)	インターハイ	20,480
都民レ漕料	36,000	会議費	115,042
(内未収金)	(5,500)	交通費	9,195
同上都補助金	12,000	文具費	45,845
読売レ漕料	78,000	通信費	69,977
同上読売報知補助	70,000	事務アルバイト費	38,250
国体予選出漕料	11,000	事務特別手当	37,000
同上都補助	10,000	東漕ニュース	94,400
女子インターハイ出漕料	3,000	(内未払金)	(20,400)
インターハイ出漕料	4,000	東漕要覧	50,000

朝日新聞社補助 用具使用料	50,000 84,000	(内未払金)	(50,000)
預金利息	38,207	予備費	90,068
東漕ケル入	10,000	水路用具代	142,170
(内未収)	(10,000)	審判用具代	38,600
雑収入	748	東漕ケル補助	20,000
(未払金)	172,900	線越金	758,890
計	2,083,247	(未収金)	170,540
		計	2,083,247

東漕37年度事業計画

36・37年度の2年度にわたって
編集する。

運 営 目 標

1. オリンピック東京大会に処し、強化態勢をさらに整備し、この目的に向かって事業を運営する。
2. 会員の増加を計り、強化に尽力する。
3. 競漕大会並びに会務一般に、規律的運営方針を確立し、前年度理事長の方針を踏襲する。
 - A 組織は下記の通り、各部会並びに委員会を設ける。
 - 本部＝総務部・審判部・広報部
競漕運営部・会計部
 - 委員会＝大学委員会・実業団委員会・高校委員会・女子部委員会・強化委員会
 - B 広報については、東漕ニュースを年4回発行する。東漕要覧は

当 番 校 制 度

当番校に代る新たなる制度を検討し
38年度以降の方針を審議し決定する。

レ ー ス 開 催 予 定

お花見レガッタ	戸田		
都民レガッタ	5月3日	戸田	
読売レガッタ	6月24日	戸田	
朝日レガッタ		戸田	
国体予選	8月12日	尾久	
全日本ジュニア	〃	〃	
インターカレッジ	11月3日	相模湖	
女子インターカレッジ	〃	〃	
ジュニアインター			
ハイ	〃	〃	

昭和37年度予算

昭和37年1月1日～12月31日

収 入 の 部		支 出 の 部	
摘 要	予 算 額	摘 要	予 算 額
36年度繰越金	758,890	加 盟 費	190,000
加 盟 費	327,000	加 盟 費(前年)	102,500

東漕関係レガッタ要項

前年度未収金	170,540	都体協分担金	3,000
選手登録料	33,000	お花見レガッタ	75,000
お花見レ出漕料	100,000	都民レガッタ	50,000
都民レ出漕料	35,000	読売レガッタ	100,000
同上都補助金	12,000	国体予選	10,000
読売レ出漕料	100,000	女子インター	30,000
同上読売報知補助	70,000	インタナー	30,000
国体予選出漕料	10,000	会議通費	100,000
同上都補助金	10,000	交文通具費	10,000
女子インターハイ出漕料	3,000	事務アルバイト費	50,000
インターハイ出漕料	4,000	事務特別手当	40,000
朝日新聞社補助	50,000	東漕ニユ要	70,000
用具使用料	20,000	東漕予備クルー	37,000
預金利息	27,500	東漕選抜越計	120,400
雑収	2,613		50,000
広告料	893,000		100,000
			743,000
計	2,628,543		715,643
			2,628,543

東漕関係レガッタ開催要項

第11回向島お花見レガッタ要項

主催 東京都漕艇協会
 後援 日本オアズマン倶楽部
 会場 向島一ツ橋大学艇庫
 コース 向島 1000 m
 日時 昭和36年4月9日(日)午前9時
 種目 A—学生男子舵手付シェルフォア 1000m B—同ナックルフォア 1000m C—一般男子シェルエイト 1000m D—同舵手付シェルフォア 1000m E—同ナックルフォア 1000m F—女子ナックルフォア 800m G—混合ナックルフォア 500m H—40才以上ナックルフォア 500m
 [注意]●大学、高校A Bとも同クラスとする ●実業団、クラブはC D Eとも同クラスとする ●女子は全会員

同クラスとする ●混合ナックルフォアは、舵手・3番手2番手が女子、整調・軸手が男子 ●40才以上は会員及びその他同クラスとする。

参加資格 東京都、神奈川県、埼玉県各漕艇協会の会員(加盟団体)。但し種目Hは資格を設けず、同好者の臨時クルーによる出漕を認める。また種目Gの乗員については、会員の所属外の乗艇も可。なお、東京都漕艇協会会員は抽せん目に35年度までの加盟会費及び本大会の出漕料を納入並びに登録票提出を参加の条件とする。

出漕申込 所定の用紙を用い、会員代表者の承認を要する。3月24日18時までに当協会必着のこと。

出漕料 1クルーにつき1500円。但しHは無料
 用艇 各クルーにて用意

競漕方法 日本漕艇協会競漕規則により、さらに当協会お花見レガッタ委員会の決定事項(下記)による。

i 4隻レース ii 予選・敗者・準決・決勝を行うが、敗者レースを敗者復活とするか否かは組合せ抽せん日に決定する。

審判 日本漕艇協会競漕規則による。
組合せ抽籤 3月27日(月)18時、体協食堂別室で。当日未納会費出漕料並びに登録票を受付け、主将会議を兼ねる。

賞品 各種目優勝者に賞状を出し、参加賞は手拭。優勝カップは昨年度と種目が異なるため3月27日に発表。

役員 会長一岸 道三 委員長一松 井文尾 審判長一米本貴一 総務部長一谷 正一郎 (副) 木村吉郎 競技部長一加藤正雄 (副) 中田博三
委員会 本レガッタ委員会は3月8日組織され上記を決定。

第12回お花見レガッタ要項

主催 東京都漕艇協会
後援 日本オアズマン倶楽部
日時 昭和37年4月8日(日)
午前9時
会場 戸田コース 300m・500m・800m
1000m
種目 A—学生男子舵手付シェルフォア 1000m B—同舵手付シェルペア 1000m C—同シングルスカル 1000m D—同ナックルフォア 1000m E—一般男子舵手付シェルフォア 1000m F—同シングルスカル 1000m G—同ナックルフォア 1000m H—女子ナックルフォア 800m I—混合

ナックルフォア 500m J—招待40才以上舵手付シェルフォア K—招待50才以上舵手付シェルフォア L—招待対抗戦舵手付シェルフォア

注意 ABCは大学のみ、Dは高校のみ、EFGは実業団、クラブ同クラスとする、女子は全会員同クラスとする、混合ナックルフォアは舵手、3番手2番手が女子、整調、触手が男子とする。JKは会員及びその他同クラス、Lは日漕役員・東漕役員・オアズマン報道関係者との対抗戦

参加資格 東京都・神奈川県・埼玉県各漕艇協会の会員(加盟団体)但しJKLは資格を設けず、同好者の臨時クルーによる出漕を認める。また種目Iの乗員については会員の所属外の乗艇も可、なお、東京都漕艇協会々員は抽せん日までに加盟会費及び本大会の出漕料を納入並びに登録票を提出参加の事。

用艇 自艇参加の事

申込規定 選手登録未了につき各会々長の承認推せんを条件とする。東漕所定用紙による文書申込

出漕料 フォア ¥1500 (大学、実業団) ペア ¥1000 (大学) スカル ¥500 (大学、実業団) 高校 ¥500 女子 ¥1000 混合 ¥1000

文書発送 要項 37-3-5 (月)、案内状 37-3-28 (水)

申込締切 37-3-24 (土) 午後5時以後は受理しない

抽せん主将会議 37-3-26 (月) 午後6時 体協

大会委員会 37-4-2 (月) 午後6時 体協

東漕関係レガッタ要項

賞品 優勝カップ、参加賞——手拭、及び優勝者に賞状

懇親会 大会終了後会場にて行う。オアズマンクラブ主催

出漕申込先 東京都千代田区神田駿河台4-6 岸会館内 東京都漕艇協会

組合せ方法 日本漕艇協会制定の組合せ方法により、予選・敗者・準決・決勝を行う。敗者レースを敗復とするかは出漕クルー数により抽せん日に決定
競漕・審判方法 日本漕艇協会競漕規則による。

第14回都民レガッタ要項

主催 東京都教育委員会・東京都・東京都体育協会・東京都漕艇協会

会場 戸田ボート会館

コース 戸田コース 800m・1000m

日時 昭和36年5月3日(祭)午前9時

種目 A—男子シェルエイト B—男子

舵手付シェルフォア C—男子シン

グルスカル D—一般男子ナックルフ

ォア E—学生男子ナックルフォア

以上(1000m) F—女子シングルスカ

ル G—女子ナックルフォア H—混

合ナックルフォア(以上800m) I—三

隻組合せリレー・ナックルフォア(800m×3)

〔注意〕 学生と明記したEは大学、高校。一般と明記したDは実業団・クラブに限る。他は男女の別を除き、会員種別なく同クラス。混合ナックルフォアとは、舵手・3番手・2番手が女子、整調、舳手が男子のクルーで全会員同クラスとする。種目Iのリレーは第1漕者は30才以上の男子。第2漕者は女子。第3漕者は男子にてクルーを編成

し、各クルー800mを漕ぎ1往復半にてゴールに入る(舵手が所定の位置にて次舵手にバトンタッチする。競漕はこの種目に限り2隻レース)

参加資格 東京都漕艇協会の会員、但し種目Iは2会員が共同して、編成した1組の出漕を認める。

なお会員は抽せん日に35年度までの加盟費及び本大会の出漕料を納入、並びに登録票提出を参加の条件とする。

出漕申込 所定の用紙を用い、会員代表者の承認を要す。4月21日時まで当協会に必着のこと。郵便が遅れているので、事務所にお届け下さい。

出漕料 1クルーにつき、エイト・リレーは1500円、フォア1000円、スカルは500円

用艇 各クルーにて御用意願います。

競漕方法 日本漕艇協会規則により、更に当協会都民レガッタ委員会の決定事項(下記)による。

1—4隻レース。2—予選、敗者、準決、決勝を行うが、敗者レースを敗者復活とするか否かは組合抽籤日に決定する。

審判 日本漕艇協会規則による。

組合抽籤 4月24日(月)午後6時 体協会議室に於て。当日未納会費出漕料並びに登録票を受け、主将会議を兼ねる。

賞品 各種目優勝者に賞状を出し、参加章あり、優勝カップは昨年度と種目が異なるため4月24日に発表する。昨年度優勝盃保持者は4月21日迄に返盃のこと。

役員 会長—岸 道三 委員長—松井 文尾 審判長—米本貴一 総務部長—

谷正一郎 (副)木村吉郎 競技部長一
加藤正雄 (副)中田博三
(以下省略)

委員会 都民レガッタ委員会は3月8日組織され上記を決定。

第15回都民レガッタ要項

主催 東京都教育委員会・東京都体育協会・東京都漕艇協会

会場 戸田コース 800m 1000m

日時 昭和37年5月3日 午前9時

種目 A一男子シュルエイト B一男子舵手付シュルフォア C一男子シングルスカル D一男子ナックルフォア E一男子学生ナックルフォア F一高校男子ナックルフォア(以上1000m) G一女子シングルスカル H一女子ナックルフォア(以上800m)

注 ① 男女別を除き会員別なく同クラス ② 学生と明記したEは大学に限る。

出漕申込 所定の用紙を用い会員代表者の承認を要す。4月21日(土)正後まで当協会に必着のこと。

出漕料 エイト¥1500 フォア¥1000 スカル¥500 高校¥500

用艇 自艇のこと

競漕方法 日本漕艇協会競漕規則により更に当協会都民レガッタ委員会の下記決定事項による。

1—4隻レース 2—予選、敗者、準決、決勝とするが、敗者レースを敗者復活とするか否かは組合せ抽籤日に決める。

審判 日本漕艇協会規則による

組合せ 4月23日(月)午後6時 お茶の水体育協会議室で行う。

抽籤 主将会議を兼ねる。

賞品 各種目優勝者に賞状を出す。

役員 会長—東海林武雄 委員長—米本貴一 審判長—伊藤治雄 総務部長—三崎英雄 競技部長—中田博三
委員会 当レガッタ委員会は3月26日組織され上記を決定。

第11回読売レガッタ要項

主催 読売新聞社 東京都漕艇協会

後援 報知新聞社

日時 昭和36年7月1日(土)～2日(日) 但し申込数により2日(日)のみとなることあり。開会式の時刻等もその節決定する。

会場 戸田コース

種目 [A]社会人の部 エイト・舵手付シュルフォア・ナックルフォア [B]実業団の部 エイト・舵手付シュルフォア・ナックルフォア I部及びII部 [C]社会人・実業団共通の部 フィックス・スカール・女子スカール・女子ナックルフォア・3隻リレーナックルフォア

[説明] 1)距離は女子スカール及び女子ナックルフォアは800m。3隻リレーナックルフォアは各漕者500mで合計1500m。その他1000m。2)実業団ナックルフォア I部及II部とは、従来の3部制を廃し新たにI部とII部を設けた。即ち「入社後ボートを習い漕歴2カ年以内の漕手が3名以上で編成したクルー」はII部に出漕することができる。(このクルーはいわば新人クルーと言ってもよい。もとよりI部に出漕することは差支えない。)3)3隻リレーナックルフォアとは、第1漕者女子

第2漕者混合、第3漕者男子で各500mを漕ぐ。審判員の合図で引継ぎをする。2隻レースとするため、申込みは先着8クルーで締切る。(混合とはC・3・2が女子、SとBが男子) 会員が共同して1組を編成し申し込んでもよい。4) 1会員が1種目に2クルー以上出漕することも差支えない。5) 1人の乗員が他の種目を兼ねていることは敢えて妨げないが、この為レース進行に支障が生じた場合は何れかに棄権を命ずることがある。この場合の苦情は受付けない。

参加資格 日漕に加盟する府県協会の実業団・クラブ会員で当該協会の推薦を受けたクルー。但し東漕の会員はその乗員が登録済でなくてはならない。**出漕料** エイト ¥ 2000・スカール ¥ 500・その他 ¥ 1500

用艇 自艇(自己所有艇の意ではない。自ら調達し来場する意)

競漕方法 なるべく決勝を4隻とする。敗復を行うか否かは申込締切後、レガッタ委員会で決定する。但し、リレーは予選・準決・決何れも2隻レース。競漕及審判に関しては日漕の競漕規則に従う。

賞品 優勝盃。1位には東漕賞状。1～3位読売賞状。参加章。但しリレーは優勝盃未定。

申込締切 6月19日午後6時(日漕事務局迄)。

抽籤 6月21日午後8時。於岸会館。この時に出漕料納付。前年カップ保持者返盃。出漕者に案内状を配付。東漕会員はこの日までに選手登録をする。

主将会議 6月28日午後6時。この日

プロを配付する。また読売運動部との予想懇談会を行う。

競漕役員 東漕側 会長一岸会長 委員長一松井理事長 審判長一米本審判長 副委員長一谷副理事長及中村理事 総務部長一木村理事 競技部長一中田理事

レガッタ委員会 読売レガッタ委員会 は第5回定例理事会にて設置を決定し5月26日組織された。委員長一松井理事長

第12回読売レガッタ開催要項

主催 読売新聞社 東京都漕艇協会

後援 報知新聞社

期間 昭和37年6月23日・24日(土、日)

会場 戸田コース

種目 エイト・舵手付シェルフォア・ナックルフォアⅠ部・ナックルフォアⅡ部・女子ナックルフォア・男子シングルスカール・女子シングルスカール 但し、ナックルフォアⅡ部とは入社後ボートを習い艇歴2ケ年以内の漕手を3名以上を含むクルーをいい、他はⅠ部とする。Ⅱ部クルーがⅠ部に出漕することはさしつかえない。

参加資格 1)東漕会員(但し、乗員は昭和37年度選手登録終了者でなければならぬ)。2)日漕加盟の協会所属の実業団、クラブ等で当該協会の推せんするクルー。

用艇 自艇を原則とするが借艇を要するクルーに対しては艇のみ東漕で斡旋する。

賞品 1位に優勝盃並びに東漕賞状。1位～3位に読売新聞社賞状。参加章。

申込期限 6月9日(土)午後5時

抽籤 6月11日(月)午後6時 於岸体育会館会議室。同時に出漕料納付、前年度優勝カップ返還。出漕者に“レース案内状”を配付。本年度選手登録未済者は、この日までに選手登録を完了すること。

主将会議 6月20日(水)午後6時於岸体育会館会議室。この日プログラム配付。この日誌新聞社運動部と報知新聞社運動部と予想懇談会を行う。

競漕会役員 会長 東海林武雄(東漕側) 委員長一木本貴一 副委員長一三崎英雄 審判長一伊藤治雄 総務部長一中村清之介 競技部長一中田博三

第7回関東女子大学選手権 競漕大会要項

主催 東京都漕艇協会

期日 昭和36年11月5日(日)

会場 戸田コース

種目 ナックルフォア800m(1会員が2クルー以上出漕してもよい)

参加資格 東漕加盟の大会会員に限る乗員はすべて登録済の選手であること
出漕料 1隻 500円

用艇 自艇

競漕方法 予選、決勝を行う。

賞品 優勝盃・賞状・参加章

申込締切 10月30日(月)午後6時 日漕事務所まで

抽籤および主将会議 10月30日(月)午後6時 岸体育館 代表者は必ず出席して下さい。

競漕役 会長一東海林武雄 委員長一松井文尾 審判長一木本貴一

その他 本要項はすべて、去る10月2日の東漕大学女子部会にて決定された但し、上記決定当日は東経大学内大会

と同時に行われる予定であったが、その後、東経大レースが4日となり、当日は本レースのみとなった。従って、敗者復活戦をするか否か、またレース時刻などは、参加クルーで自由に協議決定することが出来るので実施の詳細は主将会議で決定する。

第9回関東高等学校新人選手権 大会要項

主催 東京都漕艇協会

期日 昭和36年11月12日(日)

会場 戸田コース

種目 ナックルフォア1000m(1会員が2クルー以上出漕してもよい)

参加資格 東漕加盟の高校会員に限る乗員は総て登録済の選手で、1,2年の生徒であること。

出漕料 1隻 500円

用艇 自艇

競漕方法 予選、決勝を行う。敗者復活は行わない。

賞品 優勝盃・賞状・参加章

申込締切 11月6日(月)午後6時 日漕事務所まで。

抽籤および主将会議 11月6日(月)午後6時 岸体育館 代表者は必ず出席して下さい。

競漕役員 会長一東海林武雄 委員長一松井文尾 審判長一木本貴一

その他 当日は、中央大学の学内レースにあたるので、時刻その他は6日の主将会議で決定される。本要項は、すべて去る9月29日の東漕高校委員会にて決定された。

第9回朝日招待レガッタ開催要項

主催 東京都漕艇協会・朝日新聞社

東漕関係レガッタ要項

後援 日本漕艇協会・東京オリンピック選手強化対策本部

日時 昭和36年9月10日(日)

会場 戸田コース

種目 対抗エイト(1500m)・OBエイト(800m)・大学女子ナックル(800m)

資格 エイト：キール大学及全日本エイト準決勝出場クルー OBエイト：東漕の大学OB会員 大学女子ナックル：東漕の大学女子会員

運営 本年度の本大会はキール大学を迎えて日独対抗レガッタのエイト種目として行われることになり、開催要項の主体であるエイトについては総て日本漕艇協会の競漕委員会の決定に一任した。従って東漕としては日漕一任についての事項並びにOBエイト・大学女子ナックルの種目についてのみの要項を第8回定例理事会で決定した。斯くの如きで、本年度大会は日漕と選強本部の後援を得て開催されている。尚、本大会終了後キール大学送別会を開催する。

第17回国民体育大会実施要項 漕艇競技の部抜すい

期日 昭和37年9月16日から19日まで(4日間)

会場 岡山市児島湖漕艇場

競技種別及び参加人員

種別	監督	選手	参加 選手	
一般男子	フィックス	1	9	12
	ナックルフォア	1	7	22
	シングルスカル	0	1	16
一般女子	ナックルフォア	1	7	11

高校男子	フィックス	1	9	17
	ナックルフォア	1	7	22
高校女子	ナックルフォア	1	7	13

参加人員総計 850名

競技上の規定及び方法 1—日本漕艇協会制定「競漕規則」に準拠して行う。2—予選・準決勝・決勝により優勝クルーを決定する。3—準決勝に至るまで敗者復活戦の方式を採用する。4—8位までは順位決定戦により順位を決定する。5—距離は男子1000m、女子は800mとする。

参加資格 総則六(註i)に定めるもののほか次による。

1—日本漕艇協会正会員(加盟団体)に所属する団体で7月15日までに正規の選手登録を終了した者に限る。

2—一般の部の参加資格を次のとおりとする。①実業団 ②学校のOB団体 ③地域漕艇団体 ④学校のOG団体。ただし、上記の③及び④については、大学生ならびに高等学校生徒の参加は認めない。シングルスカルは高等学校生徒の参加を認める。

成績採点方法 別掲競技種目別総合順位決定方法一覧及び国民体育大会天皇杯皇后杯授与規程による。

表彰 総則七(註ii)による。

申込方法 総則八(註iii)の1の(2)のイは東京都千代田区神田駿河台4の6岸体育会館内日本漕艇協会あて、総則八の1の(2)のハは岡山市下石井213 岡山産製品会館内第17回国民体育大会岡山市実行委員会事務局あて

申込締切 8月20日。締切り後の申込

は絶対受理しない。

註i 参加資格=1.一日本国に国籍を有する者であること。2.一財団法人日本体育協会加盟競技団体の認めたアマチュア競技者であること。3.一所定の身体検査を受け健康であること(公開種目を含む)4.一中学校以下の生徒児童は本大会の競技に参加することはできない。5.一(1)高等学校生徒(定時制を含む)は昭和18年4月2日以降に生まれたもので、各競技団体の認めた参加資格を有するものであること。(2)高等学校の生徒は高等学校の種別のある種目については高等学校の部しか出場できない。(3)高等学校の部に出場する資格のない高校学校の生徒は一般の部への出場を認める。(4)高等学校生徒の出場は学校所在地を基準とする。6.一(1)青年の種別に出場するものは、大学在学中のものおよび卒業生を除き満25才以下(例えば昭和12年10月21日以降に生まれたもの)のものであること。(2)青年は青年の種別ある種目については青年の部しか出場できない。7.一(1)教員の種別に出場するものは、学校教育法第1条に規定する学校(小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園)の校長、教員とし、非常勤講師および事務職員は認められない。(2)教員は教員の種別のある種目については教員の部しか出場できない。8.一すべて年令の計算は、大会開会式の前日を基準とする。9.一特に定められた者のほか都道府県または地域予選を通過したものであること。10.一都道府県対抗競技に参加する競技者の所属は

各競技団体の定めによる。11.一数種別に分かれた競技種目で、その中の一つの種別に属すべき競技者は、他の種別に出場することはできない。12.一単一大学または内容が単一大学の学生メンバーだけのチームは参加できない。13.一その他の事項については、国民体育大会開催基準要項および同細則による。

註ii 表彰=1.一冬期、夏期、秋期大会を通じ、実施した都道府県対抗正式種目の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子種目総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。2.一男女総合成績および女子総合成績第8位までの都道府県に表彰状を授与する。3.一各競技種目ごとに男女総合成績および女子総合成績第8位までに表彰状を授与する。4.一各競技種目の種別、および各種別内の種類の第3位までに賞状を授与する。ただしチームゲームにあっては監督は含まない。

註iii 参加申込=1.一本大会(1)都道府県または地域予選において、選抜または選考されたものを都道府県の各種目別競技団長が、都道府県体育協会長と連署して本大会長あてに申込むもので、個人等の直接申込みは認めない。(2)参加申込書は所定の様式により3通作成し、定められた期限までにそれぞれ1通を下記あて、どれも書留便をもって送付すること。ただし、身体検査票はイあて申込みと同時に送付のこと。イ各各種目別競技団体事務所あて。ロ一岡山市内山下字中堀81の1岡山県庁内第17回国民体育大会岡

山県実行委員会事務局あて。ハ一各種目別競技の会場地 第17回国民体育大会〇〇市実行委員会事務局あて。

(3)所定の申込期限は夏季大会漕艇競技 8月20日とする。(4)申込用紙および身体検査票は岡山県実行委員会事務局から各都道府県体育協会あてに送付する。

2.一都道府県および地域予選会(1)都道府県および地域予選に出場するものは、それぞれの主催者に申込むこと。(2)申込期日、申込場所、種目別申込参加料は本要項中の各種目別競技

実施要項を参照すること。(3)都道府県および地域予選で特に参加料を徴収する場合もあるが、その金額は各種目別団体または予選開催団体が定める。(4)地域別に選出する競技中の種別で、競技の運営に差支えないかぎり、開催地都道府県および沖繩チームは地域予選を経ることなく大会に参加することができる。(各競技種目、競技種別の参加人員には沖繩を含まない) 3.一申込はすべて各種目別競技所定の申込様式による。

東漕関係レガッタ記録

向島お花見レガッタ優勝クルー

第1回 (26-4-8)

実業フィックス=旭電化

第2回 (27-4-6)

実業団フォア=第一物産

実業団ナックル=第一物産

40才以上OBナックル=東京海上

女子ナックル=千代田銀行

実業団フィックス=旭電化

第3回 (28-4-12)

一般フォア=日本郵船

一般ナックル=大阪住友

女子ナックル=第一物産

一般フィックス=旭電化

第4回 (29-4-11)

OBエイト=四神会

実業団ナックル=大阪住友

OBナックル=桐漕クラブ

女子ナックル=三菱銀行

一般フィックス=旭電化

第5回 (30-4-10)

一般エイト=四神会

一般ナックル=東京海上, 住友海上

OBナックル=オールコーチャーズ

女子ナックル=日本郵船

一般フィックス=旭電化

第6回 (31-4-8)

学生ナックル=教育大

実業団ナックル=東京海上

女子ナックル=早大

一般フィックス=日本鋼管

第7回 (32-4-7)

学生エイト=早大

学生ナックル=慶応高校

一般ナックル=東京海上

女子ナックル=東京海上

一般フィックス=住友海上

第8回 (33-4-6)

学生エイト=赤艇会

一般エイト=三菱商事

学生ナックル=明大

一般ナックル=三菱海運

女子ナックル=旭電化

学生スカル=春日井善之(法大)

一般スカル=阿部藩(安田火災)

女子スカル=森川弥恵子(々)

第9回 (34-4-5)

学生エイト=赤艇会

一般エイト=住友海上

学生ナックル=明大

高校ナックル=法政二高

一般ナックル=住友海上

女子ナックル=旭電化

一般スカル=寺園一馬(同和鉱業)

第10回 (35-4-10)

学生エイト=一橋大

一般エイト=三菱商事

学生フォア=東医歯大

学生ナックル=法政二高

一般ナックル=共栄企業

女子ナックル=電々東京

第11回 (36-4-9)

一般エイト=東京トヨペット

学生フォア=明大

一般フォア=古河電工

学生ナックル=成城大

一般ナックル=共栄企業

女子ナックル=三菱商事

混合ナックル=東京海上

第12回 (37-4-8) 戸田コース

学生舵手付シエルフォア=東大

一般 κ =東京電力

学生舵手付シエルペア=早大

学生シングルスカル=東大

高校ナックル=開成高

一般男子ナックル=東京トヨベツト

一般女子 κ =外語大

混合ナックル=電々東京

カヤックペア=専修大

ファルトボート=大正大

カヤックペア=大正大B

憲法記念都民レガッタ優勝クルー

第1回 (22-6-1) 向島

学生エイト=東大

学生フォア=一橋大

学生スカル=中野新一郎 (早大)

学生フィックス=浜松工専

一般フィックス=日本鋳業

一般カヤック=安藤:木下(大正大)

第2回 (23-5-3) 向島

学生エイト=東大医

一般エイト=一橋大OB

学生フォア=明大

一般フォア=慶大OB

学生スカル=中野新一郎 (早大)

一般スカル=河野四郎 (三田)

OBスカル=高橋六郎 (三田)

学生フィックス=日医大

一般フィックス=千代田銀行

高校フィックス=開成高

女子フィックス=千代田銀行

一般カヤック=大塚:稲垣 (専大)

新人カヤック=小呉:緑川(大正大)

女子カヤック=小見山:山下(共立
女大)

第3回 (24-5-1) 戸田

学生エイト=慶大

一般フォア=稲門艇友会

学生スカル=近藤幹雄 (慶大)

一般カヤック=大塚:稲垣 (専大)

第4回 (25-5-3) 戸田

学生エイト=日大

学生フォア=明大

学生ナックル=立大

一般フィックス=千代田銀行

高校フィックス=開成高

一般カヤック=稲垣:市川 (専大)

第5回 (26-5-3) 向島

学生エイト=日大

一般エイト=桜門艇友会

学生フォア=東経大

一般ナックル=旭電化

学生スカル=今泉季正 (学習院大)

一般フィックス=旭電化

第6回 (27-5-3) 向島

学生エイト=早大

学生フォア=一橋大

一般ナックル=旭電化

女子ナックル=千代田銀行

一般フィックス=旭電化

第7回 (28-5-3) 向島

学生エイト=早大

学生フォア=一橋大

一般ナックル=第一物産

女子ナックル=千代田銀行

OBスカル=ウイリアム・クネヒト

一般フィックス=旭電化

一般カヤック=児玉: ? (大正大)

第8回 (29-5-3) 向島

記録不詳

第9回 (30-5-3) 向島

学生エイト＝一橋大
 一般エイト＝四神会
 学生フォア＝早大
 一般ナックル＝東京海上
 女子ナックル＝東京海上
 一般スカル＝瀬田慎吾（東京海上）
 一般フィックス＝旭電化

第10回（31-5-3）向島

学生ナックル＝東大
 学生フォア＝中大
 学生ナックル＝学習院大
 一般ナックル＝東京海上
 女子ナックル＝東京海上
 学生スカル＝香川（慶大）
 一般キャック＝大正大

第11回（32-5-3）向島

学生スカル＝国司惟夫（学習院大）
 その他記録不詳

第12回（33-6-22）向島

学生エイト＝東経大
 一般エイト＝三菱商事
 学生フォア＝外語大
 学生ナックル＝慶大
 一般ナックル＝旭電化
 高校ナックル＝慶大
 女子ナックル＝電々東京
 OBナックル＝アピロンクラブ
 女子スカル＝森川弥恵子（安田火災）

皇太子御成婚記念（34-5-3）戸田

一般エイト＝安田火災
 一般フォア＝東京トヨペット
 学生ナックル＝成城大
 一般ナックル＝東京トヨペット
 高校ナックル＝浦商高
 女子ナックル＝大正製菓
 女子スカル＝阿部弥恵子（安田火災）

第13回（35-5-22）戸田

一般エイト＝三菱商事
 学生ナックル＝東経大
 一般ナックル＝共栄企業
 高校ナックル＝開成高
 女子ナックル＝大正製菓

第14回（36-5-2）戸田

一般エイト＝東経大
 一般フォア＝古河電工
 学生ナックル＝東経大
 一般ナックル＝東京電力
 女子ナックル＝三菱商事
 混合ナックル＝三菱海運
 一般スカル＝馬上（東大）
 三隻リレー＝三井物産・東京外語艇友会

第15回（37-5-3）

区郡市対抗オワンボート＝荒川区
 エイト＝三菱商事
 シングルスカル＝山口（東京海上）
 男子ナックル＝東京トヨペット
 学生ナックル＝日医大
 女子ナックル＝共立女子大A

読売レガッタ優勝クルー

第1回（26-7-8）戸田

実業団フォア＝大阪住友
 実業団ナックル1部＝（横浜ヨット）
 実業団フィックス＝旭電化
 実業団スカル＝石井金一郎（帝國種苗）
 女子ナックル＝千代田銀行

第2回（27-7-13）向島

社会人フォア＝四神会
 社会人ナックル＝鶴見ローイング
 実業団エイト＝第一物産
 実業団フォア＝大阪住友
 実業団ナックル1部＝第一物産
 実業団フィックス＝旭電化

実業団スカル=袴次夫 (中井商店)
 社会人スカル=南波登 (自尊会)
 女子ナックル=千代田銀行

第3回 (28-7-12) 向島

社会人エイト=淡青会
 社会人フォア=葵水会
 社会人ナックル=横浜ヨット
 実業団エイト=第一物産
 実業団フォア=大阪住友
 実業団ナックル1部=同和鉱業
 実業団フィックス=旭電化
 実業団スカル=袴次夫 (中井商店)
 社会人スカル=金子貞正 (自尊会)
 女子ナックル=第一物産

第4回 (29-7-4) 向島

社会人エイト=淡青会
 社会人ナックル=横浜ヨット
 実業団エイト=第一物産
 実業団フォア=住友海上
 実業団ナックル1部=東京海上
 実業団フィックス=旭電化
 実業団スカル=三堀正太郎 (第一物産)
 社会人スカル=金子貞正 (自尊会)
 女子ナックル=日本郵船

第5回 (30-7-10) 向島

社会人エイト=淡青会
 社会人フォア=葵水会
 社会人ナックル=桐漕クラブ
 実業団エイト=第一物産
 実業団フォア=横浜ヨット
 実業団ナックル1部=横浜ヨット
 実業団ナックル2部=横浜ヨット
 実業団ナックル3部=横浜ヨット
 実業団フィックス=旭電化
 実業団スカル=袴次夫 (中井商店)
 社会人スカル=袴次夫 (自尊会)
 女子ナックル=日本郵船

第6回 (31-7-8) 向島

実業団エイト=三菱商事
 実業団ナックル1部=東京海上
 実業団ナックル2部=三菱銀行
 実業団ナックル3部=東京海上
 実業団フィックス=日本鋼管
 実業団スカル=近藤幹雄 (古河電工)
 女子ナックル=東京海上

第7回 (32-7-14) 向島

実業団エイト=住友海上
 実業団フォア=住友海上
 実業団ナックル1部=同和鉱業
 実業団ナックル2部=三菱海運
 実業団スカル=小貫光夫 (同和鉱業)
 女子ナックル=旭電化

第8回 (33-7-12・13) 戸田

社会人フォア=全古河
 社会人ナックル=全古河
 実業団エイト=住友海上
 実業団フォア=中井商店
 実業団ナックル1部=三菱銀行
 実業団ナックル2部=電々東京
 実業団ナックル3部=東京海上
 実業団スカル=阿部肇 (安田火災)
 社会人スカル=国司惟夫 (輔仁会)
 女子スカル=森川弥恵子 (安田火災)
 女子ナックル=三菱商事

第9回 (34-6-27・28) 戸田

社会人ナックル=全古河
 実業団エイト=住友海上
 実業団フォア=東京トヨペット
 実業団ナックル1部=旭電化
 実業団ナックル2部=横浜ヨット
 実業団ナックル3部=三菱銀行
 実業団スカル=阿部肇 (安田火災)
 女子スカル=阿部弥恵子 (安田火災)
 女子ナックル=東京海上

- 第10回 (35-7-9・10) 戸田
 社会人エイト=三田漕艇クラブ
 実業団エイト=東京トヨペット
 実業団フォア=積水化学
 実業団ナックル1部=共栄企業
 実業団フィックス=日本鋼管
 実業団スカル=鈴木徹(明治生命)
 女子スカル=秋山乃婦子(大正製薬)
 女子ナックル=大正製薬

- 第11回 (36-7-2) 戸田
 社会人フォア=三田漕艇クラブ
 実業団エイト=東京トヨペット
 実業団フォア=東京電力
 実業団ナックル1部=旭電化
 実業団ナックル2部=安田火災
 フィックス=旭電化
 女子ナックル=電々東京
 女子スカル=秋山乃婦子(大正製薬)
 三隻リレーナックル=住友海上

関東インターハイレガッタ優勝校

- 第1回 (28-8-23) 開成高校
 第2回 早大学院
 第3回
 第4回 (31-11-3) 浦和商高
 第5回 (32-11-3) 浦和商高
 第6回 (33-11-3) 法政二高
 第7回 (34-11-3) 開成高校
 第8回 (35-11-3) 開成高校
 第9回 (36-11-12) 早大学院

関東女子インターカレッジ レガッタ優勝校

- 第1回 (30-11-13) 東大
 第2回 (31-11-3) 早大
 第3回 (32-11-3) 早大
 第4回 (33-11-3) 早大

- 第5回 (34-11-3) 早大
 第6回 (35-11-3) 早大
 第7回 (36-11-5) 慶大

朝日招待レガッタ優勝クルー

- 第1回 (昭和28年) 向島1哩
 一橋大 4分24秒0
 第2回 (昭和29年) 向島1哩
 慶大 4分40秒2
 第3回 (昭和30年) 向島1哩
 東大 4分42秒0
 第4回 (昭和31年) 向島 1,600m
 東大
 第5回 (昭和32年) 向島 1,600m
 慶大 4分11秒7
 第6回 (昭和33年) 向島 1,600m
 慶大 5分02秒9
 第7回 (昭和34年) 茨戸 1,000m
 一橋大
 第8回 (昭和35年) 戸田 1,600m
 東北大
 第9回 (昭和36年) 戸田 1,500m
 キール大 4分30秒4

国体漕艇東京代表クルー記録

- 第1回 (21年) 大阪府京都府 瀬田川
 一般フィックス=日本鋳業
 第2回 (22年) 金沢市 瀬田川
 一般フィックス=日本鋳業
 中等学校フィックス=学習院中等部
 第3回 (23年) 福岡県 今津湾
 天皇杯6位
 高校フィックス=開成高校
 大学高専フィックス=日医大子科
 実業団フィックス=千代田銀行3位
 第4回 (24年) 東京都 戸田
 一般フィックス=千代田銀行

東漕関係レガッタ記録

- 一般ナックル=聖ポールRC 2位
 高校フィックス=開成高校
 高校ナックル=早大学院
第5回(25年)愛知県 中川
 一般フィックス=旭電化 9位
 一般ナックル=荒川RC 5位
 大学ナックル=慶応大学 3位
 高校ナックル=立教高校 6位
第6回(26年)広島県 宮島
 一般フィックス=旭電化 8位
 一般ナックル=第一物産 5位
 高校ナックル=立教高校
第7回(27年)福島県 荻野
 天皇杯6位
 一般フィックス=旭電化
 一般ナックル=桐漕クラブ
 女子ナックル=共立女大 3位
 高校ナックル=早大学院 6位
第8回(28年)愛媛県 浅川
 一般ナックル=旭電化 4位
 一般ナックル=大阪住友 6位
 女子ナックル=共立女大 7位
 高校ナックル=開成高校 2位
第9回(29年)北海道 茂戸
 天皇杯2位
 一般フィックス=旭電化 5位
 一般ナックル=同和鉱業 2位
 女子ナックル=日本郵船 2位
 高校ナックル=早大学院 5位
第10回(30年)神奈川県 相模湖
 天皇杯2位
 一般フィックス=旭電化 1位
 一般ナックル=住友海上 2位
 女子ナックル=日本郵船 2位
 高校ナックル=早大学院 8位
第11回(31年)兵庫県 相生湾
 一般フィックス=旭電化 5位

- 一般ナックル=東京海上 8位
 女子ナックル=電々東京 5位
 高校ナックル=開成高校 8位
第12回(32年)静岡県 佐鳴湖
 天皇杯4位
 一般フィックス=旭電化 3位
 一般ナックル=同和鉱業 7位
 女子ナックル=旭電化 2位
 高校ナックル=早大学院 7位
第13回(33年)滋賀県 浜大津
 天皇杯7位 皇后杯5位
 一般フィックス=旭電化 4位
 一般ナックル=三菱海運 6位
 女子ナックル=早大 3位
 高校ナックル=早大学院
第14回(34年)埼玉県 戸田
 天皇杯5位 皇后杯3位
 一般フィックス=旭電化 4位
 一般ナックル=旭電化 2位
 女子ナックル=早大 2位
 高校ナックル=早大学院
第15回(35年)熊本県 荒瀬ダム
 天皇杯1位 皇后杯4位
 一般フィックス=旭電化 1位
 一般ナックル=旭電化 1位
 女子ナックル=三菱商事 2位
 高校ナックル=開成高校 3位
第16回(36年)秋田県 秋田運河
 天皇杯2位 皇后杯5位
 一般フィックス=旭電化 2位
 一般ナックル=旭電化 1位
 女子ナックル=電々東京 3位
 高校ナックル=早大学院

36年度対校レース記録

日・立・明対校レガッタ

4月23日 隅田川

【エイト】(3100m) ①明治大9分11秒0 ②立教大(2½L) ③日本大(大差)

【フォア】(2000m) ①明治大7分0秒0 ②立教大(2L) ③日本大(1L)

早・慶対校レガッタ 5月7日 隅田川
【エイト】(6000m) ①慶応大19分28秒8 ②早大20分13秒4(10L)

【フォア】(2000m) ①慶応大8分1秒0 ②早大(5L)

【ペア】(2000m) ①慶応大8分50秒8 ②早大(大差)

東大・一橋対校レガッタ

5月21日 隅田川

【エイト】(6800m) ①東大26分35秒0 ②一橋大(10L)

【フォア】(2000m) ①東大8分13秒0

②一橋大(6L)

【ペア】(2000m) ①東大9分38秒0

②一橋大(6L)

工大・外語・商船対校レガッタ

6月18日 戸田

【エイト】(2000m) ①東京工大6分24秒6 ②東京商船大(1L) ③東京外語大(3L)

学習院大・甲南大対校レガッタ

5月7日 瀬田川

【エイト】(3500m) ①学習院大10分50秒0 ②甲南大(大差)

法政・関西大対校レガッタ

5月7日 瀬田川

【エイト】(3200m) ①法政大11分15秒9 ②関西大学11分16秒5(¼L)

東経大・中央大対校レガッタ

6月25日 戸田

【エイト】(2000m) ①東経大6分32秒5 ②中央大6分41秒4(3L)

【フォア】(2000m) ①中央大7分32秒 ②東経大(2L)

日漕関係レガッタ開催要項

全日本選手権競漕大会要項

名称 第39回全日本選手権競漕大会
 第1回オックスフォード盾レガッタ
 主催 日本漕艇協会
 会期及場所 全日本エイト、オックス
 フォード盾——昭和36年7月29・30日。
 全日本小艇（エイトを除く全種目）
 ——昭和36年8月25・26・27日（出漕
 クルーの数により会期を縮少すること
 がある）。戸田コース。

種目その他

種目	距離	出漕料
全日本エイト	2000m	10,000円
ク フォア	ク	5,000ク
ク ク（舵手なし）	ク	4,000ク
ク ペア	ク	3,000ク
ク ク（舵手なし）	ク	2,000ク
ク ダブルスカル	ク	2,000ク
ク シングルスカル	ク	1,000ク
オックスフォード盾エイト	ク	10,000ク

（出漕料は必ず出漕申込と同時に払込みの事）

◎全日本“エイト”に出漕のクルーは1団体1クルーに限る。尚1団体でエイト数クルーを編成し出漕を希望するものは“オックスフォード盾レガッタ”に出漕すること。

競漕水路 埼玉県戸田コース 直線
 2000m 静水

申込締切日 全日本エイト、オックス
 フォード盾——昭和36年7月15日（土）
 午後5時締切後の申込は受理しない。
 全日本小艇——昭和36年8月12日（土）

午後5時 同上

組合せ抽せんの場合及び日時 全日本
 エイト、オックスフォード盾——昭和
 36年7月17日（月）午後6時より当協
 会に於て行う。全日本小艇——昭和36
 年8月14日（月）午後6時 同上

出漕申込み先 東京都千代田区神田駿
 河台4ー6 日本漕艇協会（251）9511
 組合せ方法 日本漕艇協会制定の組合
 せ方法による

競漕方法 日本漕艇協会競漕規則によ
 る

その他 全日本選手権決勝レースに進
 出したクルーの内、上位3クルーは9
 月2日、3日に開催される“日独親善
 レガッタ”に出場する。尚、9月10日
 開催予定の“朝日招待レガッタ”には
 原則として全日本選手権の準決勝に進
 出したクルーが出漕する。

オール送り先 国鉄東北本線蕨駅日通
 經由埼玉県北足立郡戸田町ボートコ
 ース日本漕艇協会ボート会館宛発送の事
 交通 国電京浜東北線“赤羽駅”より
 戸田行バス戸田ボートレース場前下車

全日本ジュニア選手権競漕大会要項

名称 第2回全日本ジュニア選手権競
 漕大会

主催 日本漕艇協会

会期及場所 昭和36年11月2・3日
 埼玉県戸田コース

種目その他

種目	距離	出漕料
シェルエイト	2000m	5,000円

舵手付シエルフォア 2000㏎ 2,500㏎
 舵手付シエルペア 2000㏎ 1,500㏎
 ダブルスカル 2000㏎ 1,000㏎

参加資格 日本漕艇協会々員の所属団体で本年度選手登録完了者 但し昭和36年11月3日現在年齢20才以下の者
 申込締切 昭和36年10月14日(土)午後5時 申込締切時限を過ぎたものは、いかなる事情があろうとも絶対受付けません。

組合せ抽せんの場合及び日時 昭和36年10月16日(月)午後6時より日本漕艇協会に於て本レガッタ競漕委員会により行う。

出漕申込先 東京都千代田区神田駿河台4-6 日本漕艇協会 (251)9511

組合せ方法及び競漕規則 日本漕艇協会制定の組合せ方法及び競漕規則による

競漕水路 埼玉県戸田コース直線静水2000m

宿舎 希望の向きは出漕申込書に要点明記の事

オール送り先 埼玉県北足立郡戸田町上戸田ボートコースボート会館(東北本線蕨駅経由)

交通 東北本線赤羽駅下車戸田町方面行バス、ボートレース場前左入る

全日本高等学校選手権競漕大会要項

名称 昭和36年度全日本高等学校漕艇選手権大会

主催 全国高等学校体育連盟 日本漕艇協会

後援 文部省、神奈川県、神奈川県教育委員会、相模湖町、相模湖町教育委員会、神奈川県体育協会、相模湖町体

育協会、朝日新聞社

主管 神奈川県高等学校体育連盟、神奈川県漕艇協会

期日 昭和36年8月4・5・6日(金・土・日)の3日間

会場 神奈川県津久井郡相模湖町 相模湖

種目 男子フィックス、ナックルフォア 各1000m

女子ナックルフォア 800m

以上の3種目、但し1種目1校1クルーとし、編成は全日制、定時制、同分校の混合は認めない。前記クルーがそれぞれ出場校を有する場合は単独校の取扱いをし出場を認める。

表彰 各種目共優勝クルーに優勝旗と優勝盃(持廻り)を第2位より第6位まで(女子は決勝出場クルー)を表彰する

参加資格 次の各号に該当したクルーのみが出場資格を有する。

- (1) 都道府県、高体連の加盟校であって日本漕艇協会加盟団体の登録選手であること。
 - (2) 都道府県予選に於て各種目第2位まで、又は地方予選に於て各種目の3分の1以内の成績を収めたクルーであること。
 - (3) 開催県及び会場をホームコースとするクルーは前記の他高体連の推せんがあれば出場出来る。
 - (4) 学校長が出場を承認し、且つ校医の健康証明のあるもの。
 - (5) 昭和17年4月2日以後生れた者
- 参加申込 7月8日必着を以て別紙申込書に必要事項を記入し、参加料1クルーにつき、フィックス1000円、ナ

日漕関係レガッタ要項

ックルフォア 800 円を添え、神奈川県津久井郡相模湖町役場内全日本高等学校漕艇選手権大会事務局宛書留便で申込むこと。書類不備、参加料添付なきものは受け付けない。高体連加盟証明、漕艇協会加盟証明は都道府県毎に一括証明して別送してもよい。

組合せ抽せん 大会競漕委員会で行う監督主将会議 8月3日(木)午後3時相模湖ホテルで行う。

競漕方法 日本漕艇協会規則により行う。

使用艇 昭和29年建造ナックルフォア7艇 昭和35年建造ナックルフォア7艇 昭和29年建造フィックス7艇
配艇 7月27日より8月3日正午まで行う。

宿泊 (1)宿舎 相模湖町 (2)斡旋希望クルーは 宿泊申込書及び予納金 1人200円を同封すること (3)宿泊料 1泊3食付 550円(但し米1日6合持参) (4)宿泊申込日に到着しない時は予納金は返さない。変更の場合は5日以前に連絡すること

その他 (1)オール、シート、ストラップは持参のこと (2)オール送り先 神奈川県津久井郡相模湖町相模湖公園内相模湖艇庫あて手荷物配達付のこと(中央線相模湖駅) (3)ゼッケンは大会本部で用意する。

全日本大学ナックル選手権大会要項

名称 第4回全日本大学ナックル選手権競漕大会

主催 日本漕艇協会 主管 静岡県漕艇協会 後援 静岡県教育委員会 浜松市教育委員会 毎日新聞社

会場 静岡県浜松市営佐鳴湖漕艇場
日時 昭和36年10月21日(土)・22日(日)午前9時より

種目 男子ナックルフォア(1000m)
女子ナックルフォア(800m)

参加資格 日本漕艇協会の所属団体に員にして本年度選手登録終了者たること
出漕料 1艇につき2,500円を申込書に添付し、浜松市入野町 浜松市役所入野出張所内大会事務局宛提出のこと、
競艇水路 佐鳴湖直線1000mコース(セパレートコース)

申込締切 10月5日必着のこと
抽せん組合せ 本大会競艇委員により日本漕艇協会制定組合せ表に従って行う。

出漕申込書提出先 申込書は同文2通を作成し下記宛1通ずつ提出のこと

1. 東京都千代田区神田駿河台4の6 日本漕艇協会 2. 浜松市入野町 浜松市役所入野出張所内大会事務局
漕艇方法 日本漕艇協会の競漕規則による。

宿舎 宿舎は浜松市内の旅館を斡旋する。御希望のクルーは申込書に記入願います(1泊3食800円前後)

練習 練習艇の配艇は10月20日よりオール送り先 浜松市 浜松市役所入野出張所宛(配達付にて送付のこと)
大会に関する連絡先 東京都千代田区神田駿河台4の6 日本漕艇協会または浜松市入野町 浜松市役所 入野出張所内大会事務局 青木賢一

第11回 全日本社会人実業団漕艇選手権大会要項

名称 全日本社会人実業団漕艇選手権

大会
主催 日本漕艇協会
後援 愛知県 豊田市 猿投町 朝日新聞社
主管 愛知県漕艇協会
期日 昭和36年7月15, 16日
会場 愛知県西加茂郡猿投勘八峽ダムコース

種目

種目	距離	出漕料
社会人エイト	1000m	2,000円
ク シェルフォア	ク	ク
ク ナックルフォア	ク	1,000ク
ク フィックス	ク	ク
実業団エイト	ク	2,000ク
ク シェルフォア	ク	ク
ク ナックルフォア	ク	1,000ク
ク フィックス	ク	ク
女子ナックルフォア	800m	ク
ク スカル	ク	500ク
スカルシニア	1000m	ク
ク 30才以上	ク	ク
ク 40才以上	ク	ク
ク 超OB	ク	ク

出漕料は必ず申込と同時に納付の事
参加資格 日本漕艇協会加盟各団体に限る
競漕方法 日本漕艇協会競漕規則による

用艇 A—シェル艇 自艇。B—ナックルフォア及フィックス 主管協会で用意する艇。C—シェルエイト, シェルフォア 各2隻を競艇として主管協会で用意する, スカルは用意なし。D—ナックルフォア及びフィックスは練習配艇を7月13日より勘七峽トヨタ艇庫にて行う。

出艇申込 出漕申込は別紙申込書により出漕料をそえて下記へ申込みこと
名古屋市東区東新道町1—2

(株)大和木工所内愛知県漕艇協会
申込期日 7月1日必着のこと, 期日以後の申込は受け付けない。抽籤は7月2日当協会にて行い, 直ちに出漕クルーに通知する。組合せは日漕制定のものによる。

宿舎 宿舎は申込用紙に必要事項記入の上申込みこと。宿泊料は1泊1人各800円前後の予定

オールの送り先 国鉄バス岡多線東豊田駅止。会場までの運搬は主管協会にて行う。チェックで送付が早くて便利です

賞 優勝杯, 賞状, 及び参加章
開会式主将会議及実業団委員会 開会式を7月14日午後6時より豊田市民会館にて行います。優勝杯は開会式で返還していただきます。

交通 豊田市までは東海道線
刈谷駅～名鉄三河線豊田市駅下車
岡崎駅～県営バス岡多線東豊田下車
名古屋駅～名鉄バス豊田方面行豊田下車

主将会議及び実業団委員会 開会式に引続き行う。

全日本選手権競漕大会エイトの部年次優勝記録

- 第1回 大正9年 向島3200m
優勝 東大 12分41秒0
- 第2回 大正10年 向島3200m
優勝 一橋大 12分23秒6
- 第3回 大正11年 向島3200m
優勝 早大 10分30秒4
- 大正12年 関東大震災で中止
- 第4回 大正13年 向島3200m
優勝 明大 11分03秒2
- 第5回 大正14年 向島3000m
優勝 一橋大 9分58秒0
- 第6回 大正15年 向島2600m
優勝 明大 9分16秒6
- 第7回 昭和2年 向島2000m
優勝 一橋大 6分46秒0
- 第8回 昭和3年 向島2000m
優勝 早大 7分04秒4
- 第9回 昭和4年 尾久2000m
優勝 東大 7分14秒0
- 第10回 昭和5年 向島1800m
優勝 東大 6分30秒0
- 第11回 昭和6年 向島1800m
優勝 早大 7分01秒0
- 第12回 昭和7年 向島2000m
優勝 日大 6分54秒0
- 第13回 昭和8年 向島2000m
優勝 東大 6分06秒0
- 第14回 昭和9年 尾久2000m
優勝 慶大 6分46秒5
- 第15回 昭和10年 尾久2000m
優勝 早大 6分13秒0

第16回 昭和11年 尾久2000m

優勝 一橋大 6分31秒0

第17回 昭和12年 尾久2000m

優勝 東大 6分05秒0

第18回 昭和13年 尾久2000m

優勝 一橋大 5分59秒5

第19回 昭和14年 尾久2000m

優勝 一橋大 6分43秒0

第20回 昭和15年 尾久2000m

優勝 一高 6分11秒0

第21回 昭和16年 尾久2000m

優勝 東大 6分09秒7

第22回 昭和17年 戸田2000m

優勝 早大 6分42秒5

第23回 昭和18年 戸田2000m

優勝 早大 7分20秒0

(以上関東学生選手権及全日本学生選手権両大会の優勝者)

昭和19年・20年 戦争の爲中止

第24回 昭和21年 向島2000m

優勝 東大 6分49秒0

第25回 昭和22年 向島2000m

優勝 一橋大 6分38秒0

第26回 昭和23年 戸田2000m

優勝 早大 6分54秒6

(以上関東学生選手権大会優勝者)

第27回 昭和24年 戸田2000m

優勝 東大 7分09秒0

第28回 昭和25年 戸田2000m

優勝 東大 6分54秒0

第29回 昭和26年 戸田2000m

優勝 慶大 6分30秒5

第30回 昭和27年 戸田2000m

優勝 東大 6分19秒0

第31回	昭和28年	戸田2000m	優勝	早大	6分23秒0
第32回	昭和29年	戸田2000m	優勝	北大	7分09秒0
第33回	昭和30年	戸田2000m	優勝	東大	6分17秒0
第34回	昭和31年	戸田2000m	優勝	慶大	6分10秒6
第35回	昭和32年	戸田2000m	優勝	慶大	6分06秒2
第36回	昭和33年	戸田2000m	優勝	慶大	6分23秒8
第37回	昭和34年	戸田2000m	優勝	一橋大	6分29秒1
第38回	昭和35年	戸田2000m	優勝	慶大	6分12秒2
第39回	昭和36年	戸田2000m	優勝	東大	6分18秒5

全日本小艇選手権競漕大会

年次優勝クルー

第13回	昭和8年	向島2000	東大
第14回	昭和9年	尾久2000	日医大
第15回	昭和10年	〃 2000	日大
第16回	昭和11年	〃 2000	日大
第17回	昭和12年	〃 2000	拓大
第18回	昭和13年	〃 2000	一橋大
第19回	昭和14年	〃 2000	日医大
第20回	昭和15年	〃 2000	東大
第21回	昭和16年	〃 2000	慶大
第22回	昭和17年	戸田2000	明大
第23回	昭和18年	〃 2000	一高
	昭和19年	第2次世界大戦の 為中止	
	昭和20年		
第24回	昭和21年	向島2000	明大
第25回	昭和22年	〃 2000	一橋大
第26回	昭和23年	戸田2000	慶大

第27回	昭和24年	戸田2000	商船大
第28回	昭和25年	〃 2000	東北大
第29回	昭和26年	〃 2000	一橋大
第30回	昭和27年	〃 2000	東経大
第31回	昭和28年	〃 2000	外語大
第32回	昭和29年	〃 2000	中大
第33回	昭和30年	〃 2000	一橋大
第34回	昭和31年	〃 2000	慶大
第35回	昭和32年	〃 2000	一橋大
第36回	昭和33年	〃 2000	慶大
第37回	昭和34年	〃 2000	外語大
第38回	昭和35年	〃 2000	法大

(以上各回は種目が不統一なので舵手付フォアの優勝クルーのみを列記)

第39回 昭和36年 戸田2000

舵付フォア=東大 舵無フォア=東北大
 舵付ペア=早大 舵無ペア=慶大
 Sスカル=一橋大 Wスカル=東大
 女子Sスカル=大正製菓

全日本・全日本学生・関東学生 の3選手権競漕大会について

1. 昭和24年度以降は全日本一本として日漕は全日本学生及東漕は関東学生を廃止した。(但し関西学生選手権は関西漕艇連盟が依然継続)
2. そこで全日本の勝者はどの選手権を継承するかが問題であるが、関東選手権が一番主体だったのでの勝者を全日本とした。但し全日本学生は関東学生と同じで、形式としては全日本学生といってもよい。戦後は全日本学生はやっていないので矢張り関東学生を継承したとするのが正しい。
結論として全日本が無視されて、この勝者が抹消された。

3. この3大会の歴史は大正9年に関東学生が始まり、昭和3年関西学生ができた。そこで昭和3年からは関東と関西の各学生選手権競勝者が相競い、日本一を決めることにした。これが全日本学生選手権で、隅田川(又は尾久)と瀬田川で交互に行われた。幸か不幸か全部が関東代表の勝利となり、関東学生と全日本学生は同じとみてよい。

昭和8年より神宮大会にエイト・フォアの種目が入り、全日本清座艇選手権として神宮大会を権威づけた。これは学生とは限定しなかったが、当時エイトもフォアも結局学生で、しかも在京のクルーであり、関東学生の二番煎じで、大方はその年の関東学生の勝者であった。

違うのは

昭和12年—エイト東大・フォア拓大がエイト第一早高・フォア東大

昭和14年—エイト商大・フォア日医大がエイト商大専門フォアなし

昭和15年—エイト一高・フォア東大がエイト商大・フォア商大

昭和16年—エイト東大がエイト慶大

昭和17年—エイト早大・フォア明大がエイト日大・フォア商大

戦後昭和22年—エイト一橋・フォア一橋がエイト東大・フォア同じ

昭和23年—エイト早大・フォア慶大がエイト一橋・フォア外語大
 処で戦後、昭和21, 22, 23はこの全日本を団体と兼ねていて、全日本学生はない。この点日漕の記録オックスフォードプロは誤りである。

また、このプロ記録中昭和16年後はゴマカシである。ボート50年史の昭和9年フォアの商大も誤りである。以上であるが全日本の開催はない年もあるし、小艇もやったりやらなかったりで一貫していない。

全日本高等学校選手権競漕大会 年次優勝校

昭和28年度(瀬田川)

男子フィックス 本荘高校

男子ナックル 浦和商业高校

女子ナックル 今治西高校

昭和29年度(瀬田川)

男子フィックス 本荘高校

男子ナックル 浦和商业高校

女子ナックル 今治西高校

昭和30年度(荻野)

男子フィックス 会津高校

男子ナックル 小笠千秋高校

女子ナックル 浦和第一女子高校

昭和31年度(大津石場)

男子フィックス 本荘高校

男子ナックル 愛媛大学農学部付属
 農業高校

女子ナックル 松山東高校

昭和32年度(荻野)

男子フィックス 喜多方商工高校

男子ナックル 浦和商业高校

女子ナックル 浦和第一女子高校

昭和33年度(勘八峽)

男子フィックス 瀬田工業高校

男子ナックル 浦和商业高校

女子ナックル 浦和第一女子高校

昭和34年度(荻野)

男子フィックス 堀川高校

男子ナックル 愛媛大学農学部付属

農業高校

女子ナックル 耶麻高校

昭和35年度(錦浦)

男子フィックス 桃山高校

男子ナックル 浦和商业高校

女子ナックル 浦和第一女子高校

昭和36年度(相模湖)

男子フィックス 今治北高校

男子ナックル 横浜商業高校

女子ナックル 横浜商業高校

全日本社会人実業団漕艇
選手権大会優勝クルー

第1回(昭和26年)琵琶湖

社会人エイト=稲門艇友会

社会人ナックル=来島会

社会人フィックス=鴨浜クラブ

実業団エイト=大阪大丸

実業団ナックル=中部電力

実業団フィックス=播磨造船

女子ナックル=神戸ローイング

スカルシニア=植松康郎

スカル30才以上=畠中重雄

スカル40才以上=西村正雄

スカル超OB=中川良太郎

第2回(昭和27年)琵琶湖

社会人エイト=同志社艇友会

社会人フォア=平安OB

社会人ナックル=洲本クラブ

社会人フィックス=鴨浜クラブ

実業団エイト=大阪大丸

実業団シェルフォア=住友海上

実業団ナックル=滋賀県庁

実業団フィックス=播磨造船

女子ナックル=滋賀県庁

スカルシニア=横田 勝

スカル30才以上=畠中重雄

スカル40才以上=青木政之助

スカル超OB=中川良太郎

第3回(昭和28年)琵琶湖

社会人エイト=紅撓会

社会人シェルフォア=稲門艇友会

社会人ナックル=来島会

社会人フィックス=明倫クラブ

実業団エイト=第一物産

実業団シェルフォア=佐友海上

実業団ナックル=同和鋳業

実業団フィックス=播磨造船

女子ナックル=トヨタ自動車

スカルシニア=横田 勝

スカル30才以上=畠中重雄

スカル40才以上=石井金一郎

スカル超OB=中川良太郎

第4回(昭和29年)琵琶湖

社会人エイト=同志社艇友会

社会人シェルフォア=稲門艇友会

社会人ナックル=来島会

社会人フィックス=宇和島漕艇クラブ

実業団エイト=大阪大丸

実業団シェルフォア=大阪大丸

実業団ナックル=住友海上

実業団フィックス=播磨造船

女子ナックル=トヨタ自動車

スカルシニア=篠田駿二

スカル30才以上=畠中重雄

スカル40才以上=稻垣六郎

スカル超OB=中川良太郎

第5回(昭和30年)琵琶湖

社会人エイト=関学OB

社会人シェルフォア=竜大藤紫会

社会人ナックル=桃山漕艇クラブ

社会人フィックス=赤鬼クラブ

実業団エイト=大阪大丸

実業団シェルフォア=住友海上

実業団ナックル=住友海上
 実業団フィックス=東洋レーヨン
 女子ナックル=伊藤藤商事
 スカルシニア=篠田駿二
 スカル30才以上=横田 勝
 スカル40才以上=内田庄三郎
 スカル超OB=中川良太郎
 女子スカル=寛佐登子

第6回(昭和31年)相模湖

社会人エイト=稲門艇友会
 社会人ナックル=稲門艇友会
 実業団エイト=第一物産
 実業団シェルフォア=住友海上
 実業団ナックル=富士紡績
 実業団フィックス=日鋼川崎
 女子ナックル=東洋紡今治工場
 スカルシニア=近藤幹雄

第7回(昭和32年)勘八峡

社会人エイト=稲門艇友会
 社会人シェルフォア=稲門艇友会
 社会人ナックル=Y校艇友会
 社会人フィックス=境漕艇クラブ
 実業団エイト=住友海上
 実業団シェルフォア=大阪大丸
 実業団ナックル=富士紡績
 実業団フィックス=播磨造船
 女子ナックル=東洋紡今治工場
 スカルシニア=阿部 肇

第8回(昭和33年)北上川

社会人シェルフォア=全古河
 社会人ナックル=仙台緑水会
 社会人フィックス=荒浪
 実業団エイト=東洋レーヨン滋賀
 実業団シェルフォア=大阪大丸
 実業団ナックル=トヨタ自動車
 実業団フィックス=東洋木材
 女子ナックル=東洋紡今治工場

スカルシニア=阿部 肇
 スカル30才以上=堀江 昭
 女子スカル=森川弥恵子

第9回(昭和34年)琵琶湖

社会人エイト=同志社艇友会
 社会人シェルフォア=全古河
 社会人ナックル=全古河
 社会人フィックス=瀬田工高OB
 実業団エイト=東洋レーヨン
 実業団シェルフォア=大阪大丸
 実業団ナックル=富士紡壬生川
 実業団フィックス=日鋼川崎
 女子ナックル=東洋紡今治工場
 スカルシニア=阿部 肇
 スカル30才以上=平松経正
 スカル40才以上=富中重雄
 スカル超OB=内田庄三郎
 女子スカル=阿部弥恵子

第10回(昭和35年)戸田

社会人エイト=三田漕艇クラブ
 実業団エイト=東京トヨペット
 実業団シェルフォア=積水化学
 実業団ナックル=共栄企業
 実業団フィックス=日鋼川崎
 女子ナックル=大正製薬
 スカルシニア=鈴木 徹
 女子スカル=秋山乃婦子

第11回(昭和36年)勘八峡

社会人シェルフォア=稲門艇友会
 社会人ナックル=佐鳴会
 実業団エイト=東京トヨペット
 実業団シェルフォア=東洋レーヨン
 実業団ナックル=共栄企業
 実業団フィックス=日本鋼管
 女子ナックル=三菱商事クラブ

全日本大学ナックル選手権 大会優勝クルー

- 第1回(昭和33年)相模湖
男 東京商船大 4分10秒0
女 早 大 3分45秒5
- 第2回(昭和34年)佐鳴湖

- 第3回(昭和35年)相模湖
男 慶 大 4分09秒2
女 慶 大 4分15秒4
- 第4回(昭和36年)佐鳴湖
男 東京商船大 4分03秒3
女 な し

全日本ジュニア選手権大会 年次優勝クルー

- 第1回 昭和27年 1000m
エイト=東大 フォア=中大
- 第2回 昭和28年
エイト= フォア=
- 第3回 昭和29年 1000m
エイト=中大 フォア=立大
- 第4回 昭和30年 1000m
エイト=東経大 フォア=東大
- 第5回 昭和31年 1000m
エイト=慶大 フォア=東大
- 第6回 昭和32年 1000m
エイト=早大 フォア=法大
- 第7回 昭和33年 1000m
エイト=慶大 フォア=明大
- 第8回 昭和34年 1000m
エイト=早大 フォア=外語大
- (以上迄東京都漕艇協会主催, 以下より日本漕艇協会主催となる)

- 第1回 昭和35年 2000m
エイト=慶大 フォア=明大
- 第2回 昭和36年 2000m
エイト=日大 6分40秒8
付フォア=東経大 7分48秒8
付ペア=東大 8分53秒6
ダブルスカル=医歯大 9分55秒4

オリンピック漕艇競技優勝記録

- 第1回 1896 アテネ(漕艇中止)
- 第2回 1900 パリ 2000m
(オープンレース) Sスカル=バーレル(仏) (7'35''6) 付ペア=蘭(7'34''2) 無フォア=仏 付フォア独 エイト=米 (6'09''8)
- 第3回 1904 セントルイス 3218m
(オープンレース) Sスカル=グリーン(米) (10'08''5) Dスカル=ニューヨーク (10'03''3) 無フォア=米 (9'53''8) エイト=米
- 第4回 1908 ロンドン 2412m
Sスカル=英 (9'26''0) 無ペア=英 (9'41''0) 無フォア=英 (8'34''0) エイト=英 (7'52''0)
- 第5回 1912 スtockホルム
Sスカル=英 (7'47''6) 付フォア=独 (6'59''4) エイト=英 (6'15''0)
- 第6回 1916 ベルリン(中止)
- 第7回 1920 アントワープ
Sスカル=米 (7'35''0) Dスカル=米 (7'09''0) 付ペア=伊 (7'56''0) 付フォア=瑞 (6'54''0) エイト=米 (6'02''6)
- 第8回 1924 パリ
Sスカル=米 (7'49''2) Dスカル=米 (6'34''0) 無ペア=蘭(8'19''

日漕関係レガッタ記録

- 4) 付ペア=瑞 (8'39''0) 無フ
 ォア=英 (7'08''6) 付フォア=端
 (7'18''4) エイト=米 (6'33''4)
- 第9回 1928 アムステルダム
 Sスカル=濠 (7'11''0) (石井敗復
 棄権) Dスカル=米 (6'41''4)
 無ペア=独 (7'06''4) 付ペア=端
 (7'42''6) 無フォア=英 (6'36''0)
 付フォア=伊 (6'47''8) (選抜クルー
 敗復) エイト=米 (6'03''2)
- 第10回 1932 ロサンゼルス
 Sスカル=濠 (7'44''4) Dスカル
 =米 (7'17''4) 無ペア=英 (8'00''
 0) 付ペア=米 (8'25''8) 無フ
 ォア=英 (6'58''2) 付フォア=独
 (7'19''0) (慶大敗復7'47''0) エ
 イト=米 (6'37''6) (早大敗復7'22''6)
- 第11回 1936 ベルリン
 Sスカル=独 (8'21''5) Dスカル
 =英 (7'20''8) 無ペア=独 (8'16''
 1) 付ペア=独 (8'36''9) (早大敗
 復) 無フォア=独 (7'01''8) 付フ
 ォア=独 (7'16''2) (早大敗復敗退)
 エイト=米 (6'25''4) (東大敗復)
- 第12回 1940 (中止)
- 第13回 1944 (中止)
- 第14回 1948 ロンドン
 Sスカル=濠 (7'24''8) Dスカル
 =英 (6'51''3) 無ペア=英 (7'21''
 1) 付ペア=典 (8'00''5) 無フ
 ォア=伊 (6'39''0) 付フォア=米
 (6'50''3) エイト=米 (5'56''7)
- 第15回 1952 ヘルシンキ
 Sスカル=ソ連 (8'12''8) Dスカ
 ル=アルゼンチン (7'32''2) 無ペ
 ア=米 (8'20''7) 付ペア=仏 (8'
 28''6) 無フォア=ユーゴ (7'16''0)

付フォア=チェコ (7'33''4) (慶大敗
 復敗退) エイト=米 (6'25''9)

- 第16回 1956 メルボルン
 Sスカル=ソ連 (8'02''5) Dスカ
 ル=ソ連 (7'24''0) 無ペア=米
 (7'55''4) 付ペア=米 (8'26''1)
 無フォア=加 (7'08''8) 付フ
 ォア=伊 (7'19''4) エイト=米 (6'35''
 2) (慶大準決 6'07''1)
- 第17回 1960 ローマ
 Sスカル=ソ連 (7'13''96) Dスカ
 ル=チェコ (6'47''50) 無ペア=ソ
 連 (7'02''1) 付ペア=独 (7'29''
 14) 無フォア=米 (6'26''26) 付
 フォア=独 (6'39''12) (東大敗復
 7'10''50) エイト=独 (5'57''18)
 (東北大敗復 6'24''41)

対外レース記録

明治18年YARC対東大

①YARC タイム不詳 ②東大 大
 差4艇身(滑席舵手付4人漕漕張り艇、
 横浜港内山下町沖, 1000m, 台風, 高
 波)

(注) YARCは横浜アマチュアロ
 ーイングクラブの略で横浜外人クラブ

明治25年在留外人対北越学院

①新潟北越OB タイム不詳 ③在留
 外人 差2艇身(固定席艇付4人漕艇
 信濃川白山浦, 1000m 回航)

明治28年第2回YARC対東大

①東大 タイム不詳 ②YARC 差
 半艇身(固定席艇6人漕, 横浜港内山
 下町沖, 1000m)

大正9年YARC対慶大

①慶大 タイム不詳 ②YARC 差

1½艇身 (エイト, 向島1哩¼ 逆潮)

昭和11年東大淡青会マローレガッタ
エイト 東大淡青会 優勝 (マロー
1400m S字型曲線コース, 順微潮
無風)

昭和11年東大淡青会ヘンレーレガッタ
エイト 東大淡青会, 準決勝敗退 (直
線2120m, 逆微潮, 逆風)

昭和29年ケンブリッジ大来征
全日本エイト

予選E—①ケンブリッジ大 6分40秒
②関大 差1艇身 準決勝B—①北大
6分41秒1 ②ケンブリッジ大 差2
½艇身 順位決定戦—①京大 6分55秒
2 ②一橋大 差1½艇身 ③ケンブ
リッジ大 差2艇身 決勝—①北大 7
分9秒 ②東大 差1¾艇身 ③早大
差1艇身 (戸田2000m, 平水, 逆風)

エイト朝日招待レガッタ決勝

①慶大 5分40秒4 ③早大 差3尺
③東大 差1艇身 ④ケンブリッジ大
差1艇身 (向島1¼哩, 順潮, 横風,
波あり)

ケ大歓迎関西選抜レガッタ決勝

①京大 5分47秒 ②ケンブリッジ大
差2艇身 (瀬田川, 1600m, 順風, 順
潮)

昭和34年オックスフォード大来征
全日本エイト決勝 ①一橋大 6分29

秒 ②オ大 差47cm ③東北大 差¾
艇身 (戸田2000m, 平水, 横微風)
朝日招待レガッタ決勝 ①一橋大 3
分13秒4 ②東大 差3m ③オ大
差¾艇身 (茨戸1000m, 順潮, 逆風,
波あり)

昭和36年古河電工

ヘンレーロイヤルレガッタ出漕
舵手なしフォア (ワイフォード盃レー
ス) 古河電工 予選敗退

昭和36年オリンピック覇者

西独クルー来漕

エイト—①キール大 6分38秒8 ②
東大 差1艇身 ③東北大 差3½艇
身 舵手なしフォア—①キール大 7
分8秒6 ②東北大 差5艇身 ③慶
大 差3艇身 舵手なしペア—①慶大
8分10秒0 ②キール大 差10艇身
③早大 差5艇身 (戸田2000m, 平水,
逆風) 朝日招待レガッタ—①キール
大 4分30秒4 ②慶大 差¾艇身
③東大 差1½艇身

昭和36年11月レークワシントン

ローイングクラブ来漕

舵手なしフォア決勝—①LWRC 7
分06秒0 ②慶大 差¾艇身 ③一橋
大 差7艇身 シングルスカル決勝—
①LWRC 8分23秒4 ②慶大 差
6艇身 ③一橋大 差5艇身

関係団体規約・その他

社団法人 日本漕艇協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本漕艇協会という。外国に対しては Japan Amateur Rowing Association(英語) Association Des Amateurs D'aviron Du Japon (仏語)。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 6 番地におく。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 この法人は、漕艇競技を振興して日本国民の体力の向上とスポーツ精神を涵養することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 漕艇競技の向上とスポーツ精神を涵養するため、その根本方針の審議確立。
2. 全日本選手権、および各種競漕会の開催。
3. オリンピック大会およびこれに準ずる国際競漕会に日本を代表するクルーおよび役員を選定し、参加させること。
4. 漕艇に関する諸規則の統一。
5. 漕艇に関する調査、研究、指導、

強化ならびに宣伝、啓発。

6. アマチュア精神の確立とアマチュア資格の決定。
7. 競漕艇および附属具の規格の決定と審査。
8. 各種漕艇に関する図書の刊行。
9. その目的を達成するため必要な事業。

第 3 章 会 員

(会員の種類)

第 5 条 この法人の会員は次のとおりとする。

1. 正会員＝アマチュア漕艇運動を地域毎に統轄する都道府県漕艇協会、この法人に入会し、別に定める会費を納める団体。
2. 賛助会員＝この法人の目的事業に賛同し、別に定める賛助会費を納める者。
3. 特別会員＝この法人の事業を後援するため別に定める特別会費を納める者。
4. 名誉会員＝この法人の目的達成に多大の貢献をした者に総会の議決を経て名誉会員の称号をおくることができる。名誉会員の称号をおくられた者は、会費負担の義務がなく、議決に加わらず、且役員に選出しないものとする。

(入会方法)

第 6 条 入会しようとする者は、会費

を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は、この法人の主催する諸事業に参加することができるほか、機関紙の優先的配布ならびに刊行図書について特典をうけることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡、または団体の解散
3. 除名

(退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

1. 会費の未納が1年以上に及ぶとき
2. プロ競技に関与したとき
3. この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき。

(会費の返還)

第11条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 この法人は次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
理 事	38名以内(会長、副会長を含む)

監 事 3 名
評議員 若干名

(役員の出選)

第13条 会長、副会長は評議員会で推挙し、総会の承認を得て決定し、就任と同時に理事となる。理事および監事は別に定めるところにより総会で選任し、理事は互選で理事長を選任する。評議員は別に定めるところにより正会員より選出される。

(会長、副会長の職務)

第14条 会長はこの法人の事務を総理し、この法人を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事長の職務)

第15条 理事長は会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基きこの法人の事務を掌理する。

(理事の職務)

第16条 理事は理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人を総会ならびに評議員会に属せしめられた事項以外の一切の事項を決議し、執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は民法第59条の職務を行う。監事はこの法人の他の職務を兼ねる事は出来ない。

(評議員の職務)

第18条 評議員は評議員会を組織し、この定款で定めるもののほか、重要事項を審議および決議する。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とし、再選

を妨げない。

2. 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

4. 役員はこの法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合にはその任期中であっても評議員会および理事会の議決により会長がこれを解任することができる。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため職員をおく。

2. 職員は理事会の承認を得て理事長が任免する。

3. 職員は有給とする。

第 5 章 顧問および参与

(顧問、参与)

第21条 この法人は、総会の推挙により顧問および参与を若干名おくことができる。

2. 顧問、参与は重要事項について随時会長の諮問に応ずるものとする。

第 6 章 会 議

(理事会)

第22条 理事会は毎月1回会長が招集する。ただし会長が必要と認められた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的を示して請求があったときは、会長は臨時理事会を招集しなければならない。

2. 理事会の議事は出席理事の過半数

をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3. 理事会の議長は会長とする。

(評議員会)

第23条 評議員会は評議員、理事をもって構成し、毎年1回国民体育大会開催時に会長が招集する。

2. 評議員会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会の議題

2. 事業計画および収支、予算

3. 理事会で必要と認めた事項

3. 評議員現在数の3分の2以上から会議の目的を示して請求があったとき、又は理事会に於て必要と認められたときは会長は臨時評議員会を招集しなければならない。

4. 評議員会の議事は出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5. 評議員会の議長はそのつど評議員の互選で定める。

(総会の招集)

第24条 通常総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

2. 会長は会員現在数の3分の2以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求され場合には、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第25条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長はそのつど会員の互選で定める。

(総会の通知)

第26条 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時、

および場所を記載した書面をもって通知する。

(総会に付議すべき事項)

第27条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

1. 事業計画および収支予算
2. 事業報告および収支決算
3. 財産目録
4. その他理事会評議員会において必要と認めた事項

(総会の決議)

第28条 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2. 総会の議事の要項および決議した事項は会員に通知する。

(議事録)

第29条 総会評議員会および理事会の議事録は議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名なつ印のうえこれを保存する。

第7章 資産および会計

(資産)

第30条 この法人の資産は次のとおりとする。

1. この法人設立当初日本漕艇協会から継承した別紙財産目録記載の財産
2. 会費
3. 事業に伴う収入
4. 資誼から生ずる果実
5. 寄付金品
6. その他の収入

(資産の種類)

第31条 この法人の資産を分けて、基

本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産で構成する。

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4. 寄付金品であって寄付者の指定あるものは其の指定に従う。

(基本財産の保管)

第32条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するかまたは定期郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分)

第33条 基本財産は消費または担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上止むを得ない理由があるときは、理事会評議員会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けて其の一部に限り処分または担保に供することができる。

(運用財産)

第34条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算)

第35条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前に理事会が編し、評議員会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(収支決算)

第36条 この法人の収支決算は、毎会

計年度終了後2ヶ月以内に理事会が作成し財産目録および事業報告書ならびに会員の異動状況等とともに監事の意見をつけ総会の承認を受けて、文部大臣に報告しなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは、全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(新たな義務の負担及権利の放棄)

第37条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、評議員会の承認を経、理事会および総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第 8 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は総会において出席者の3分の2以上の同意による議決を経、文部大臣の認可を受けなければならない。

(解散)

第40条 この法人の解散は理事会、評議員会、および総会においておのおの出席者の4分の3以上の同意による議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人の解散に伴う残余財

産は、理事会、評議員会、および総会においておのおの出席者の4分の3以上の同意による議決を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

第 9 章 補 則

(細則)

第42条 この定款施行についての細則は、理事会において別に定める。

付 則

第43条 従来日本漕艇協会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。

第44条 この定款は文部大臣の許可のあった日から施行する。

第45条 この法人設立当初の理事および監事は、次のとおりである。

理 事 (会 長)

〃 (副会長)

〃 (〃)

〃 (〃)

〃 (理事長)

〃

〃

監 事

〃

〃

日本漕艇協会会員名簿

(37年1月現在)

名 称	所在地・代表者	(上-会長) (下-理事長)	実業団	クラブ	高校	大学
北海道漕艇協会	小樽市色内町6-30 小樽漁網(株)内	堀内 寿郎 箕輪 正治	4	1	10	3
青森県漕艇協会	青森市筒井, 青森県立 青森高校内	大坂 藤一 徳差 敏行			1	
秋田県漕艇協会	秋田県本荘市桜小路 秋田県立青森高校内	須藤 直吉 作佐部 忠	1	1	2	
宮城県漕艇協会	宮城県石巻市日和山下 石巻市教育委員会内	富永 守 相沢 悦	3	1	5	1
福島県漕艇協会	神島県耶麻郡高郷村	塩川 五郎 菅野芳之介	1	2	9	1
東京都漕艇協会	東京都千代田区神田駿 河台4-6	東海林武雄 米本 貴一	37	11	6	24
神奈川県漕艇協会	川崎市浅田町3-80 共栄企業(株)内	富田 信雄 秋山 志市	4	1	4	1
埼玉県漕艇協会	浦和市白幡, 県立浦和 商業高校内	上原 正吉 安藤 松寿	3	3	8	
山梨県漕艇協会	山梨県南郡留郡河口湖 町 村役場内	堀内 一雄 小林 武郎	2		3	
新潟県漕艇協会	新潟市旭町1 新潟大学本部内	伊藤 辰治 安宅久次郎			1	1
長野県漕艇協会	長野県諏訪市清水町 諏訪清陵高校内	大森 栄 牛山 正雄		1	3	
静岡県漕艇協会	沼津市御幸町92 沼津東高校内	清水吉之助 金山長太郎	1	2	2	1
愛知県漕艇協会	名古屋市東区東新道町上村 1-2 大和木工所内	上村 良一 杉野 大造	5		7	3
岐阜県漕艇協会	岐阜市司町 岐阜県庁 保健体育課内	久世 弥平 田口義嘉寿		1	4	
三重						
石川						
京都漕艇協会	京都市下京区高倉仏光 寺上ル	佐々木義雄 木本 近	5	6	9	5
琵琶湖漕艇協会	滋賀県大津市尾花川町 県公舎 初田健二	行田 襄 初田 健二	3	1	6	2

日 漕 会 員

名 称	所在地・代表者	(上二会長 下二型事長)	実業団	クラブ	高校	大学
大阪漕艇協会	大阪市東区今橋3-30 日商(株)井狩 気付	上野次郎男 井狩 甫	22	1	1	5
兵庫県漕艇協会	兵庫県相生市那波西出 町1539	田川 雪一 永野 収司	1	1	8	3
和歌山県漕艇協会	和歌山市豊原町1-1 桐蔭高校内	岡本善太郎 林 正之			2	
岡山県漕艇協会	岡山市細廻町38 細廻眼科病院内	高島 正夫 木下 武男	2	2	5	1
広島県漕艇協会	広島市小網町89 中電広島西深田 気付	真田 安夫 元安 良文		3	5	2
鳥取県漕艇連盟	米子市中町20 米子市 教育委員会事務局内	田村 純一 藤野	1	2	4	1
島根県漕艇協会	松江市松江北高校内 袖本 気付	古瀬 庸 神庭 貞美	1		2	1
山口県漕艇協会	山口県長門市仙崎1010 山口県立水産高校内	北村 尚 黒子 三良		1	5	
徳島県漕艇協会	徳島市川内町中島 日清紡績徳島工場内	児玉 桂三 鈴木 幸夫	1	1		
愛媛県漕艇協会	松山市久保町27 伊予 電気工事(株)内	山本 信隆 宮内 一乗	4	2	11	1
高知県漕艇協会	高知市中島町 119 添田病院内	添田紀三郎 井上 章夫				1
福岡県漕艇協会	福岡市箱崎 九州大学 体育掛内	東 陽一 鈴木 淳伺	1	1		3
熊本県漕艇協会	熊本市花畑町 熊本県 教育委員会体育課	鱈渕 健之 貴田 丈夫	1	2	3	1

日本漕艇協会役員名簿

(37・6・1現在)

氏 名	住 所 (上) ・ 勤 務 先 (下)
〔会 長〕 瀬 田 修 平	
〔副会長〕 東 俊 郎	
東海林 武 雄	
寺 尾 一 郎	
武 藤 完 雄	
村 岡 四 郎	
〔理事長〕 日 下 二 郎	
〔理 事〕 安 藤 松 寿	
井 狩 甫	
池 田 国 夫	
伊 藤 治 雄	
伊 藤 茂三郎	
金 子 春 雄	
菅 野 芳之介	
木 本 近	

日 漕 役 員

氏 名	住 所 (上) ・ 勤 務 先 (下)
北 村 修	
佐 賀 直 光	
佐 藤 八 郎	
酒 井 淳 之	
清 水 吉 之 助	
杉 村 俊 一	
杉 野 大 造	
曾 根 冬 来	
富 田 信 雄	
永 井 久 雄	
中 田 博 三	
中 原 乾 二	
根 岸 正	
増 田 昌 雄	
三 崎 英 雄	
谷 古 茂	
米 本 貴 一	

氏 名	住 所 (上) ・ 勤 務 先 (下)
初 田 健 二	
中 川 英 造	
〔監 事〕	
畑 弘 平	
金 子 弁 作	
海 内 要 道	

〔37・6・5 理事増員〕

青木 勇

岡崎 寿司

與 寛次郎

鈴木 大吉

中村 達夫

原 三郎

深川日出夫

松井 文尾

日本漕艇協会競漕規則

第 1 章 総 則

第1条 日本漕艇協会 (J. A. R. A) 主催の競漕会はすべて本則により行われ、日本に於ける国際競漕会は国際漕艇連盟 (F. I. S. A) の規定により行われる。

第2条 競漕会は晴雨にかかわらず行われる。但し荒天またはその他の理由により競漕委員会が競漕会の開催を不能と認めた時は翌日に延期される。翌

日になお開催不能の場合は改めてその日時を指定する。

第 2 章 競 漕 会

第3条 日本漕艇協会主催又は主管 (主管とは主催者と協力し競漕会の運営、実施をなすことを云う) の競漕会は次の如く分類される。

1. 全日本選手権競漕会
- イ. 全日本選手権

- ロ. 全日本大学ナックル選手権
 - ハ. 全日本社会人実業団選手権
 - ニ. 全日本高等学校選手権
 - ホ. 全日本ジュニア選手権
2. 国民体育大会競漕会
 3. 国際競漕会

第 3 章 役 員

第 4 条 日本漕艇協会が主催又は主管する競漕会の役員は競漕会の2カ月前に日本漕艇協会会長がこれを委嘱する。競漕会役員は競漕委員及び審判員、水路員、記録員その他競漕会実施に必要な役員を以って構成する。競漕委員は競漕委員会を組織し競漕会の全般にわたる事務を統轄しその運営を司る。競漕委員会には委員長を置き日本漕艇協会の理事長がこれに当るを原則とする。

審判は競漕についての判断指示、決裁等をなし、審判長、審判員、発艇員、判定員を以って構成する。

水路員は競漕に必要な船艇浮標、目標等水上に於ける一切の設備をする記録員は競漕に関する一切の記録及び計時を司る。

第 5 条 競漕委員会及び審判はその決定事項を当日の最終競漕終了後2時間以内に発表するものとし、競漕委員会は競漕会終了後競漕の経過、審判の決定並に着順、タイム等を記載せる報告書を作成し、10日以内に理事会に提出するものとする。

第 4 章 競 漕 水 路

第 6 条 1. 競漕水路は互に並行し各水路の巾は12m以上にして直線水路に於ては500m毎に、曲線水路に

於ては曲部毎に浮標その他の標示物を置き発艇線及び決勝線には明確なる標識を設けるものとする。

2. 決勝線より光にさらに100m以上の自由水域をもつことを原則とする。
3. 水深は水底の地形が各水路均等でない場合は3m以上、水底が平坦の場合は2m以上とする。
4. 水路の順位は判定所側より起算し、これを色別する時は各水路を異った色で明示するものとする。
5. 競漕水路は原則として測量上により調査測量され、その正確さ及び距離が各水路の中心線に於て等しいことの証明がなされることを必要とする。
6. 競漕水路は原則として競漕会2日前に完備するものとする。但し河川その他にて船舶の航行等に支障ある場合は当日とするも、水路図面を作製し、競漕会本部前にこれを掲示するものとする。

第 5 章 艇 及 び 競 漕 種 目

第 7 条 日本漕艇協会により認められた艇は次の2種とする。

1. 構造大きさ形態の点で全く制限のない艇
但しこれらの艇は艇首に最小直径4cmの球形白色ゴムボールをつけるものとする。
2. 日本漕艇協会の規定に従い建造されたナックル艇及び固定席艇

第 8 条 競漕会に於て行われる競漕種目は次の通りとする。

1. エイトオアズシェル

- 1000m 2000m
- 2. フォアオアズシエル
1000m 2000m
- 3. フォアオアズシエル (舵手なし)
1000m 2000m
- 4. ペアオアズシエル
1000m 2000m
- 5. ペアオアズシエル (舵手なし)
1000m 2000m
- 6. ダブル・スカル
1000m 2000m
- 7. シングル・スカル
1000m 2000m
- 8. シックスオアズナックル
800m 1000m
- 9. フォアオアズナックル
800m 1000m
- 10. 固定席艇 800m 1000m

第6章 競漕会の予告及び 出艇申込

第9条 競漕会要項は举行される競漕会より少くとも1ヶ月前に日本漕艇協会の加盟協会（以下単に加盟団体と称す）及び加盟協会所属の団体（以下単に所属団体と称す）宛郵送され次の事項が含まれるものとする。

1. 競漕本の名称
2. 主催または主管団体名
3. 競漕会の行われる場所及び日時
4. 競漕種目と制限
5. 出漕料
6. 競漕水路＝距離、直線、曲線、静水、流水等の事項を明記し流水の場合は水流と水路の方向番号等を表示した図面を添付するものとする。
7. 出漕申込締切の日時及び抽せんの日時と場所

8. 出漕申込先及び通信連絡先
9. 組合せ方法
10. その他

第10条 競漕会に出漕する競艇の申込はその所属する加盟団体の承認を要し、出漕者は当該加盟団体に2ヶ月以上在籍していなければならない。

第11条 出漕申込は所定の形式に少くとも下記事項を記入し申込締切日までこれらをなすものとする。

1. 加盟団体名及びその代表者名
2. 所属団体名及びその代表者名
3. 出漕種目
4. 漕手及び舵手の氏名とその漕歴、年令、登録番号、登録番号が未決定の場合は登録申請中と記入すること。
5. 選手補充員

種目	漕手	舵手
エイトオアズシエル	4名以内	1名
シックスオアズナックル	} 3名以内	1名
固定席艇		
フォアオアズシエル	} 2名以内	1名
フォアオアズナックル		
フォアオアズシエル (舵手なし)	2名以内	
ペアオアズシエル	1名	1名
ペアオアズシエル (舵手なし)	1名	
ダブルスカル	1名	

第12条 出漕者は同一種目で2つ以上の競艇のメンバーとなることは許されない。

第13条 出漕者名簿及び組合せは申込締切後10日以内に出漕申込団体宛郵送されるものとする。

第14条 出漕者氏名及び資格等に関し

虚偽の申告があった場合には競漕委員会はその所属団体所属の全艇を競漕会より除外またはその勝利を無効とする。

第15条 競漕会の組合せは理事会制定の方法によるものとし、予選競漕と決勝競漕は2時間以上の間隔を置いて行われねばならない。

第16条 出漕者に対する異議申立は競漕委員会になされるものとする。競漕委員会は異議の正当性を審査し出漕の可否を決定し発表せねばならない。

第17条 地域予選の勝艇がやむを得ない現由で本競漕に出漕できなくなった場合は競漕委員会に附議し、その承認を得て当該地域の加盟団体は他の代表者を推せんすることが出来る。

第 7 章 漕手及び舵手

第18条 アマチュア漕手及び舵手とはボートを愛好し、オアズマンシップを発揮し、身心の鍛練育成、レクリエーションのために漕艇競技を行い。それにより直接たると間接たるとを問わず金銭的利益を受けず所属加盟団体によりアマチュアと認められたものをいう。

従って如何なる場合にも他の競技において現在または過去に職業選手たりし者、もしくは職業的競技会として開かれた競技会に参加したことがある者はアマチュアとは認められない。間接もしくは直接の金銭的報酬または利益を目標として競技の指導を行うトレーナー、指導者(Moniteur)、教官、コーチは如何なる場合といえども審判または競漕委員会のメンバーたり得な

い。但し学校の教師は正規授業に附随して学生に漕艇競技を教えるために特に報酬を得ていても、そのアマチュア資格は失われぬ。漕艇競技に献身するため一時的または永続的に自己の職業を放棄し自活能力なきものはアマチュアの資格を得ることはできない。この点に関しては登録団体たる加盟団体が責任を負うものとする。

第19条 舵手の体重は50kg以上とする。この重量に達しない者はその座席の下に最大10kgの重量物を置くことができる。但し女子クルーの場合はこの限りではない。

第20条 すべての競艇(クルー)は予め届け出た補充員の範囲内で漕手の半数までと舵手を代えることが出来る。この場合交代者の氏名等は競漕委員会に文書によりその競漕30分前までに提出することを要する。

第21条 競漕に出漕した競艇はその後に乗組員を代えることはできない、但し急病人等の場合で競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

第 8 章 競漕の管理及び罰則

第22条 発艇は固定浮標より行われる発艇線に於ける艇の位置は艇首が発艇線に並ぶことを原則とする。

第23条 出漕競艇は指定時刻までに審判又は発艇員に発艇位置到着を申告しなければならない。審判は徒らに発艇位置につくことを遅延した競艇を競漕より除外し発艇することができる。但しやむを得ない理由により遅刻するものは予めその理由を具申し競漕委員会または審判の許可を得なければなら

ない。(37年1月28日改正)

第24条 各競漕の準備完了が確認された後発艇員は用意の号令をあたえる。

“用意ノ” “Are you Readyノ”

“Etes vous Pretsノ”

次にやや間を置いて

“ローノ” “Rowノ” “Parteyノ”

をあたえ同時に赤い小旗を振り下すことによって発艇の合図とする。

発艇の合図は音による場合もある。

第25条 競艇中用意の号令が下った後に於てまだ用意が整わないか又は他の故障が生じたときはその競艇の舵手は直ちに片手を挙げて発艇員に発艇の猶予を請うことが出来る。

舵手が発艇の猶予を請いたる場合にも発艇員が支障なしと認めたときは発艇することがある。

第26条 審判は白旗を用い発艇員は赤旗を用う。審判または発艇員がその発艇を不完全と認めた場合は20秒以内に赤旗を振り鐘を鳴らして競漕を中止させ各競艇位置に呼びかえすものとする。反則(フライイング)を二度犯した競艇は退場させるものとする。但し退場させられた競艇も敗者復活競漕に出漕させることが出来る。

発艇所及び審判艇にはできる限り拡声器を備え発艇員または審判の命令指示等が全競艇に聴取されるように設備すべきである。

第27条 艇の正しい水路とは発艇線より決勝線まで平等に規定された水面で抽せんによる順位に従い各競艇が漕すために互に守るべき進路をいう。

第28条 競漕中各艇は自己の水路を進航しなければならない。

他艇の水路を侵害すること又は他艇を妨害することは許されない。

第29条 審判は競漕中各艇の漕跡の正当性を判定し、艇が正当な水路にあるか否か、接触(フェウル)または妨害(インターフェア)の場合その責任の帰属を決定し、侵害または妨害をなした競艇を競漕から除外することが出来る。

第30条 競漕中の水路における障害故障等の災厄は他艇の接触に因る以外各競艇は自らこれを忍ぶべきものとする。但しその障害故障の状況如何により審判は再競漕させることがある。

第31条 接触または他の原因により生じた損害はそれを惹起した競艇の所属団体が賠償すべきものとする。競漕中に受けた損害を理由に競漕の延期または無効を主張することはできない。

第32条 独漕競漕の生じた場合、競艇は競漕速度にて全水路を漕了せねばならない。但し決勝及び決定競漕の場合、審判は独漕競艇に全水路の漕了を免除することができる。(昭和36年1月29日改正)

第33条 審判は下記の場合には警告を行うことがある。

1. 他艇を妨害する危険のある場合、特に自艇のオールで起す渦をかかせるようなやり方をする場合。

2. 接触をおこす危険のある場合。

但し、1, 2 の場合のほか競艇に水路または操舵について指示を与えてはならない。原則としてすべての競艇及びスカル漕手は責任をもって艇の操縦をなすべきものとする。

第34条 接触とは競漕中2つまたはそ

れ以上の乗員の身体、オール艇が触れることをいう。

第35条 接触の場合の処置は次の何れかによる。

1. 審判が競漕の結果に影響をあたえない極く軽微なものとして判断した場合は不問にする。

2. 接触を惹起した競艇を除外し競漕を続行させその着順に従って勝順を定める。

3. 除外されなかった競艇に再競漕を行わせる。

4. 同一所屬団体の数艇が同一競漕に出漕しその内の一艇が意識的に接触を惹起した場合はその所屬団体の全艇を競漕から除外する。

第36条 発艇した各競艇は決勝戦を通過するまで完全且つ規定通りに水路を漕了すべきものとし、その艇着が決勝線を通過した時その水路を完漕せるものとしその順序は判定員が判定する。完漕競漕中最先に決勝線に入ったものを勝艇とし、判定員は決勝線を通過しない競艇を報告書に記載しなければならない。

第37条 2隻以上の競艇が同時に決勝線を通過した場合は原則として決定競漕が行われる。もし決定競漕に出漕することを拒否した競艇がある場合は他艇が勝者となる。但し審判または競艇委員会は場合により決定競漕を行わず何れをも勝艇と認めることができる。

第38条 競漕中審判の宣告をまたずに競漕を中止したものおよび判定所前を通過しない競漕は競漕権を放棄したものとみなされる、但し審判が漕了免除の認定を与えたる場合はこの限りで

はない。

この場合その競艇の順位はそのレースの最下位とし漕了免除の競艇2以上生じた場合の順位は決勝戦に近きものを上位とする。

すべての他の競艇が競漕権を失った時は競漕権を有する競艇を勝艇とみなす。決勝戦ではできる限り写真撮影を行うものとし各艇の決勝線通過は音による合図で示されるが旗を振り下す合図で示される場合もある。(昭和37年1月28日改正)

第39条 再競漕の場合はその日時、距離、水路および競艇等は競漕委員会がこれを決定する。

第40条 競漕者の所屬する団体の監督、コーチ等競漕者と特殊な関係にある者は競漕中如何なる方法によるも競漕者に援助、助言、指示等を与えてはならぬ。

これに違反した場合審判および競漕委員会はその団体所屬の全競艇を競漕より除外し、またはその勝利を無効とすることが出来る。

第41条 各競艇は定員を欠いてはならない。定員を欠いた場合審判はその競艇を競漕から除外するものとする。

第42条 競漕者は競漕中不体裁な服装をしてはならない。

第43条 競漕委員会及び審判は規則違反及び指示の違率を拒否する競艇を競漕より除外する。

第44条 優勝者には優勝旗、優勝杯または賞品を授与することができ且つその記録は永く保存するものとする。但し金銭または有価証券を賞品とすることはできない。

第45条 競漕に関する一切の異議及び抗議は審判長または競漕委員会がこれを裁決する。両者の意見に相違の生じた場合は審判長の意見を優先とする。異議及び抗議はやむを得ざる場合を除き整調又は舵手より上陸する前に審判または競漕委員会に対し申し出られ、その後直ちにその所属団体の代表者よりその異議または抗議を要約した文書を以てなさるべきものとする。

第46条 審判及び競漕委員会の決定は最終的なものであり、競漕に関するものである限り提訴は認められない。審判及び競漕委員会は本規則に定められていない事例については必要な判決を下す権限を有する。

附則 この規則は昭和35年5月1日よりこれを施行し、日本漕艇協会審判規則及び同意漕会規則はこれを廃止する。

日本漕艇協会審判員心得

- ◎ 審判員は日本漕艇協会競漕規則を熟知し且つその内容を充分理解していなければならない。
- ◎ 審判員の判断は如何なる場合においても冷静、厳格、公正であらねばならない。
- ◎ 審判員は出来るだけ多くの競漕会に接しあらゆる角度からこれを観察し、自分がその任に当たったとき如何なる事態に直面しても直ちにこれに即した判断を下し得る様、常に智識を涵養しておかなければならない。
- ◎ 審判員は競漕開始に当り事前にその水路、潮流、風向等を調査し且つ発艇線、発艇台、発艇設備、コースマーク、リミットフラッグ、決勝線、判定台等、競漕に必要な諸設備が完全であるか否かを点検し最も公正なる競漕が出来る万全の注意を払わなければならない。
- ◎ 審判は審判艇により全コース追航するを原則とするが競漕会の実情により次の様な方法をとる。
 - (イ) 主審艇、副審艇二隻で全コースを追航し、主審艇が事故を生じたときは副審艇が代る。
 - (ロ) 主審艇、副審艇が交互に全コースを追航する。
 - (ハ) 審判艇一隻のみのときはコースの中間を中心としてその前右数百米を競漕に追航する。
 - (ニ) 審判艇を使用出来ないコースの場合は陸上または舟艇からコース審判員により審判させる。
- ◎ 競漕会の審判は審判長、審判員、発艇員、判定員を以て構成する。審判長は審判艇に乗艇するか又は全コースを観察出来る地点に位置する。審判員は審判長を補佐しレースを観察する。発艇員は発艇線の中央後の充分見透しのきく位置において発艇合図をする。発艇員の任務は所定の時刻に円滑、公正に発艇させることであってその為には最も熟練した者を配

置すべきである。

発艇合図は全面的に共通したものでなければならない。

発艇の要領は、

(イ) 各艇の船先が発艇線上にそろったとき。

(ロ) 各艇の方向が各々の目標にそろったとき。

(ハ) 各艇の士気が一致したとき。

以上の三つが一致した時期を巧みに掴み、期を失せず発艇させることが肝要である。

このために発艇員の号令は明確簡明に、動作はきびきびとして果敢でなければならない。不明確な号令、悠長な動作は発艇員としては最も禁物であり、発艇時刻を失うことによって競艇時刻を遅延させ或は競漕者の士気を喪失させる様なことがあってはならない。

更に発艇員は発艇後もしばらくは競艇を注視しフライングがあった場合は20秒以内に赤旗を振り鐘を鳴らして競漕を中心させ再発艇等の処置を採らなければならない。二度フライングをした競艇は退場させる。

◎ 発艇合図用語

- (1) 「スタート用意」
- (2) 「用意」(旗を頭上に挙げる)
- (3) 「ロー」(旗を振り降す)

◎ 発艇の要領

発艇員は先ず発艇台に立って指定時刻になったならば「スタート5分前」の予告をしてステークポート又はブイについて居ない艇をステークポート、ブイにつけ各艇を

休ませて置く。この間1分毎にスタート3分前まで予告を与えて(無風無潮の良コンディションならば約2分前まで)状況を注意している。

第一次予告

発艇時刻が迫ったならば発艇員は「スタート用意」の予告をかけ各艇艇の方向を直させながら発艇線見透員に艇首をスタートラインにそろえさせる。

(この間舵手は手をあげない)

第二次予告

発艇線見透員から艇首が一線上にそろった合図があり各艇艇の方向が定まったら発艇員はコース順に「1コースいいか」「2コースいいか」「3コースいいか」「4コースいいか」と各艇の準備完了を確認してから旗を頭上よりややななめ上に掲げ「用意」の号令をかける。

この時もし舵手の手があがったら旗を降し準備完了の確認からやり直す、状況により頭上ややななめの位置に旗を止めたまま機を見て発艇させる。

発艇号令

第二次予告「用意」に次いで「ロー」の号令をかけると同時に旗を反対側のななめ下に強く振り降して一斉にスタートさせる。この時号音を用いる場合もある。

発艇号令を周知徹底するため発艇台には出来得る限り拡声器を備え全艇艇に聴取される様に設備すべきである。

◎ 判定員の任務

判定員は判定台に位置して競艇が決勝線に入った順位を公正に判定する。通常2名ないし3名で構成するが、四隻競漕以上の場合には必要に応じて増員する。判定員は各競艇が殆んど同時に決勝線に入った様な場合、沈着冷静に判断し、いたずらに躊躇逡延して判定に迷う様な態度があつてはならない。又判定は着順の判定であつて勝敗の最終的決定ではないから不用意に其の勝敗を発表してはならない。各競艇の決勝線通過の合図はブザー、打鐘等を用いて音で示すか、または補助員によって旗を振り降ろさせて示す。

判定台及び対岸見透線の周囲五米以内に関係者以外の者を近づけぬ様施設上留意しなければならない。なお判定員は競艇の着順の判定とともにその艇差も確認しなければならない。この場合3艇身以上の艇差は秒差をもって表わす方が適切である。

◎ コース審判員の任務

審判艇の追航することの出来ない直線コースの場合はコース審判員により陸上または舟艇で、各艇の漕跡の正当性を判定させる。この場合触礁または妨害のあつた時はその責任の帰属を決定し審判長に報告する。

(昭35年7月)

日本体育協会アマチュア規程

アマチュアスポーツは、これを愛好するが為に行われる。他から強いられることなく、利用されることなく、自分自身が好むがゆえに行われる。従つてスポーツが、他の目的のために、例えば特に金銭的、名声的、広告的等の目的のために、利用されたり、看せ物になつたりすることは、アマチュアスポーツの本質に違背する。

1. アマチュアとは、単に競技を愛好するために運動競技を行ない、またはアマチュア競技団の役員となる者をいう。
2. 金銭あるいは金銭に等しい報酬を得ようとする目的のために競技をする者は、アマチュアの資格を喪失する。
3. 金銭または金銭に等しい報酬を受

けて、他人に運動競技を教授し、訓練を指導することを業とする者または形式上の役職名がどうであろうと、報酬を得て、実際に前記の行為をなすことが主要な日課であれば、アマチュアの資格を喪失する。ただし、国家、学校あるいはその他の教育団体もしくは公団の代表者または被傭者で、その主たる職業または雇傭関係に附随して、他人に運動競技を教授し訓練を指導することはこのかぎりでない。

4. アマチュア競技者はつぎの行為をするとアマチュアの資格を喪失する。
 - (1) 本大会あるいは本会加盟団体が承認する以外の競技会に出場すること。
 - (2) 競技会で授与された賞品を売った

体協アマ規定

り、質入すること。

5. アマチュア競技者はそのユニフォームに商標(社章)を付することはいけない。ただし、社名が商標、社章(社章)とおなじ場合またはその商標、社章(社章)が宣伝的効果がないと認められた場合はこのかぎりでない。

6. アマチュアは、プロフェッショナル競技団体の運営に従事することはできない。プロフェッショナルまたは、プロフェッショナルであった者、現在個人的利益のためプロフェッショナル競技団体の運営に従事している者は、原則的にアマチュア競技団体の役員になれない。ただし、アマチュアに復帰した者はこのかぎりでない。

7. アマチュアはその名声を利用してつぎの行為をするとアマチュアの資格を喪失する。

(1) 商店または製造業者から報酬を受けて、その商品または器具を使用し、または使用することを奨励し、あるいは宣伝すること。

(2) 商店または製造業者の広告あるいは推奨の手段として、自分の氏名を使用すること。ただし、自分が発明し、考案した商品または器具を、自分の氏名を冠しないで販売し、あるいは他人に販売させることは差支えない。

(3) 新聞、雑誌、競技会プログラム等をとわず、氏名を記載して、営利的に宣伝に利用されあるいは宣伝と看做される広告をなすこと。

(4) ラジオ放送またはテレビジョンに出演して、商品または器具の宣伝すること。スポンサーに営利的に利用

されるおそれのあるラジオ放送またはテレビジョンに出演すること。

(5) 演芸または映画に出演すること。ただし、本会がスポーツ技術の普及発達を目的とするものと認めた演芸または映画の脚色、監督、監修あるいはそれに出演することは差支えない。

(6) 営利的あるいは所属国内統制団体の許可がないのに政治的に利用し、または利用させること。

8. アマチュアは競技会を運営または参加しあるいはその準備のために欠勤して俸給の支払いを受けることができなかつたとの理由で、別に定めるアマチュア旅費規程に所定する以上または以外の金銭上の利得を受け、または請求するとアマチュアの資格を喪失する。

9. 経費支弁に要する金銭はすべてその者に直接交付しないで該当者の所属する団体または所属するチームのマネジャーに支払うことを原則とする。

10. 一つの競技団体においてプロフェッショナルと認められた者は、他の競技団体においてもプロフェッショナルと認められる。

11. 自分の意思によってプロフェッショナルとなった者は、再びアマチュアに復帰することはできない。事情を知らないで、本規程に違反した者はプロフェッショナル競技者と判定される。この判定を受けた者は、ある条件の下では再びアマチュア競技者に復帰することもあり得る。その条件のうちにはプロフェッショナル競技者としての判定を受けてから満2ヶ年以上を経、ふた

たびプロフェッショナル競技者としての判定を受けるような行為をなさぬことの誓約をすることが必要である。

前2項によってアマチュア資格を喪失した者または前項によってアマチュア競技者に復帰した者については、所属競技団体より本会に報告しなければならない。

12. 競技団体は、その競技会を職業競技団体と共催することはできない。また形式的には別個と看做される競技会であっても同一の企画の下に行うものはいけない。

13. 競技団体は、その主催する競技会で、参加競技者の所属する団体またはクラブが、その団体またはクラブの宣伝になるような行為をなしたときに、その行為を禁止またはその競技者の出場を停止することがある。

14. 競技者に与えられる賞品または表彰は、賞状、メダル、トロフィ、旗、匾程度のものできる。

寄贈者の宣伝または売名になるような

ものはいけない。

15. 競技団体はその主催する競技会をラジオまたはテレビジョンで放送することによって、その料金を請求することは差支えない。

16. 競技団体はその競技用具を、競技者のために規定どおり良質正確に保持する目的で検査し、検定料を徴収することはできるが、単に推奨、指定、公認の名目をもってその代償を請求することはできないし、単にこの種の名称を業者に与えることもできない。また業者に特別の利益を与えてはならない。

17. 本会加盟団体が加盟する国際連盟の定めるアマチュア規程が、本規程と相反するときは、その競技の国内競技会にかぎり本会加盟団体の定めるものによる。ただし、その競技団体のアマチュア規程を、特に本会理事会が承認したときは、それによることができる。

(昭和32年12月4日改正)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人オリンピック東京大会組織委員会といい、仏語では Comité Organisateur Des Jeux De La XVIII Olympiade 英語では The Organizing Committee for the Games of the XVIII Olympiad という。

(性格)

第2条 この法人は、オリンピック憲章に基づき、日本オリンピック委員会の委任を受けて、昭和39年東京都において開催される国際オリンピック委員会主催の第18期オリンピックアードの競技大会（以下「大会」という。）に関する一切の事業を準備し、および運営する団体とする。

(事務所)

第3条 この法人は、事務所を東京都港区赤坂1丁目1番地(旧赤坂離宮内)におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、昭和39年東京都に於て開催される国際オリンピック委員会主催の第18期オリンピックアードの競技大会の準備および運営に関する事業を行い、もって大会の成功を期することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 大会の準備および運営に関する事

業 2. 大会の準備および運営について内外の関係機関、団体等との連絡および協力に関する事業、 3. その他前条の目的を達成するため必要な事業。

第3章 資産および会計

(資産)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。 1. この法人設立当初オリンピック東京大会組織委員会の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産 2. 補助金 3. 寄付金品 4. 事業に伴う収入 5. 資産から生ずる果実 6. その他の収入

(資産の区分)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。 3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。 4. 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、組織委員会議の議を経て、定めた方法にしたがって会長が管理する。

2. 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、組織委員会議の議を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する

経費は、補助金、寄付金品、事業に伴う収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に組織委員会議の議を経て、会長が編成する。これらを変更しようとするときも同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後3カ月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、組織委員会議の承認を受けなければならない。

2. この法人の収支決算に剰余金があるときは、組織委員会議の議を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または、翌年度に繰り越すものとする。

(予算外義務負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、組織委員会議の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度内に償還する一時借入金を除く。)についても同様とする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 理事および監事

(組織委員)

第14条 この法人に理事として組織委員20名以上30名以内をおく。

2. 組織委員は、国際オリンピック委員会委員で日本の国籍を有する者、日本オリンピック委員会の関係者、この法人の事業に特別の関係ある者および学識経験者のうちから組織委員会議で選任された者をもつてあてる。3. 組織委員は、組織委員会議を構成してこの法人の業務に関し、事業計画および収支予算の決定その他この法人の業務執行に関し必要な事項を議決し、ならびに寄付行為の定める事項を行う。

(会長、副会長および事務総長)

第15条 この法人に常任の理事として、会長1名、副会長2名以内および事務総長1名をおく。2. 会長、副会長は、組織委員のうちから組織委員の互選によって定める。3. 事務総長は、組織委員のうちから組織委員会議の議を経て会長が委嘱する。

第16条 会長は、この法人の会務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。3. 副会長が2名の場合における会長の職務代行は、あらかじめ会長が指名する副会長がこれを行う。4. 事務総長は、会長の指示に従ってその法人の事務を掌理し、会長および副会長ともに事故があるときまたは欠けたときは会長の職務を代行する。5. 会長、副会長および事務総長は、この寄付行為で定めるもののほか、この法人の業務に関し組織委員会議で決定された方針に従ってこれを執行し、および日常の業務を処理する。

(監事)

第17条 この法人に監事2名または3名をおく。2. 監事は、組織委員会議で選任する。3. 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(理事および監事の任期)

第18条 理事および監事の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。2. 理事および監事は、任期中においても組織委員会議の承認を得て辞任することができる。3. 補欠のため就任した理事および監事の任期は、前任者の残任期間とする。4. 理事および監事は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(理事および監事の給与)

第19条 常勤の理事および監事は、給与とすることができる。

第5章 組織委員会議

(招集)

第20条 組織委員会議は、必要の都度会長が招集する。

2. 会長は、組織委員の3分の1以上または監事から会議の目的事項を示して請求があったときは、組織委員会議を招集しなければならない。

(定足数)

第21条 組織委員会議は、組織委員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、同一議事について再度招集したときは、この限りではない。

(議長)

第22条 組織委員会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

(議決の方法)

第23条 組織委員会議の議事は、この

寄付行為で別段の定めがあるものを除くほか、出席組織委員の過半数をもってこれを決する。

2. 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(欠席者の表決)

第24条 組織委員は、他の組織委員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、組織委員会議開催の定足数については、当該委員は、出席したものとみなす。

(書面による表決)

第25条 会長は、緊急の処理を要する事項と認めた場合には、書面により賛否を求め組織委員会議に代えることができる。

2. 前項により処理した場合には、会長は、この後における組織委員会議にその旨を報告しなければならない。

第6章 名誉顧問、顧問および参与 (名誉顧問、顧問および参与)

第26条 この法人に、名誉顧問、顧問および参与それぞれ若干名をおくことができる。

2. 名誉顧問、顧問および参与は、組織委員会議の議を経て、会長が委嘱する。3. 名誉顧問、および顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べる。4. 参与は、会長の必要と認める事項について、その諮問に応じ、意見を述べる。

第7章 総務委員会、特別委員会 その他の機関

(総務委員会、特別委員会その他の機関)

第27条 この法人は、必要に応じて、総務委員会、特別委員会その他の機関

をおく。

2. 総務委員会は、組織委員会議から付託された事項について企画立案し、および調査審議する。3. 特別委員会は、専門的事項について組織委員会議の諮問に応じ調査審議する。4. 総務委員会および特別委員会の組織および運営その他に関し必要な事項は、組織委員会議の議を経て会長が定める。

第8章 事務局

(事務局)

第28条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局の事務は、事務総長が総理する。3. 事務局に事務次長その他の職員をおき、会長が任免する。4. 前項の職員は、有給とすることができる。5. 事務局の内部組織、機構等については、組織委員会議の議を経て会長が定める。

第9章 寄付行為の変更および解散

(寄付行為の変更)

第29条 この寄付行為は、組織委員会議において組織委員現在数の3分の2以上の同意を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人は、第4条の目的を達成したときは、組織委員会議の議を経、かつ、文部大臣の認可を受けて解散するものとする。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、組織委員現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的

を有する公益事業に寄付するものとする。

第10章 補 則

(委任)

第32条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、組織委員会議の議を経て会長が定める。

付 則

1. この寄付行為は、昭和36年7月1日から施行する。

(設立当初の理事および監事)

2. この法人の設立当初の理事および監事は、次のとおりとする。

組織委員(理事、会長)日本オリンピック委員会委員長、財団法人日本体育協会会長 津島 寿一
 (理事・副会長)安井誠一郎
 (理事・副会長)日本オリンピック委員会常任委員 竹田 恒徳
 (理事・事務総長)日本オリンピック委員会総務主事 田畑政治
 (理事)日本放送協会会長 阿部真之助
 ()日本商工会議所会頭 足立 正
 ()文部大臣荒木万寿夫
 ()東京都知事・国際オリンピック委員 東 竜太郎
 ()総理府総務長官 藤枝 泉介
 ()日本体育協会埼玉県支部長 福永 健司
 ()経済団体連合会会長 石坂 泰三
 ()春日 弘
 ()東京都議会副議長

加藤千太郎

内山岩太郎

（ ）東京都議会議員

（ ）衆議院議員柳田秀一

菊池 民一

（ ）参議院議員安井 謙

（ ） 〃 小山 省二

監事 日本公認計士協会会長

（ ）埼玉県知事栗原 浩

太田 哲三

（ ） 松永 東

〃 桜田 武

（ ）東京都議会議長

〃 東京都銀行協会会長柳満珠雄

村田字之吉

(会計年度の特例)

（ ）衆議院議員中村梅吉

3. この法人の昭和36年度の合計年度

（ ）参議院議員重盛寿吉

は、第13条の規定に拘らず、昭和36年

（ ）衆議院議員島村一郎

7月1日から昭和37年3月31日までと

（ ）東京都副知事

とする。

鈴木 俊一

(事業計画等の届出)

（ ）日本新聞協会会長

4. この法人の昭和36年度の事業計画

高橋 雄材

およびこれに伴う収支予算について

（ ）国際オリンピック委

は、第10条の規定にかかわらず設立発

高石真五郎

起人会の議を経て定めるものとする。

（ ）神奈川県知事

○昭和36年10月6日第3条改定

東京オリンピック選手

強化対策本部規程

第1章 総 則

第1条 日本体育協会は日本オリンピック委員会規程第23条に基づく専門委員会として「東京オリンピック選手強化対策本部」(以下強化対策本部という)を設置する。

この強化対策本部に関する事項は、この規程による。

第2章 目的および事業

第2条 この強化対策本部は、1964年のオリンピック東京大会に参加する日本選手の強化を図ることを目的とする。

第3条 この強化対策本部は前条の目的を達成するために左の事業を行なう。

1. 選手強化計画の総合的方策を立てる。
2. 関係競技団体の選手強化を助成する。
3. コーチの指導力を高揚拡充するため、コーチ組織の確立を図り、コーチ会議、研究会、討議会その他必要な会議を開催する。
4. コーチの海外派遣、見学外国コーチの招聘等必要に応じて行なう。
5. 組織的、計画的な選手の強化を促すため、関係体育団体諸機関と連絡協議する。
6. スポーツ科学研究所を設置し研究調査を図る。
7. 諸外国の強化策ならびに選手養成に関する資料を集めて調査研究する。
8. 選手強化に関する刊行物を発行すること。
9. その他第2条の目的を達成するために必要な事業を行なう。

第3章 組 織

第4条 この強化対策本部は左の委員をもって構成する。

1. 日本陸上競技連盟、日本体操協会、日本アマチュアボクシング連盟、日本フェンシング協会、日本ライフル射撃協会、日本クレール射撃協会、日本アマチュアレスリング協会、日本漕艇協会、日本水泳連盟、社団法人日本馬術連盟、日本アマチュア自転車競技連盟、日本ウエイトリフティング協会、日本ヨット協会、日本蹴球協会、日本ホッケー協会、日本ハンドボール協会、日本バスケットボール協会、日本バレーボール協会、財団法人全日本弓道連盟、日本近代五種競技連合、以上各競技団体が選出する各一名の委員。2. 日本オリンピック委員会より選出された委員若干名。3. 日本オリンピック委員会委員長が指名する関係機関の代表者若干名。4. 日本オリンピック委員会委員長が指名する学識経験者若干名
前1号に記載する競技団体の委員が、本部長、副本部長に選任された時は、右団体は更に1名の委員を選出することが出来る。

第4章 会 議

第5条 総会は、この強化対策本部の目的を遂行するに必要な重要事項について審議決定する。

第6条 総会は必要に応じて、本部長が招集し、その議長となる。

2. 日本オリンピック委員会および委員の5分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は速やかに総会を招集しなければならない。

第7条 総会は委員の半数以上が出席しなければ開会し、議決することは出来ない。ただし同一事項について再度招集したときは、委員の3分の1以上の出席があればこの限りでない。2. 委員会の議事は出席委員の半数以上の同意をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第8条 日本体育協会の会長、専務理事、日本オリンピック委員会総務主任、財務委員会委員長または委員長の指名する委員、会計担当理事ならびに事務局長は、総会に出席して意見を述べることが出来る。

第5章 役 員

第9条 この強化対策本部に左の役員を置く。

本部長 1名
副本部長 若干名
常任委員 若干名

第10条 本部長、副本部長は、総会において互選する。

第11条 本部長は、日本体育協会および日本オリンピック委員会に対し、この強化対策本部を代表し、会務を統轄し会議の議長となる。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合、その職務を代行する。

第12条 この強化対策本部に常任委員若干名をおく。

2. 常任委員は、総会で委員の中より選出する。

第13条 常任委員会は、この強化対策本部の常務を処理する。

第14条 常任委員会の議事については、総会の規定を準用する。

第15条 役員および委員の任期は東京

五輪選強本部規程

オリンピック大会終了までとする。

第6章 専門部会ならびに機関

第16条 総会の決議をもって、この強化対策本部の事業遂行に必要な専門部会ならびに機関を設けることが出来る。

第7章 会計

第17条 この強化対策本部の会計は、本会寄附行為第19条の規定に基づく特別会計とする。

2. 総会において決定した予算ならび

に決算は日本体育協会理事会の承認を得なければならない。

第8章 事務局

第18条 この強化対策本部の事務は、日本体育協会事務局が処理する。

附 則

第19条 本規定は昭和35年1月18日より施行する。

第20条 この強化対策本部は東京オリンピック大会終了とともに解散する。

日本漕艇協会東京オリンピック準備委員会内規

(性格)

1. 日本漕艇協会に臨時特別組織として東京オリンピック準備委員会を設置し日本漕艇協会会長之れを統裁する。本委員会は日本漕艇協会の名に於いて東京オリンピック漕艇競技に関する一切の事項を管掌する。

(目的)

2. 本委員会は東京オリンピック漕艇競技を円滑、完全に遂行し且つ日本漕艇代表が優秀の成果を挙げる為めに一切の対策を講ずることを目的とする。

(職制)

3. 本委員会に最高会議並に事務局及び施設、強化、財務の3委員会を置く。但し必要に応じ委員会を増減することがある。

(期間)

4. 本委員会は昭和35年12月8日を以って発足し、東京オリンピック終了後1カ年以内で解散する。

最高会議

(構成)

5. 最高会議は最高委員若干名を以て構成する。

(機能)

6. 最高会議は東京オリンピックに関する日本漕艇協会の最高意志決定機関であって、本会議の決定事項は日本漕艇協会会長の名に於いて発表する。

(議長)

7. 会議の議長は日本漕艇協会会長之れに当る。会長事故あるときは最高委員の互選により決める。

(議決)

8. 会議の決定は努めて全員の賛同を得ることとし、止むを得ざる場合は過半数の意志を以て有効とする。

(開催日)

9. 最高会議は月例1回の外、必要に応じて開催する。

事務局及び各委員会

(事務局)

10. 事務局は準備委員会の庶務、文書、会計、渉外、連絡その他各委員会の所管に属さない事項を掌理する。

(委員会)

11. 施設、強化、財務の各委員会は各々その名称の示す部門一切の立案並に実施に当るものとする。

各委員会は必要に応じ分科会を設置することができる。

(構成)

12. 事務局並に各委員会に夫々長1名及び局員又は委員若干名を置く。

(局長、委員長)

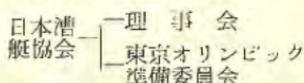
13. 局長、委員長は夫々局、委員会を統轄するものとする。

懇談会

14. 広く意見を求め、準備委員会の有

効な運営を図るため必要に応じ委員、理事その他有識者を以て懇談会を開催する。

日本漕艇協会東京オリンピック準備委員会組織並に関係図



日本漕艇協会東京オリンピック準備委員会組織



日本ユニバーシアード委員会規程

第1章 総 則

第1条 この委員会は日本ユニバーシアード委員会 (Japanese Universiad Sports Board) 略称 (J・U・S・B) と称する。

第2条 この委員会は日本オリンピック委員会規程第17条の定める専門委員会とする。

第3条 この委員会の事務所は東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地財団法人日本体育協会内に置く

第2章 事 業

第4条 この委員会は日本オリンピック委員会の事業中次ぎの事業を処理する

- (i) 日本における大学スポーツの代表機関として、国際大学スポーツ連盟 (Federation Internationale du Sport Universitaire) 略称 (F・I・S・U) に加盟し、その事業に日本

を代表すること。

- (2) ユニバーシアード夏季競技大会に日本を代表する学生選手、役員を選定派遣および参加すること
 (3) 国内に於てユニバーシアード活動を推進し、かつユニバーシアード標章、歌詞および曲譜等を管理すること

- (4) 以上各号に関連する一切の事業
 第5条 この委員会はその所管する事項に関しては、第7条の制限のもとに決定および実施の権限を有する

第3章 組 織

第6条 この委員会は次ぎの委員をもって組織する。

- (1) ユニバーシアードで行なわれる競技の全国的統轄団体およびその学生部または学生競技、統轄団体が選任した各1名の委員
 (2) 日本オリンピック委員会の委員長

および総務主事

(3) この委員会の委員長が委員会に諮って指名する学識経験者

(4) 第1号の委員の総数は、全委員の2分の1以上を占めなければならない。

第4章 委員会

第7条 この委員会の機構および事業の根本方針その他重要事項については委員会において決定し、日本オリンピック委員会に報告し承認を得るものとする。

第8条 委員会は委員長が招集してその議長となる。ただし委員長が事故ある時は副委員長がこれに代ることができる。

第9条 委員会は委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし同一事項について再度招集したときは、この限りでない。

第10条 委員会の議事は出席委員の過半数で決定する。

第11条 第6条第1号の委員が委員会に出席できない場合には、これを選任した団体の役員を代理出席させることができる。

第5章 役員

第12条 この委員会に下記の役員を置く

委員長	1名
副委員長	1名
名誉秘書	1名
名誉会計	1名
役員	若干名

第13条 委員長は日本オリンピック委員会委員長、副委員長は同総務主事があたる。

第14条 名誉秘書および名誉会計は委員会において選任する

第15条 委員長、副委員長、名誉秘書および名誉会計は各自この委員会を代表する。

委員長は会務を総理し副委員長は委員長を補佐する。

名誉秘書は会務を掌理し、名誉会計は会計を掌理する。

第16条 緊急を要する事項を生じ、委員会に付議することが困難な場合には、委員長、副委員長、名誉秘書および名誉会計の会議をもって決定することができる。

この場合にはただちに次の委員会に報告し、承認を求めなければならない。

第17条 委員および役員の任期は2カ年とする。ただし重任を妨げない。

附 則

第1条 この規程の第6条第1号に規定したユニバーシアードに行なわれる競技は、陸上競技、フェンシング、水上競技、庭球、バスケットボール、水球、バレーボール、漕艇、体操、スキー、スケートおよびアイスホッケーである。ただし将来ユニバーシアードで行なわれる競技が追加された場合は、自動的にその競技団体から選任する委員をこの委員会に加えることができる。

第2条 この規程は、昭和35年7月6日より施行する。

第3条 全日本大学スポーツ委員会規程はこれを廃止する。

財団法人 東京都体育協会寄附行為

第1章 総 則

第1条 この法人は財団法人東京都体育協会という。

第2条 この法人は事務所は東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地岸記念体育館に置く。事務連絡所 文京区小石川町1-1 都営小石川運動場内

第2章 目的および事業

第3条 この法人は東京都における体育運動を振興して都民の体力向上を図り、スポーツ精神を涵養し、もって社会文化の向上発展に寄与し、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的とする。

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1 都民の体力向上とスポーツ精神を涵養するため、その根本方針を審議確立すること。

2 体育運動に関し東京都、財団法人日本体育協会、その他の機関の施策に協力すること。

3 体育大会、講習会、スポーツバッテテスト、その他体育運動に関する各種事業の実施および援助をすること。

4 体育運動施設の計画および設置をすること。

5 体育運動に関する資材の研究調査をすること。

6 体育運動の宣伝、啓発、指導および奨励を図ること

7 体育運動に関する研究調査をすること

8 その他目的を達成するため必要な

事業

第3章 資産および会計

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- 1 この法人設立の当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 事業に伴う収入
- 4 加盟団体分担金、補助金および寄付金品
- 5 その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用資産は基本財産以外の資産とする、ただし寄付金品であつて寄付者の指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

第8条 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは理事会の議決を経、かつ東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は資産から生ずる果実、事業に伴

う収入、加盟団体分担金その他運用財産をもって支弁する。

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎年会計年度開始前会長が編成し理事会および評議員会の議決を経て東京都教育委員会に届出なければならない。

2 事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

第11条 この法人の決算は会計年度終了後1箇月以内に会長が作成し財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて理事会および評議員会の承認を受け東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第12条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは理事会および評議員会の議決を経、かつ東京都教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第13条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 役員および職員

第14条 この法人には次の役員を置く
理事5名以上10名以内（内会長1名、副会長2名、常務理事1名）
監事2名

第15条 会長、副会長その他の理事および監事は評議員会で別に定める役員内規に従いこれを選任し、理事は互選

で常務理事1名を定める。

2 前項の役員が評議員の中から選出されたときは評議員の資格を失い、その選出加盟団体は更にこれに代る評議員を選出する。

第16条 会長はこの法人の事務を総理しこの法人を代表する。

副会長は会長を補佐する。

2 会長に事故があるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ順位を示して指名した副会長または常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は会長、副会長を補佐し理事会の決議に基き日常の事務を総括する。

第17条 理事は理事会を組織しこの法人の業務を議決し執行する。

第18条 監事は民法第59条の職務を行なう。

第19条 この法人の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行なう。

4 役員はこの法人の役員たるにふさわしくない行為のあった場合または特別の事情のある場合には、その任期中といえども評議員会および理事会の議決によりこれを解任することができる。

第20条 この法人には評議員若干名を置く。

2 評議員は加盟団体から1名宛選出する。

3 評議員には第19条を準用する。こ

の場合には同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第21条 評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ会長に対し必要とみとめる事項について助言する。

第22条 会長は理事会の承認を得て顧問、参与および常任相談役若干名を委嘱することができる。

2 顧問および参与はこの法人の重要事項について諮問に応ずる。

3 常任相談役は理事会に出席して意見をのべることができる。

第5章 加盟団体

第23条 この法人に加盟した団体を加盟団体とする

2 東京都の区域をその構成範囲として結成された種目別体育団体ならびに東京都の区郡市、島嶼を総括代表する地域別団体で加盟申込のあったものは理事会および評議員会の議決を経て加盟団体とすることができる。

3 加盟団体が前項に規定する資格を失ったときは評議員会の議決を経て脱会させる。

4 加盟団体は毎年度所定の分担金を納入しなければならない。

5 加盟団体は別に定める加盟団体に関する規定を遵守しなければならない。

第24条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

2 職員は有給とすることができる。

第6章 会 議

第25条 理事会は必要に応じ会長が招集する。ただし理事現在数3分の1以上から会議の目的事項を示して請求が

あったときは臨時理事会を招集しなければならない。

2 会議の議長は会長とする。

第26条 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければならない。議事を開き議決することができない。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意見を表示したものは出席者とみなす。

2 理事会の議事はこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条 次に掲げる事項については理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1 予算および決算についての事項

2 不動産の買入れまたは基本財産の処分についての事項

3 その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認められた事項

第28条 軽易な事項で評議員会に諮る暇がないときは理事会が代行することができる。ただし右の場合は最近の評議員会の承認を得ることを要する。

第29条 第25条および第26条は評議員会にこれを準用する。この場合において第25条および第26条中「理事会」および「理事」とあるのは評議員会および「評議員」と読み替えるものとする。

第30条 すべて会議には議事録を作成し議長および出席者代表名が署名なつ印の上これを保存する。

第7章 寄付行為の変更ならびに解散

第31条 この寄付行為は理事現在数お

のおの3分の2以上の同意を経、かつ東京都教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

第32条 この法人の解散は理事現在数および評議員現在数のおの4分の3以上の同意を経、かつ東京都教育委員会の許可をうけなければならない。

第33条 この法人の解散に伴う残余財

産は理事全員の同意を経、かつ東京都教育委員会の許可を受けてこの法人の目的に類似の公益事業に寄付するものとする。

第8章 付 則

第34条 この寄付行為施行についての細則は理事会および評議員会の議決を経て別に定める。

東京都高等学校体育連盟 漕 艇 部 規 約

第1章 目的及び名称

第1条 この部は都下所在の高等学校（外国人学校を除く）の漕艇競技の振興を図り併せて会員相互の親睦を厚くすることを目的とする。

第2条 この部は東京都高等学校体育連盟（以下都高体連と称す）漕艇部と称す

この部の住所は部長校とする。

第3条 第1条の目的を達する為下記の事業を行なう、

1. 高等学校体育の漕艇競技の研究指導

1. 地方大会又はリクレーション大会の開催

1. その他目的達成に必要なこと。

第2章 組 織

第4条 この部は都下所在の高等学校の漕艇部を以て組織し、男子の部、女子の部に分ける

第3章 役 員

第5条 この部に下記の役員を置く

部 長 1名

副部長 1名

部長及び副部長は加盟学校の学校長もしくは教員（専任者）の中から委員

会が推薦し都高体連会長により委嘱された者

委 員 若干名

1. 加盟学校の教員（専任者） 1名

1. 加盟学校の生徒 1名

常任委員 若干名

部長が委嘱する

委員の表決権は一校一票とする

会計監事 2名

委員の中より委員会により決める

顧問

委員会の推薦により部長が之を委嘱する

第6条 役員の任期は2年とする、但し重任は妨げない

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする

第7条 部員の任務は下の如くである

1. 部長はこの部を統轄し代表する

1. 副部長は部長を補佐し部長事故ある時は之を代理する

1. 会計監事は会計を監査する

1. 委員は委員会によって部務を処理する

第4章 会 議

第8条 委員会は部長副部長及び委員

により構成される。部長は議長となる

第9条 委員会は部長が必要なとき招集する

第10条 委員会における議決は多数決による。可否同数のときは議長の決裁による

出席は委任状も認める

第11条 委員会はこの部の重要事項を審議決定する

第5章 会 計

第12条 この部の経費は会費、寄付金その他の収入によりまかなう会費は委員会により決める

会費とは本部会費及び部費である

第13条 加盟校は定められた会費及びその他の費用を納入するものとする

第6章 加盟及び資格

第14条 この部に加盟する高等学校漕艇部はその校の専任教諭を部長とし学校で正式に認められた部でなくてはならない

第15条 加盟を希望する学校漕艇部はその校の学校長より部長(委員)の氏名、部員表を添えてこの部の部長宛加盟申請を提出するものとする

第7章 そ の 他

第16条 この部の年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る

第17条 本規約を変更しようとするときは委員会の議決を終るものとする

昭和36年9月11日制定

關係先住所録

名 称	住 所	摘 要
【協 会 関 係】		
日本漕艇協会	千代田区神田駿河台4-6岸体育館内 (251) 9511	
東京都教育庁体育課	千代田区丸の内3-5 (201) 5211	
東京都体育協会	文京区小石川町1-1 (921) 4507	
東京都高等学校体育連盟 (高体連)	台東区浅草七軒町2都立白鷺高校内 (871) 3049	
東京都高体連漕艇部	品川区大井森前町5447 (771) 2171 小野学園女子高校小野時男	
【大会会場関係】		
埼玉県庁	浦和市長砂町(蔵) 8811	
埼玉県警察署	埼玉県蕨市(蔵) 4042	
戸田町役場	埼玉県北足立郡戸田町(蔵) 3051	
戸田コース文部省管理事務所	埼玉県北足立郡戸田町上戸田2446	コース使用 願出先
戸田コース共同艇庫	埼玉県北足立郡戸田町上戸田2446	
戸田競艇場	埼玉県北足立郡下笹目(蔵)3710-3711	
蔵電報電話局	蔵市御殿町(蔵) 4000・5542	
東京大学運動会漕艇部艇庫	埼玉県北足立郡戸田町戸田ボートコース 南岸(蔵) 5845	
中央大学漕艇部艇庫	埼玉県北足立郡戸田町戸田ボートコース 南岸(蔵) 5526	
東京水上警察	港区芝海岸通1-22 (431) 0491・1503	河川使用願 出先
一橋大学向島艇庫	墨田区向島隅田公園11号地(622)6635	
神奈川県教育庁体育課	横浜市中区本町3-31(横浜)20-4921	
相模湖町役場	神奈川県津久井郡相模湖町与瀬1006 (相模湖) 22, 74, 119	
【大会開催関係】		
陸上自衛隊東部方面総監部	新宿区市ヶ谷本村1 (301) 3801	会場通信施 設依頼

名 称	住 所	摘 要
練馬中屯地部隊 戸 田 中 学	練馬区北町 2 (933) 0925 埼玉県北足立郡戸田町上戸田	机・椅子借 用
桜工業写真 日本写真判定	渋谷区金王町 (401) 2724・7008 千代田区飯田町 2-15 (331)8527	記録速報 ゴール写真 判定
欠田電気商会	埼玉県北足立郡戸田町下戸田272 (蔵) 3791	放送施設依 頼
鹿島屋旅館	埼玉県北足立郡戸田町上戸田(蔵)2750	旅館
岩井館	北区袋町 2丁目 (901) 2020	ふとん屋
丸屋	豊島区駒込 6-517 (982) 1196	オワンポ ート借用
荒川ポートハウス	北区志茂町 2-36 中村利三郎 (901) 5346	
日本ビール本社	中央区銀座 7-1 (571) 0211	会場売店
朝日ビール 日比谷ニューアサヒ	中央区京橋第一相互館 (561) 8591 (591) 1708	
麒麟ビール本社都内販売 休協食堂	中央区京橋明治屋ビル(281)6111・5576 千代田区神田駿河台 4-6 岸体育館内 (251) 9511 (251) 9837 (赤電話)	弁当
東京トヨペット	港区芝高輪南町 7 (441) 9221	記録用自動 車借用
【器 材 関 係】		
デルタ造船所	荒川区尾久町 8-2788(891)7018・8044	
大川ゴム工業	墨田区向島押上町92 (622) 4156	トップボ ール
岡本造船所	横浜市中区新山下町8-7(横浜)2-2214	
桑野造船所	大津市中保町16 (大津) 4366	
東京出張所	千代田区富士見町 1-20 (331) 7810	
青樹印刷	中央区日本橋茅場町2-7 (671) 0092	プロ、ニ ース等印刷
サングラフ	中央区日本橋本町1の1東光ビル (241) 6561	8ミリ編集 デビュー製 作
ヤシカ	渋谷区神宮通2-31 (402) 4161	カメラ借用

関係先住所録

名 称	住 所	摘 要
【報道関係先】		
共同通信社	千代田区日比谷公園市政会館内 (591) 2121・2131	
朝日新聞社	千代田区有楽町2-3 (201) 0131・0141	
毎日新聞社	千代田区有楽町1-11(201)0321・0331	
読売新聞社	中央区銀座西3-1 (561) 1111・2191	
東京新聞社	千代田区内幸町2-10 (591) 3101	
産経新聞社	千代田区大手町13 (231) 7111	
日本経済新聞社	中央区日本橋茅場町2-18(671)0251	
報知新聞社	千代田区平河町2-29 (301) 3311	
日刊スポーツ新聞社	中央区築地1-7 (542) 0111	
スポーツニッポン新聞社	千代田区有楽町1-11(201)0321	
中部日本新聞社東京支社	千代田区内幸町2-22(591)0181・0171	
西日本新聞社東京支社	中央区八重洲6-1(281)2821・2451	
北海道新聞社東京総局	中央区銀座西7-5(551)5161	
ディリースポーツ新聞社	中央区銀座7-5(431)8413	
日本放送協会	千代田区内幸町3-2(591)3451・3461	
日本文化放送	新宿区若葉町1-5(351)4121	
東京放送	港区赤坂一ツ木町36(481)8141	
ニッポン放送	千代田区有楽町1-7(281)5251・5261	
日本テレビ放送網	千代田区二番町14(331)9801	
フジテレビジョンスタジオ	新宿区市ヶ谷河田町7(341)5151	
日本教育テレビ	港区赤坂材木町55(408)6261	
内外タイムズ社	中央区銀座3-5(561)8646	
日本短波放送	港区赤坂田町7-3(481)8151	
ジャパントイムス社	千代田区内幸町1-1(591)5311	
朝日イヴニングニュース社	千代田区内幸町1-1(591)7471	
英文毎日	千代田区有楽町1-11(201)0321	
ザヨミウリ	中央区銀座西3-1(561)1111	
東京スポーツ通信社	渋谷区上智町11(401)7390(408)9128	

参考文献について

体力測定・トレーニング関係

一東大医学部 石河寛二氏選定—

モーガン 著・加藤儒夫 訳
アダムソン 著・窪田 登 訳

サーキット・トレーニング

(ベースボールマガジン社 ¥150)

栗本義彦・長島長節校閲

ソ連スポーツトレーニングの理論と
方法

(不昧堂 ¥750)

江橋慎四郎・久松栄一郎

前川峰雄編

現代コーチング

(体育の科学社 ¥800)

松井三雄・水野忠文

江橋慎四郎編

体育測定法

(体育の科学社 ¥600)

名取礼二・横畑栄・小川義雄著

体力測定法

(同文書院 ¥480)

漕法を中心としたもの

一日漕強化部長 根岸正氏選定—

ボートに関する書物といっても、(1)レガッタやクラブ等の歴史を述べたもの、(2)随筆風なもの、(3)ボートの構造等を主としたもの、(4)漕法や技術、鍛

練に関するもの等色々あるが、ここでは漕法やトレーニングに関するものを取り上げてみることにした。

外国書の内から

(1) Complete Oarsman

(R. C. Rehmann 著)

今からおよそ60年も昔に発行されたイギリスのボート書で、Fairbairn が彼の新しい漕法を発表して、イギリスのボート界に一大波瀾を巻きおこすまでは、彼の国における唯一のボート教典であったと思われる。今日でも、あれはオーソドックスだとか、あれはフェアバーンだとか言われる位で、オーソドックスについて知るためには必読の書だと思われる。

(2) Rowing Notes

(Steve Fairbairn)

初版が1926年に発行された。昭和時代(但し戦前)の選手である我々には最もなじみ深いボート書である。今日の世界中の漕法は大なり小なりフェアバーンの影響を受けていないものはないと言っても過言ではなからう。

フェアバーンは1904年に“Notes on Rowing” という本を発表したが、引続いて、

Rowing Notes (1926年)

Some Secrets of Successful

Rowing (1930年)

Chats on Rowing (1934年)

等をそれぞれ単行本として発表した。これ等は今日、彼の息子の Ian Fair-

参 考 文 献

bairn の手によって

Steve Fairbairn on Rowing

—1951年—(A列5番, 574 page,
Nicholas Kaye, London)

という一冊の本にまとめられた。

フェアバーンの漕法には理屈も数字もない。しかし彼のローイングに関する思想には今日なお変らない「真」と「美」とがある。今の選手諸君には少なくとも「Rowing Notes」一冊でも読んで頂きたいと思う。

(3) Rowing to a Finish

(Roy Meldrum)

筆者はたしかペンブローク・カレッジのOBであったと思う。戦後(1955年)発行されたイギリスのボート書ではあるが、フェアバーン物のような獨創性はない。(B列5番, 136page, Sporting Handbook Ltd, London)

(4) アカデミー漕法 (ア・ミ・シェ ヴェードフ, ア・ニ・シェプ ーエフ)

漕艇に関する説明書としては、理論的、力学的な点、イギリスのボート書と甚だ趣を異にしている。その内容は北大漕艇部の訳として「漕艇」七号以下に発表させて頂いたが、トレーニングの方法論と併せて、ソ連漕法を理解する上に、また漕法の理論的研究のためには一読に値するものと思う。(1957年モスコウ国立出版所発行)

なお、本書は東前日漕理事長が訪ソの際持帰られたもので、現在小生のところにお預りしている。

(5) Reunrudern

(Willy Dubuch)

昨年来日したカール・ウイブケ氏が

持参した本である。内容は漕艇全般にわたり、技術、トレーニング、スポーツ医学に大別され、その他にレガッタについての注意事項、国際漕艇規則等も掲載されている。

この本についてご希望の方は日本漕艇協会にお問合せ下さい。

(B列6番)

(6) そ の 他

以上の単行本の他に、ドイツ漕艇協会の機関誌「Ruddern」が日本漕艇協会に送られて来ている。これにも技術的なことが時々発表されているので、ご希望の方は協会にて御覧いただきたい。

日本書の内から

日本書の中にも色々な本があるが、私の持っている本の中では技術的なものは、

「ボート」長谷川宗憲著(大正15年)

「ローイング」鈴木善照著(昭和25年)

といったのがある。前者は大正末期の日本のボート思想をあらわし、後者は昭和初期(戦前)のボート思想を代表するものというべきであろうか。

いずれにしても優れた先人の書は読めば読むほど深みの感じられるものである。

(参考)

「漕艇」第5号に、京都大学図書館所蔵、大國寿吉先生遺蔵文庫のうち漕艇関係書の書名が掲載されていますから御参照いただきたい。以上

競漕大会開催の手引

1 大会の開催とは

2 つ以上のクルーが競漕をしようと計画した場合に、各々の当事者で、レースをする場所、日時、審判、さらにお招きする人や、当日出動の係の弁当から、レース後の懇親会まで準備するのが、大会開催の準備である。対校レースはこの典型的なもので、このためには、両校の当事者が何人かの委員を選んで一切を処理する。

ところが対校レースのように、2 ～ 3 でなくて、東漕の会員が同様なことを毎年継続して行く場合は、結局東漕の事務局がこのことを担当し、あらかじめ準備をしてから会員に出漕を勧誘するので、対校レースの場合とは逆な形となる。(学内や社内レースも同様である)

2 大会での最も重要な要件とは何か

東漕が主催し音頭をとっても、レガッタ実施の原理は対校レースと同じで、最も重要な事項は次の通りである。

- a 出漕クルー
- b 期日と会場(使用コース)
- c 水路設定
- d 審判員(発艇、判定)と記録員
- e 大会委員長(最高責任者)

大会を開催しても、出漕クルーがなければ開催不能となり、少なれば当然大会は貧弱となる。たとえ、見物人はいなくても、役員の出当はなくても、

大会はできるのであって、やはり大会準備は大会開催の原理の本末をつかんで実行しなければならない。

3 大会の内容で準備は随分異なる

大会が全日本となる場合は、遠来のクルーのために宿舎を用意しなければならない。(国体が最もよい例だ)また国体のように自艇でない場合は、当然艇の用意がなければならない。さらに相模湖のような深水路の設定や隅田川のような公道使用、あるいは新聞社との共同主催には、当然夫々に対処した用意が必要である。

本稿は紙面の都合もあるので実際に東漕が当面担当する大会——東漕主催の大会を戸田で開催する場合についての参考書として記述する。

4 大会準備委員会の設置

日漕の競漕規則第4条には、大会の2ヵ月前に競漕委員と審判、水路、記録その他の必要役員を選定しなければならない。競漕委員は競漕委員会を組織する、との定めがあるが、東漕の場合にはそこまでの必要はなからう。

一応日漕方式に従い、大会当日必要な各役員から代表的な人々を選任して理事長が委員長となり、大会準備委員会を組織して準備に当る。準備委員会は大会前日解散し、準備委員は夫々当日の各部門担当者となれば十分である。期間も1ヵ月あれば間に合うが、大会の開催要項はなるべく早く決めて

発表することが望ましい。

5 大会開催要項の作成

準備委員会が組織されたら、開催要項を直ちに作成し、会員に周知させねばならない。ただしこの期日、会場、種目が前年と大巾に異なるときは、要項発表が1カ月前では、会員が大変困惑するので、その際は準備委員会前に理事会で決定し、少なくとも2カ月前には周知させねばならない。ボートの練習には長期を要し、会員は要項が一応前年と同様と心得て練習を開始しているからである。なおこの3つが大巾に変わったり、その年の優勝者を団体代表候補とするなど、性格について特殊な条件が付加するときは、単に理事会でなく、あらかじめ大学委員会や実業団委員会の意向を聴くことが望ましい。

大会開催要項とはどんなものかは、36年度の実際が別掲されているので参照されたい。

6 準備委員会の実際活動

④ プログラムの編成

単にプロを印刷することではない。まず大会要項を発送して、それぞれの種目に対する出漕勧誘をして申込をさせる。申込を受付けたら、出漕数に応じレースの組合せ方法を決めて抽せん会を行ない、大会日程を作成する。この日程を主体にして、申込書によるメンバー氏名、役員氏名、当該大会の記録、その他を掲載して、プログラムが作成される。

準備委員会の仕事の全てが、このプログラム編成にあるといってもよい。申込を

受付けたとき、そのメンバーが果たして登録されているや否やの資格審査、出漕クルーが使用艇の輪旋希望ある場合の交渉など、随分と労作が伴う。

もちろん出漕料の収納は当然だが、会員の中には、過年度の会費も納めず平然と大会出漕の申込みをするものもあり、随時善処することが必要である。

組合せ抽せんは案外に時間を要するもので、この時の進行係が不慣れだと、会員は退くつすることが多い。抽せん時に主将会議を兼ねるのも一法だ。

プロが大会当日ようやくできるようなことは最低で、これも数日前に関係者に配付されるように心がけたい。

⑤ 会場設備の手下

陰の方では、本部席と万一の病人収容室がなくてはならない。そして忘れ勝ちになるのは連絡電話と拡声機だ。

大会の開始直前とはかく乱れ勝ちであって、これを統制するために拡声機は絶対必要である。

本部席にはもしビール会社が出店るときはテントを借用することが便利であり、病人収容にはボート会館事務室を予定してよい。

本部席内の設備は記録係のために机と椅子、賞盃陳列机、さらに最近では速報の印刷器置台等である。ただ記録係が指揮所を必要とする場合は、本部席とは別に設営しなければならない。

⑥ 水路設備

大会準備とその当日に於いて最も手間のかかるのが水路であるが、戸田コースではこの苦心は大巾に減ぜられ

る。最近のセバレートコースには、仲々労力を要するが、さりとてむかしのようには水路の神様までは必要がない。しかも東漕主催の大会は 1000m の場合が多いので、水路設定は大変楽となった。欲をいえば、水路用具運搬のための小型モーターでも2~3隻ほしい。

陸上にしろ、水路にしろ、係の労苦は天候に左右される。また後片付けも大切なことである。準備委員会という役目柄ではあるが、同時に後片付の対策をして置くことが肝要である。

ここで戸田コース使用時の重要な要務を記しておかなければならない。戸田は文部省の管轄下にあるので、戸田の管理事務所を通じて、文部大臣宛使用許可願を提出、承認を受けて、はじめて使用できる事になる。東漕事務所にて用紙が用意してある。

① 審判員と審判用具

出漕クルーが定刻に集合し、水路が整備され、審判員が待機すれば、レース準備はできたのである。そしてフェアな進行をすれば、大会委員長などいなくても、また弁当などなくても、大会の目的は達せられる。そのために準備委員会は審判長によくお願いをして、当日の審判(発艇判定の役割など)を決めて頂けばよい。ただし最近、審判長が当日、しかもレース開始の直前に発艇係や判定係を割振っていることがしばしば見受けられる。甚だ遺憾な実情である。プロの原稿べ切までに各レースの発艇・判定の分担を決定し、プロには当然氏名が記載されていなければならないと思う。なお審判員が使

川する小旗、メガフォン、ウォッチ等は、審判部自ら調達して然るべきである。当節の審判員は、その準備を総務担当者にまかせて、殿様気どりで当日の朝会場に現われる事が多い。感心できないことである。

② 記録員と記録用具

この場合も審判と同様である。準備委員会は記録員の長を委員として参加させ、審判部と同様に対処すればよい。記録員の記録用具調達についても、審判の場合と同様に自ら活動してほしい。この他記録員には終了後の記録とりまとめ、という大切な仕事がある。また最近では会場に於ける速報も必要なので、これらに十分留意してほしい。

③ 優勝盃、賞状、参加賞

東漕各大会には夫々優勝盃がある。これは本来は開会式で返還されるべきだが、実際には準備委員会で予め返納させておいた方がよい。現在東漕では、各大会の優勝盃を全部明確に記帳し、前年度保管者もハッキリしており、この点何も懸念することはない。

賞状は東漕の所定様式があり、それぞれの大会に応じて必要字句を書入れればよい様になっている。ただ優勝者は決勝まで判らないので、素早く書入れる人を決めて置かなければならぬ。

参加賞は各大会ごとに慣習もできているが、その年その年の流行も考慮して、数量を予測し、製作しておくことがよい。

優勝盃は当日会場に飾るが、前年の

優勝者名を刻みこみ、磨いておかねばならない。前年保持者が不用意に返還し、酒臭いものをそのまま勝者に授けるなど、最も低級である。

◎ 案内と接待

レースは見せるものではない、という理論も正しいかもしれないが、なるべく来会者の多いのに越したことはない。ボートレースには関係者以外を招くのは、本質的に無理ではあろうが、やはり宣伝も必要だ。大会開催の案内はできるだけ努力し、来場者には少しでもよい接待をなすべきである。その対策として、売店を設置するのも一つの方法である。現在この売店はビール三社によく連絡がついていて助かる。これは会場準備の一端でもある。

以上が準備委員会の仕事であるが、実はこれらを連絡し、処理することが仲々大変なのである。

7 大会当日役員の動員

プロ作成上、大会当日役員の選定は可成り前に済ましてしまうが、その全員を当日期待することはむずかしい。従って、期日が迫ったならば、各部門の責任者に改めて動員を確認して置くといふ。即ち審判、記録、陸上施設、水路、賞品、救護、接待などの長に、当日の要員と任務を改めて指示することが必要である。特に陸上施設には、場内拡声機と放送者、水路に対してはウォーターマンを忘れぬよう注意したい。

さて、準備委員長自らは当日の大会委員長となるので、たとえ何事がなく

ても、前日に会場へ出向いて検分することが望ましい。現場に行くことにより、意外な忘れ物を発見できる場合がある。

8 開閉会式の挙行について

準備委員会の活動とは別にわざわざ稿を改め、別記する理由は、特に開会式が事実上挙行困難で、ほとんど行なわれていない現状であり、一考を要するためである。他の競技と異り開会式には無理が伴うことは認めなければならないが、無意義とはいいい切れない。挙行するに越したことはない。先に抽せん会と主将会議を兼ねるのも一方法、といったが、この主将会議を開会式とするのも一方法である。これ等とその大会の性格を勘案して、適策を講ずればよい。

閉会式もいろいろ問題があった。というのは、参加クルーが残ってくれないからであった。ところが近年は決勝出漕のクルー即ち3位とか4位までを表彰するようになり（国体のやり方であって一時ボートはこれを好まないと考えた向もあったが一その是非は別として）、そのため少なくとも決勝進出クルーは残ってくれるので、難点が幾分解消されたようである。

開、閉会式はもちろん儀礼であるからキ帳面にとり行なう必要がある。とかく、ボート屋は儀式的なことを好かない、といって底辺の拡大でボート人口を増やすためには、自己満足のみの思想であってはならないと思う。さて、キッチンと行なうには、一寸気を利かせればよいので、何もむずかしいことは

ない。東漕ではこの為開、閉会式に使用するレコードを用意した。

大会の始りと終りは正に開閉会式だが、実はそうでない。開会式の時刻はウォーターマンがステッキボートに乗込む頃だし、閉会式の頃は陸上と水路の撤去作業がたけなわのときである。即ちこれ等こそ蔭に隠れた開閉会式で、ボートマンの本質である。委員長はもちろんのこと、役員たるものは、後片付けを完了してはじめて終幕と考えなければならない。それから全員の労をねぎらいながら杯を挙げてこそ意義がある。役員の実行者が、閉会式後急ぎ会場を去るようでは、その責任を全うしたとはいえない。

9 接待と役員弁当

折角来て頂いた人々が熱心に午前から午後まで会場におられるときは、弁当・茶菓のことも考えなければならない。金の問題ではなく、その用意があるかどうかである。幸いに各大会にはビール3社が交替で売店を出してくれるがそれは会社の宣伝のために勝手に出張しているのだと片付けるわけには行かない。戸田のようなところへ出張してもらったことに感謝したいものだ。

役員弁当は何のために支弁されるかを考える必要がある。弁当を実際に必要とする役員は審判、記録、水路、陸上の夫々の担当であるが、最近のようにレースが混んでくると、彼等には昼休みもない。これ等の役員にこそ弁当が必要であり、本部テントに坐っている委員は、余ればやってよい部類である。

本質を忘れぬように配慮が肝心である。大会にきて頂いた方々にはその日の感想を伺うのも必要である。次回のよい参考になる。

10 東漕主催各大会の細目

36年度において、東漕は6つの大会を主催(内2つは新聞社との共催)し、別に国体予選を開催した。もちろん日漕主催の大会には実働部隊の任務を果たした。

年度初めのお花見レガッタを向島で開催した外は、全て戸田で行なったが、37年からはこのお花見も戸田で行なわれている。ただし37年度は戸田コースの改修がいよいよ着工されるので、秋のレガッタは尾久あるいは相模湖となるであろう。会場が変れば、それなりに準備を改めなければならぬが、当初に述べた通り、戸田という予定で、各大会の細目を記して置く。

イ お花見レガッタ

- 1) オアズマンクラブの後援をお願いする。このレガッタは、シーズン開きの意味をこめた祭りの行事でもあって、多数のオアズマンに楽しんで頂くわけである。後援といっても、実は東漕が後援するようなもので、クラブの御意向を承ることがその内容である。
- 2) 参加賞の手拭図案は決まっている納入者も毎年同じである。
- 3) 賞盃のいくつかは産経新聞の寄贈であるが、かつて産経新聞が後援していたからである。現在は関係ない。
- 4) 従来通り向島の場合だと、コース

競漕大会の手引き

使用のために水上警察署の許可手続と警官の出動を依頼するし、一橋大学の艇庫借用手続を要するが、今はその必要がない。

- 5) 先にも述べたが、この大会は祭典気分を楽しみたいと思うが、さて実業団の方からみればシーズントップであり、やはり勝負を尊重している。主催者の意図と出漕者の意志に食い違いも感じられる。学校側にはまあまあといった大会だ。

ロ 都民レガッタ

- 1) 東京都の体育大会の一部門として都体協の主催という形式であり、都体協との事前連絡が必要であり、若干の費用も頂ける。大会当日には都体育課の係員も一応は出張して来るが彼らには別にむずかしい考慮は不要である。
- 2) 参加賞として都体育大会の参加賞があり、東漕では用意しない。
- 3) この大会の特色は本来は都の各区対抗であって、ボートの場合は本筋から外れていた。然し37年には漸くその本筋の一端が表現し、オワンボートの区対抗レースがさきやかに行なわれた。これは大変結構なことである。この大会は都民に親しまれるべきもので、いいかえれば素人の方のボート大会になるべきであろう。時期的にもお花見から1ヵ月足らずで、そうなるのが必然でもある。

ハ 読売レガッタ

- 1) 名称が示すとおりで、読売新聞社と共催、報知新聞社の後援で開催し、

実業団と社会人のレガッタである。

- 2) 両新聞社からは当然費用の一端を頂けるし、開催要項作成には当然両社の意見を御聞きすべきである。そのために2ヵ月前位に両社を訪問挨拶し、終了後にもお礼に行くのである。大会役員には両社の幹部氏名を掲載することも当然である。その打合せを兼ね会食を共にする慣例もあり、大会も既に10回を過ぎ、両社も十分理解がある。殊に読売の平林氏はスポーツマンであって、両社との交渉は苦心も何もない。
- ただ実活動は、共催とはいえず東漕が実施に当る。

ニ 朝日招待レガッタ

- 1) 本大会の特色は、東漕・朝日の主催とあるが、朝日・日漕・東漕3者の共催であり、その内容の決定には日漕が主となる。出漕者は主催者が提案するので、プロ編成の苦勞は少ない。
- 2) 会期が日漕の全日本に左右されるので一定しないが、大会準備や運営には苦勞が少ない。まして費用はまず全額朝日側負担であるし、準備も楽である。朝日の担当者は運動部・企画部だが、企画部の黒川氏は開設当初からのベテランで、当方は大変ありがたい。
- 3) 参加賞もプロ印刷も、朝日側が処理してくれ、何事もオンブである。

ホ 関東高校新人選手権

- 1) 36年に、東漕に初めて女子高校が加わったが、まだ一校である。何れ

女子部レースも行なわれる段階である。新人とはいっても、高校2年生がおり、試験などで仲々日取りがむずかしい。

- 2) 関東というので他県が参加するし、当然高体連との共催である。36年度に東京都も漸く高体連漕艇部が生まれたので、この大会は高体連と緊密な連携が必要である。

へ 関東大学女子選手権

- 1) 関東といっても、現在は東漕のみで、しかも6つの大学である。目下はナックルだけで至極簡単であるが、将来は発展して行くだらう。
- 2) 大会役員がほとんど女子で、一寸力仕事はムリな点もあるが、その他は女子らしく細い点も気かはいってくれ、主催側は楽である。36年には共立大を当番校としたが、この大会には当番校制が適するようだ。(高校と大学女子は36年においては米クルーの来日で日程が狂い、それぞれ無理な点があり、どうやらやってしまった実情であった)

ト 国体の代表決定レース

- 1) 36年は大会の形式を採らず、あくまで国体の代表を決定する意味で行なったが、これは出漕者には物足りないようである。東京予選会として一つの大会を希望するようだ。
- 2) 37年には男子シングルスカールが加われるし、目下会場も未定だが、前年にこだわらず新しい方式も十分考えてよい。

II 日漕主催の全日本には

ところで東漕は自己の主催大会の遂行と同時に日漕の全日本に奉仕しなければならない。企画には参加するが実働隊としての使命を託されているのであり、要はノー文句で動き廻ればよい。もちろん規模が大きいので大変は大変だが、出漕クルーに手を焼くようなことはないので幾分は楽である。この手伝いには大会の内容よりも、プロの広告取りがあつたりして、準備には仲々骨が折れる。大会当日は自衛隊の出動や放送関係など地方大会とはスケールがちがいが、別な仕事も多いが、その事情をよく理解して置くことは東漕にとっては確かにプラスである。

12 結 論

以上で概ねの記述を終りたい。さて上述のことはおそらくボート屋として何も新しい発見ではなからう。しかし安易なことにかえて気が付かずこうして文字にすることもくだらないようで、実は味のあることと思う。筆者としてはこの手引を当事者がその都度読まれることにより、書いてないことに気付かれる何物かがあると信じている。幸いにこの手引がお役にたてばと念じているが、実は戸田コースの完成により、設備万端が至極簡易となり、準備などが問題外となる日の一日も早きを願っている次第である。

戸田コース

1. コースはこうしてできた

東京荒川の北岸、埼玉県の南端に、長さ2400m、巾70m、深さ約3mの直線、定水の漕艇場がある。これは紀元2600年(1940年)を期して東京市に開催のことに決定した第12回オリンピック大会のボートコースとして、国費を以て建設造成されたもので、不幸にしてこの東京オリンピックは中止され、使用されなかったが、以来わが国漕艇界のメッカとして活用され、今日に至っている。

15m巾コース4路のほか、廻送路10mの水路を持ったもので、当時としてはオリンピック用として十分なもので、でき上がったコースは波静かで、観覧にも最適であり、まことに人工コースとしては世界有数のものとして自他共に許したものである。

元来この地には、荒川北岸農地用排水路として巾数間の小川が流れ、荒川改修工事に附帯して施工中の農地用水の排水路、洪水時の水量調節用池として、当時の内務省土木局が改修せんと計画中であるのに対し、どうせ調節池を造るならボートコースに造ってもらいたいと、漕艇協会が働きかけ、当局の理解ある取計いで実現をみたのである。

コースとしての起工事は、昭和12年5月31日に、他の競技場に赴けて現地で行きされ、爾来3ヶ年半を費し、昭

和15年10月31日に晴れのコース開きを行った。

着工後間もなく、オリンピックは中止となり、従って東京オリンピック組織委員会の権利義務一切が漕艇協会に引き継がれ、当初の契約に基き、昭和16年9月に水利組合からコース工作物一切が漕艇協会に移り、協会は之を更に厚生省(現在は文部省)に寄附した。

因みにコース工事費総額は96万円余りで、国庫補助40万円、漕艇協会寄附10万円、掘土砂売却金38万円余り、旧堤土売却金7万円で賄った。

2. コースと周辺の土地所有権関係

コースを含む附近一帯、約160万坪の地域は戸田土地区画整理組合の区画整理施行土地に属し之が換地処分の結果、コース関係の土地142,772坪の所有権は次の様になっている。(昭和29年現在)

(1) 埼玉県(コースの中50m巾の部分、堤防、道路、その他)

109,792坪

(2) 水利組合(コースの中央20m巾の部分と水門敷地)

22,000坪

(3) 漕艇協会(協会用地その他艇庫敷地)

10,980坪

3. コースの略図(現状)

(以上は37-2-1:日漕強化ニュース所載の永井久雄氏記述の戸田コース生のなやみより、また29-5-1:日

戸田漕艇場略図



本オアズマンクラブ会報31・32合併号所載の五十子巻三氏記述の戸田コース問題の解説より集録しました)

戸田コース航行規則

1. コース内では“右側航行”を原則とする。

(右側航行とは即ち、進行方向に向かって、コースの右側と航行することを謂う)

浮標等によりコースの中央位置が明示されている場合は勿論、その他の場合に於いてもこの原則は尊重すること。

コースが競漕大会の管轄下にある場合は、コース内での航行は大会主催者の定めに従うこと。但し、大会主催者がコース内での航行に関しこの原則に反する定めをした場合は、之れを周知させる措置を講じなければならない。

2. コース内で漕ぎやめた艇の操舵責任者は、漕ぎやめた直後に艇の前後をよくたしかめ、できるだけコースの右側に寄って水路を明けること。

自艇がついて来ている場合のあることを常に念頭におくこと。

又、自艇が休んでいる

コース紹介

間は当然他艇の為め水路をあけねばならないので、他艇のじゃまにならぬよう注意しつつ、できるだけコースの右側による（競漕コースの右側外に出る）よう心懸けること。

3. コース内では、みだりに艇を廻さないこと。

艇を廻す場合はできるだけコースの両端（0米……スタート、2000米……ゴール）で行うこと。やむを得ない場合に於いても、500米毎のポールの位置で艇を廻すこと。コースの斜め横断は厳禁する。

4. 艇種別によるコースの使用区分について。

時によって事情が異なるので、艇種別のコース使用区分の固定化は困難であるが、速い艇ほど中央に近いコースを使用することを原則として、周囲の情況判断により自艇の進路を選ぶこと。

5. コース内を航行する艇は必ずそのトップに白色ゴム球をつけること。特に舵手無し艇は白色ヘッドフラグをつけ目印とすること。
6. 日没後コース内を航行する艇は、トップに赤灯（後方からは見えない装置をする）、尾部には白灯をつけ艇首、艇尾を明瞭ならしめること。
7. その他、コース内においては、常に他艇の練習のさまたげとならぬよう注意すると共に、コース監視員の指示に従うこと。（コース監視員は所定の腕章を帯用する。）

相模湖コース

1. コース由来

相模湖は東京(新宿)から60キロの近くにある人造湖で、1944年に神奈川県が水力発電及飲料灌漑用水として使用することを目的に建設されたもので、海拔(湖面)165m、水深38m、面積258平方km、周囲は連山に囲まれた風



光明窟な湖である。

昭和30年第10回国民体育大会が神奈川県で開催されることになり、漕艇競技場としての設備が整えられ、爾来、1000mコースとして毎年各種レガッタが開催されている。

湖は漕艇競技の絶対条件たる、静水、淡水、無風、水深、環境共優位な諸条

件が自然のうちに具備されていて、ボートコースとして恰好な湖であるが、今般神奈川県当局では相模湖を県営漕艇競技場として、2億円の予算をもって施設を整備し、2000mの本格的なコースとする事に決定している。

2. コースの略図（現状及整備後の未来図）

ピ ッ チ 表 (正味五本計算)

秒 本	秒 本	秒 本	秒 本
10.0—30.0	9.0—33.3	8.0—37.5	7.0—42.8
9.9—30.3	8.9—33.7	7.9—37.9	6.9—43.4
9.8—30.6	8.8—34.0	7.8—38.4	6.8—44.1
9.7—30.9	8.7—34.4	7.7—38.8	6.7—44.7
9.6—31.2	8.6—34.8	7.6—39.4	6.6—45.4
9.5—31.5	8.5—35.2	7.5—40.0	6.5—46.1
9.4—31.9	8.4—35.7	7.4—40.5	6.4—46.8
9.3—32.2	8.3—36.1	7.3—41.0	6.3—47.6
9.2—32.6	8.2—36.5	7.2—41.6	6.2—48.3
9.1—32.9	8.1—37.0	7.1—42.2	6.1—49.1

東京地方潮位表 — 1 —

昭和37年 7月, 8月

日 Date	7 月 July								8 月 August							
	満 潮 H. W.				干 潮 L. W.				満 潮 H. W.				干 潮 L. W.			
	時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位	
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1	3 45	190	17 37	198	10 29	10	22 58	103	5 0	203	18 31	212	11 38	25	23 57	91
2	4 28	194	18 17	203	11 10	8	23 37	99	5 43	204	18 59	212	-	-	18 14	27
3	5 5	195	18 54	205	11 51	10	-	-	6 17	201	19 25	209	0 29	85	12 49	32
4	5 43	195	19 26	202	0 12	95	12 29	15	6 53	195	19 50	205	1 1	81	13 21	39
5	6 20	190	19 58	198	0 49	92	13 6	22	7 31	187	20 13	199	1 33	79	13 53	49
6	6 58	182	20 27	191	1 22	89	13 44	32	8 10	178	20 37	193	2 5	79	14 25	62
7	7 40	172	20 57	184	1 59	88	14 20	43	8 57	168	21 3	186	2 41	82	14 58	77
8	8 29	161	21 27	176	2 38	89	14 58	56	9 57	159	21 36	180	3 24	85	15 38	95
9	9 30	151	22 1	170	3 23	90	15 41	71	11 18	154	22 20	174	4 25	87	16 30	112
10	10 46	145	22 43	165	4 28	90	16 32	66	13 5	155	23 26	171	6 0	85	18 1	127
11	12 15	145	23 35	163	5 52	85	17 40	99	-	-	14 45	157	7 29	75	19 54	130
12	-	-	13 43	153	7 8	75	19 6	108	0 53	174	15 53	182	8 32	60	21 4	124
13	0 39	164	14 36	165	8 4	62	20 24	111	2 11	183	16 41	198	9 24	45	21 56	113
14	1 43	170	15 59	180	8 53	48	21 24	108	3 11	196	17 21	210	10 11	30	22 39	102
15	2 39	178	16 51	183	9 39	36	22 13	103	4 2	208	17 58	213	10 56	19	23 18	90
16	3 28	188	17 35	205	10 21	24	22 57	98	4 51	217	18 31	223	11 38	14	23 57	78
17	4 12	195	18 13	212	11 4	15	23 37	92	5 37	221	19 3	223	-	-	12 18	14
18	4 55	203	18 54	216	11 48	10	-	-	6 23	219	19 33	220	0 35	70	12 58	22
19	5 41	206	19 29	214	0 15	85	12 29	10	7 10	212	20 1	213	1 13	64	13 33	35
20	6 26	203	20 3	210	0 58	80	13 10	15	8 1	200	20 29	205	1 45	52	14 8	36
21	7 14	197	20 56	202	1 35	75	13 31	25	8 56	185	20 57	197	2 39	63	14 44	78
22	8 7	197	21 8	198	2 17	74	14 31	43	10 2	171	21 28	188	3 32	68	15 20	102
23	9 8	175	21 33	185	3 6	73	15 13	54	11 25	160	22 11	180	4 45	73	16 4	125
24	10 20	164	22 22	177	4 5	72	16 0	87	13 17	158	23 31	174	6 15	72	17 32	142
25	11 47	158	23 12	172	5 22	69	17 1	109	-	-	18 7	158	7 56	66	19 57	145
26	-	-	13 22	161	6 42	62	18 35	125	1 21	177	16 5	180	8 38	57	21 7	134
27	0 22	171	14 53	170	7 49	51	20 11	139	2 36	187	16 41	191	9 46	48	21 51	128
28	1 39	175	15 0	183	8 45	42	21 17	126	3 28	197	17 11	201	10 9	40	22 27	103
29	2 42	183	16 48	194	9 33	34	22 6	118	4 11	206	17 39	207	10 48	35	23 1	96
30	3 35	191	17 26	203	10 17	29	22 47	109	4 51	211	18 3	212	11 22	32	23 33	85
31	4 19	198	18 1	209	10 59	26	23 22	100	5 26	212	18 29	215	11 55	32	-	-

●資料は、気象協会（東京都千代田区竹戸町2）発行の潮位表

●潮位基準面の所在地は東京築地 上流における潮位は大体次の通りおくれる。尾久—1時間、戸田—1時間半

東京地方潮位表 — 2 —

昭和37年 9月, 10月

日 Date	9 月 September								10 月 October							
	満 潮 H. W.				干 潮 L. W.				満 潮 H. W.				干 潮 L. W.			
	時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位	
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概
	h m	cm	h m	cm	h m	cm	h m	cm	h m	cm	h m	cm	h m	cm	h m	cm
1	6 1	211	18 52	215	0 4	78	12 26	35	6 16	205	18 34	213	0 6	62	12 28	46
2	6 36	205	19 15	212	0 34	74	12 55	41	6 49	198	18 58	210	0 35	60	12 55	56
3	7 8	198	19 33	208	1 3	72	13 23	51	7 34	188	19 12	207	1 3	61	13 22	69
4	7 43	188	19 54	203	1 32	73	13 52	44	8 2	177	19 36	202	1 33	54	13 50	84
5	8 23	177	20 17	198	2 3	76	14 20	30	8 31	163	20 6	194	2 10	59	14 19	100
6	9 12	165	20 47	191	2 41	81	14 52	38	10 5	150	20 49	185	3 2	75	14 54	117
7	10 27	154	21 29	184	3 33	86	15 32	117	12 14	145	22 1	175	4 26	80	15 59	133
8	12 35	150	22 38	177	5 6	89	16 45	134	14 20	156	23 57	173	6 32	75	18 52	138
9	-	-	14 42	161	7 3	80	19 19	139	-	-	15 16	171	7 54	50	20 18	120
10	0 21	178	15 45	178	8 18	63	20 42	128	1 36	183	15 53	185	8 50	44	21 9	99
11	1 52	189	16 25	194	9 12	45	21 53	113	2 43	198	16 25	199	9 36	33	21 52	78
12	2 57	203	17 0	207	9 59	30	22 15	96	3 39	210	16 55	209	10 18	27	22 32	59
13	3 51	216	17 38	216	10 42	20	22 35	79	4 29	219	17 24	216	11 37	27	23 10	43
14	4 40	225	18 2	222	11 21	16	23 34	65	5 17	222	17 38	220	11 55	34	23 49	32
15	5 27	228	18 32	224	11 59	19	-	-	6 3	219	18 10	220	-	-	12 9	36
16	6 13	225	18 59	223	0 11	55	12 33	30	6 32	211	18 44	215	0 27	29	12 43	62
17	7 0	218	19 25	218	0 50	49	13 0	16	7 40	198	19 8	210	1 6	31	13 14	90
18	7 48	203	19 50	211	1 30	49	13 41	57	8 30	181	19 32	201	1 49	39	13 44	97
19	8 40	186	20 14	203	2 13	54	14 11	88	9 26	165	19 59	189	2 36	52	14 12	113
20	9 41	168	20 42	193	3 4	54	14 51	110	10 41	151	20 36	175	3 38	65	14 45	127
21	11 3	154	21 21	182	4 13	74	15 11	129	12 33	146	22 11	161	5 9	74	15 43	139
22	13 15	150	22 51	172	5 54	73	16 3	145	-	-	14 26	153	6 46	74	19 29	138
23	-	-	15 17	160	7 25	73	19 44	145	0 49	161	15 9	163	7 54	67	20 30	116
24	1 10	173	15 54	172	8 27	63	20 51	131	2 5	170	15 35	173	8 42	60	21 8	97
25	2 25	185	16 20	183	9 14	53	21 30	114	2 57	181	16 0	183	9 20	54	21 41	80
26	3 13	196	16 45	192	9 53	45	22 5	98	3 41	189	16 24	192	9 55	49	22 12	55
27	3 55	206	17 8	201	10 27	39	22 37	85	4 19	195	16 47	199	10 28	46	22 43	54
28	4 35	210	17 31	207	10 59	36	23 7	74	4 37	199	17 8	205	11 0	49	23 12	45
29	5 9	211	17 53	211	11 30	36	23 38	66	5 34	200	17 30	208	11 32	53	23 42	40
30	5 44	210	18 13	213	11 59	39	-	-	6 9	198	17 30	209	-	-	12 1	60
31									6 47	193	18 10	207	0 10	38	12 32	59

●資料は、気象協会（東京都千代田区竹平町2）発行の潮位表

●潮位基準面の所在地は東京築地 上流における潮位は大体次の通りおくれる。尾久—1時間、戸田—1時間半

東京地方潮位表 — 3 —

昭和37年 11月, 12月

日 Date	11 月 November								12 月 December									
	満 潮 H. W.				干 潮 L. W.				満 潮 H. W.				干 潮 L. W.					
	時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位		時刻		潮位			
	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概	時分	概		
h	m	cm	h	m	cm	h	m	cm	h	m	cm	h	m	cm	h	m	cm	
1	7	25	186	18	33	204	0	40	38	13	0	80	8	14	184	18	37	191
2	8	6	176	19	0	196	1	13	40	13	32	92	8	59	175	19	16	180
3	8	56	165	19	33	189	1	52	45	14	4	104	9	50	168	20	8	168
4	10	4	154	20	19	176	2	42	53	14	49	117	10	50	162	21	31	149
5	11	39	150	21	38	163	3	52	61	16	10	126	12	0	161	23	26	149
6	13	18	155	23	39	158	5	32	64	18	40	121	-	-	-	13	5	166
7	-	-	-	14	20	166	7	4	60	19	58	99	1	11	149	13	58	174
8	1	21	166	15	2	179	8	10	53	20	48	76	2	31	162	14	42	184
9	2	54	180	15	37	191	9	2	49	21	30	51	3	36	176	15	20	192
10	3	33	193	16	8	201	9	49	49	22	10	30	4	32	189	15	55	205
11	4	25	203	16	39	208	10	50	53	22	49	15	5	23	199	16	30	205
12	5	17	208	17	9	212	11	9	61	23	28	7	6	10	204	17	1	206
13	6	6	209	17	36	213	11	47	71	-	-	-	6	53	204	17	54	203
14	6	53	204	18	2	210	0	6	5	12	21	62	7	32	199	18	5	196
15	7	39	195	18	30	204	0	46	9	12	55	93	8	10	192	18	36	185
16	8	24	184	18	56	193	1	26	19	13	28	104	8	48	183	19	14	171
17	9	13	171	19	25	179	2	9	33	14	3	113	9	25	173	19	59	154
18	10	8	160	20	8	162	2	59	48	14	45	121	10	6	165	21	10	188
19	11	16	132	21	33	146	4	2	62	16	2	126	10	54	160	23	6	128
20	-	-	-	12	37	151	5	21	71	18	58	117	11	51	158	-	-	-
21	0	7	140	13	43	157	6	41	75	20	3	97	0	56	131	12	51	160
22	1	39	148	14	25	165	7	44	74	20	43	78	2	15	141	13	44	167
23	2	39	158	14	59	174	8	34	72	21	15	60	3	16	154	14	28	174
24	3	28	159	15	28	183	9	16	70	21	47	45	4	8	168	15	4	182
25	4	11	178	15	54	191	9	55	70	22	18	33	4	54	181	15	39	189
26	4	54	186	16	20	197	10	33	71	22	40	24	5	35	191	16	12	195
27	3	35	192	16	43	201	11	8	74	23	20	17	6	14	198	16	48	199
28	6	14	195	17	9	203	11	43	79	23	52	13	7	19	199	17	19	199
29	6	53	194	17	36	202	-	-	-	12	16	84	7	29	200	17	55	196
30	7	33	191	18	4	199	0	25	13	12	51	50	8	8	196	18	35	188
31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	41	189	19	20	176
																10	52	91
																23	4	8
																23	41	0
																-	-	-
																12	7	89
																0	17	-
																12	45	89
																0	55	0
																13	22	89
																1	33	6
																14	4	89

●資料は、気象協会（東京都千代田区竹平町2）発行の潮位表

●潮位基準面の所在地は東京築地 上流における潮位は大体次の通りおくれる。尾久-1時間、戸田-1時間半

東漕関係レガッタ沿革

お花見レガッタ沿革

このレガッタは、昭和26年に第1回を挙行しているが、何の縁もなく誕生したわけではない。

それ以前、川に熱心な各校のOB即ち日本オアズマンクラブは、当時の関東漕艇連盟の名に於いて、昭和22年6月1日に第1回向島レガッタを開設主催し、翌23年に第2回を開催している。1回、2回とも憲法施行を記念して行われたが、そのころ、東京都漕艇協会が発足し、この大会は東漕主催の現都民レガッタに移行した。このため、オアズマンクラブは関東の実業団ボート部と協力し昭和24年からOBお花見レガッタを開催した。翌25年はこの第2回を開催している。東漕の充実と共に関東の実業団のほとんどが東漕の会員となったので、この大会は昭和26年の第3回を迎えるに当たり、発展的解消をし現在のお花見レガッタが創設されたのである。26年の第1回、27年の第2回はこの歴史を物語るにふさわしく、実業団お花見レガッタの名称を使っている。そして、その時から東漕主催オアズマンクラブ後援で今日に至ったが、途中、第3回からは産経新聞と共催で開催している。

大会は、漕艇の最高の技術を競うものではなく、日本のボート発祥の地である向島で楽しくシーズンの皮切りをするのが使命で、第2回のプログラム

には「お花見レースです。充分楽しんでレースをやって下さい。」と明記されている。

こんな性格なので、挙行する種目も一貫せず、年に応じて変更し、時にキャックまで加わった(第4回大会)こともあった。いずれにせよ、学生も、OBも、総てのオアズマンがシーズン最初の集まりとして、楽しく1日を過ごすのが本大会の使命である。

このレガッタは年と共に栄え、本年の出漕クルーは50数クルーを数えるに至った。混合ナックルは第11回に登場した新種目で本レガッタの性格にふさわしいものとして、好評であった。

都民レガッタ沿革

新憲法は昭和21年5月3日に施行され、東京都はこの記念事業の一つとして、体育大会を実施し、各競技団体と協力してそれぞれの競技大会を開催することにした。

漕艇は昭和22年6月1日に各校が中心となり、関東漕艇連盟を主催者としてこれに呼応し、向島で「向島レガッタ」と称してその第1回を開催した。昭和24年第3回を迎えて当時漸く発足した東京都漕艇協会がこれを引継ぎ、会場を戸田に移し、その名も「憲法施行記念東京都体育大会都民レガッタ」と改称し、第3回、第4回を開催した。

一方、この2年間向島では、改めて各校OBが中心となって「実業団向島

レガッタ」を開催したが、昭和26年には、これが東京都漕艇協会主催「向島お花見レガッタ」として新発足した。

戸田で2カ年を開催した本大会は、この年向島にもどり「お花見レガッタ」と併行して年々発展した。

昭和34年は国体が再び東京で開かれたので、東京都はこの記念事業を中止し、第13回は翌年に持越した。東漕はこれに代り、単独で「皇太子御成婚記念レガッタ」を戸田で開催した。昭和35年第13回は、これを機に、当然の成行ではあるが、会場を向島から再び戸田に移し、漸く本大会は5月3日戸田で開催とその方針を確立した。時に応じ幾多の変遷を経た本大会もかくて確立したものの、行先は決して安泰ではない。というのは東漕主催は「お花見レガッタ」で始まり「都民」、「読売」と連続し、その間相当多忙であり、実業団はゴールドデンウィークに災され、大学は夫々の対校レースに妨げられる、などの事情が伏在しているからである。

この大会を盛り上げるには何か改革を要すると考え36年にリレーの新種目を加えたが、PR不足と時機尚早の嫌いでヒットしなかった。

本大会の発展は今後の大きな課題といわねばならない。

読売レガッタ沿革

本レガッタは35年第10回を迎え、たまたまこれを記念するがごとく、全日本社会人実業団選手権と併催された。

第1回の昭和26年は東漕にとってはその主催するレガッタが確立した記念

すべき年である。即ち、「向島レガッタ」が生まれ、「都民レガッタ」と初めて3本立となった。お花見・都民両レガッタの沿革にも記述した通り、先祖の「向島レガッタ」は昭和24・25年は「実業団向島レガッタ」と称し、この実業団が「読売レガッタ」の由来である。

ところで、この大会ぐらい名称が変更されているのもめづらしい。詳述すると、第1回は「関東実業団選手権競漕大会」で、第2、3、4回は「東日本実業団社会人選手権競漕大会」で、第5回に至り初めて「読売レガッタ」と呼ばれた。さらに第8、9回には再びサブタイトルに「東日本社会人実業団選手権大会」を付し、昨第10回は前述の通りで、そのサブタイトルを消した。だが35年の全日本との併催は別とし、タイトルとは反対に主催と後援は終始一貫変わらず、主催が東漕と読売新聞社の二者共同で、後援は報知新聞社と大変スッキリしている。

さて、近年の実業団の進境は極めて活発である。殊に35年のローマ大会を目指した実業団の武者振り、そして36年古河電工クルーがヘンレー・ロイヤル・レガッタに遠征するなど好適例といえよう。従って、当然全日本社会人実業団選手権と共に本大会が年々盛況で、ますます有意義であることは言うをまたない。

関東高等学校新人選手権沿革

本大会は昭和28年8月23日、戸田にて東京都インターハイとして開催され

たのが始まりである。第2回の開催は向島である。第3回(昭和30年度)は第33回全日本小艇の当日・第4回のジュニアインカレ及び第1回女子インカレと併催したが、出漕申込みなく中止となっている。昭和31年度は東漕の秋の行事として11月3日に関東インターハイとして参加資格を拡大して開催され、ようやく軌道に乗り、今日に至った。さらに昨年35年からは関東インターハイ新人戦として再出発した。

ところが36年度は、東漕秋の恒例となった11月3日に日米対抗レガッタが行われたため、女子インカレと共に期日を変更するのやむなきに至った。そのため、36年度は遺憾ながら、東漕会員のみに参加を限定せざるを得ず、神漕及び埼漕の了解を得て、タイトルのみ関東インターハイ新人戦とした。

さて、本大会の沿革で判る通り、東漕の各種別中、高校ははなはだ低調で隣県協会の支持により、どうやらレガッタを催して来た。

この点、今後の課題であり、本大会の行き方も研究の要があろう。なお、33年第6回から、漕艇界元老春日敏氏より春日楯が寄贈され、過去の優勝者の名も刻まれている。

関東大学女子沿革

関東女子インターカレッジの名称は多分に懐古的であって、なんとなく往年の関東インターカレッジを想起することができる。その点でこの大会がまだ7回目の若さにもかかわらず、日本漕艇史の一端を物語っている様でもある。一方、女子の漕艇はまだ一般的で

はなく、女子インカレといえども、日本の女子漕艇の発達を無視して、単独にその沿革を記述するのは当を得ない。即ち本大会の創設は、日本漕艇発展の一助として漸く実現されたものと考ええる。

さて戦前は女子の漕艇がわずかに神宮大会のオープン種目として行われ、それも日本郵船と北海製缶に限られていた。この2社の他には、スクールに於いて少々みるべきものがあつたが、それにしても楽しみの域を脱してはいない。まして6人漕固定席艇を用艇としているのでは、普及できないのが当然で、結局は立消えてしまった。戦後はナックルの出現で漸く女子漕艇に幸いし、東漕での第1号は共立女子大で、それは昭和23年のことである。翌24年の戸田レガッタ(当時は東漕主催)に女子ナックルが正式の種目となり、共立女子大の独壇場でここに女子インカレの端を発した。全国にも、女子ナックルの台頭は漸く活発となり、昭和26年の第6回国体(広島)ではオープン種目として採用され、翌年の27年第7回国体(福島)では、早くも女子ナックルが正式種目となった。

東漕会員では共立に続いて東大に女子ナックルが生まれ、更に早慶が参加して急速に進展し、国体の発展と呼応して、遂に昭和30年東漕五十子理事長の努力が実って、関東女子インターカレッジが創設された。

第1回は11月13日戸田で、第33回全日本の小艇や東漕主催のジュニアインカレ及び関東インターハイと共に開催された。第2回以降は11月3日文化の

日に、東漕主催のジュニアインカレ及び関東インターハイと合同で行われるのが恒例となり、東漕の秋の行事とその年の終幕を飾る大会となった。35年からはジュニアインカレが全日本ジュニアとなって日漕の主催に移り、東漕秋の行事は2つとなって、日漕と合同で開催されている。この間大会は6回を経たが、残念ながら第1回の4校のみが健在という状況で、国体では初出場の共立、その後早大の健斗はあったが、実業団女子に追いつかず、本大会は依然低調である。

36年はたまたま11月3日が日米対抗

レガッタとなり、このため東漕は本大会とインターハイをそれぞれ単独に開催する事となり、外語大及び医科歯科大が参加して、やや精彩を加えた。女子のみの単独大会はこれをもって全国初のことであり。この機会にナックルから1歩出て、女子がシエルに進出し種目を増し、真に関東女子インカレと成長する契機となるのではなかろうか。

なお本大会には第4回から漕艇界元老の深沢政介氏寄贈の深沢楫があり、第1回からの優勝者名が記入されている。

東 漕 要 覽 1961~1962

昭和 37 年 6 月 30 日印刷 頒価 ¥200.

昭和 37 年 6 月 1 日発行

発行人 東海林 武雄

編集委員 松井 文尾

宮越 茂夫

大島 勇次郎

西沢 秀男

発 行 東 京 都 漕 艇 協 会

印 刷 所 青 樹 印 刷 株 式 会 社

営業品目

一般競漕艇
カヌー・カヤック
モーターボート
ヨット各種
水害用対策折畳舟
各種オール
競艇々庫建築



株式会社

デルタ造船所

東京都荒川区尾久町8の2788
電話(891)8044・7018
振替口座19904番